平成26年度調査 駅前放置自転車の現況と対策

▼ 東京都青少年・治安対策本部

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における日転車、原期機付日転車及び日期二輪車の放直状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3) 設置者別収容能力の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成25年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成25年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(4) 処分の内訳(区市町村別) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第2 区市町村の担当組織・取組	
1 担当組織	57
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62

	(3) 区市町村における対策費の概況	•••••	63
	(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	•••••	64
	(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	••••	65
4	区市町村における条例制定等		
	(1) 制定状況一覧 ••••••	••••••	69
	(2) 条例の主な制定内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		70
5	放置禁止区域等の指定状況・・・・・・	••••••	80
6	条例による自転車等の駐車場附置義務		82
7	民営自転車駐車場の育成(補助事業)		86
8	放置自転車等に関する調査・研究等実施	状況 ••••••	90
9	放置自転車対策事例 •••••		91
第3	財政制度		
1	自転車等に関する財政制度・・・・・・	••••••	95
2	交通安全対策特別交付金(国庫支出金)		97
3	都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補	助金)	99
4	特定交通安全施設等整備事業(国庫補助	金)	104
5	社会資本整備総合交付金(国庫補助金)		105
6	特別区都市計画交付金(都支出金)		107
7	市町村土木費補助事業(都支出金)	•••••	110
8	(一財)日本自転車普及協会による自転車	駐車場設置事業	111
9	(公財)自転車駐車場整備センターによる	自転車駐車場設置事業	113
第4	· 参 考		
1	自転車等の保有・登録・生産状況・・・・・	•••••	125
2	自転車関係団体		132
3	関係法令 ••••••	•••••	135

一凡 例一

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が 当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。) の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況 平成26年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

- (2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等 平成26年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況
- (3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況 平成25年度中の撤去・返還・処分状況 なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。
 - ① 返還台数、処分台数には、平成24年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成25年度中に撤去した自転車等の中には、平成26年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
 - ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数 東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごと に計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

- ※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。
- ※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。
- ※リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅(上位10駅)
- (6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)
- (7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返環・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成25年度)
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成25年度)
- (4) 処分の内訳(区市町村別)
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

- 1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況
 - (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
 - ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、平成26年度の調査では 42,170台(前年度比 4,582台減少)となった。
 - ・平成23年度までの調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上 のみを計上)による放置台数は、24,878台(前年度比 3,378台減少)となった。
 - ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

- 調査方法の変更について -

放置台数

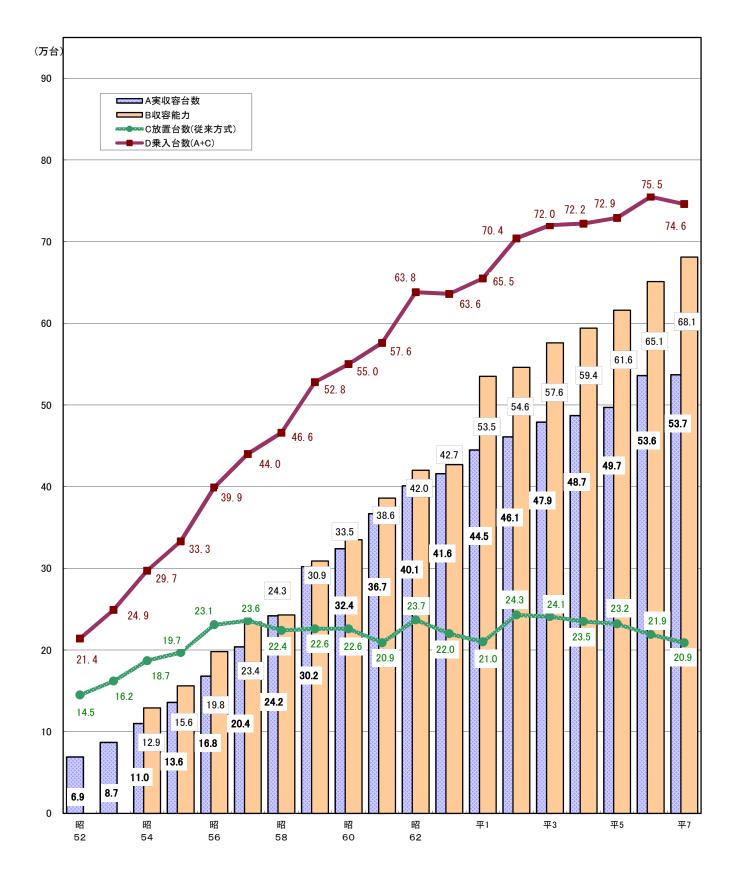
きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車を解消するための対策に活かすため、**平成24年度調査から**これまでの全国一律の調査方法(自転車は100台以上、原付・自二はあわせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。)に加え、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。

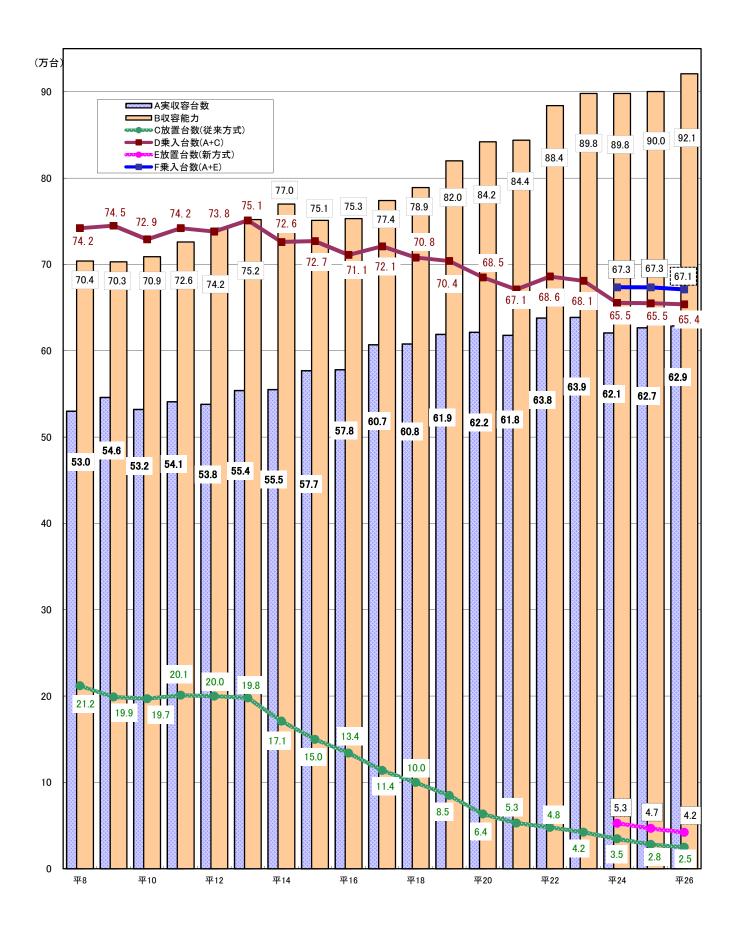
全国調査における原付及び自二の放置台数調査については、前回までの調査(平成23年度全国調査)において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、今回の調査より実施しないこととしている。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を調査する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査対象とした。

(調査対象となる駅)

	~平成	23年度	平成2	4年度	平成2	5年度	平成26年度			
	自転車	原付·自二	自転車	原付•自二	自転車	原付·自二	自転車	原付•自二		
都調査	400 (2 12)	あわせて	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上		
全国調査 (内閣府)	100合以上	あわせて 50台以上			100台以上					

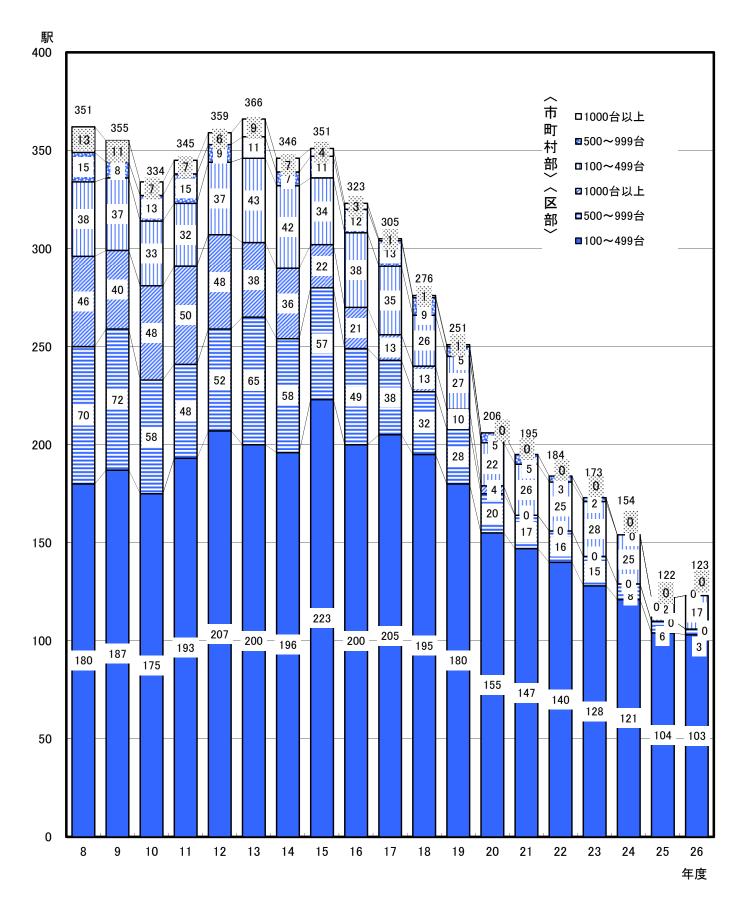
<下図の凡例について> C放置台数(従来方式):自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上 E放置台数(新方式) :自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は123駅である。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の3分の1であり、区部が85.4%を占めている。

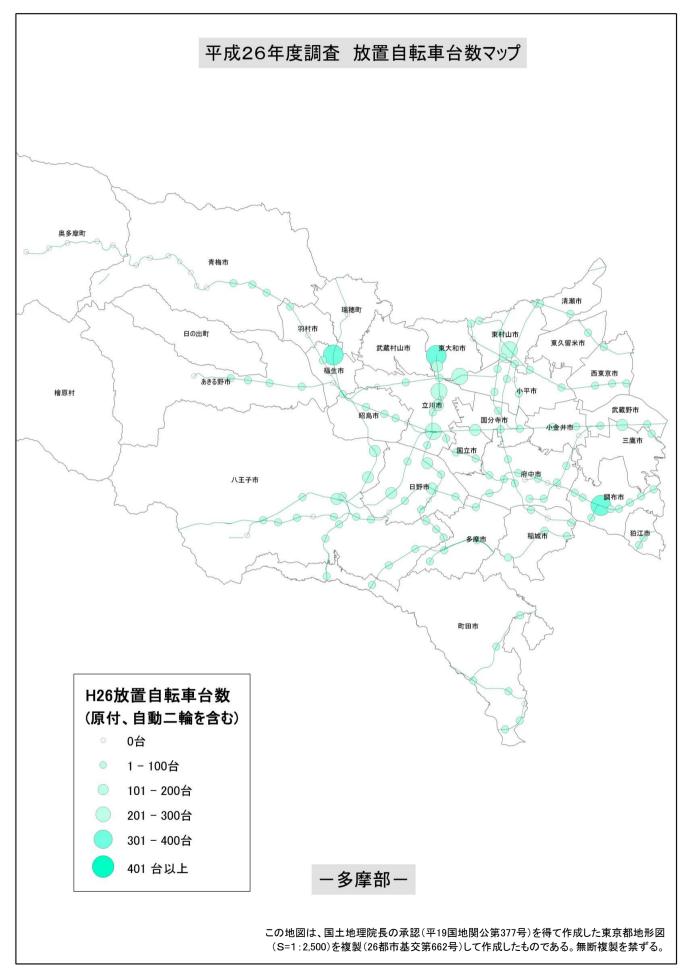


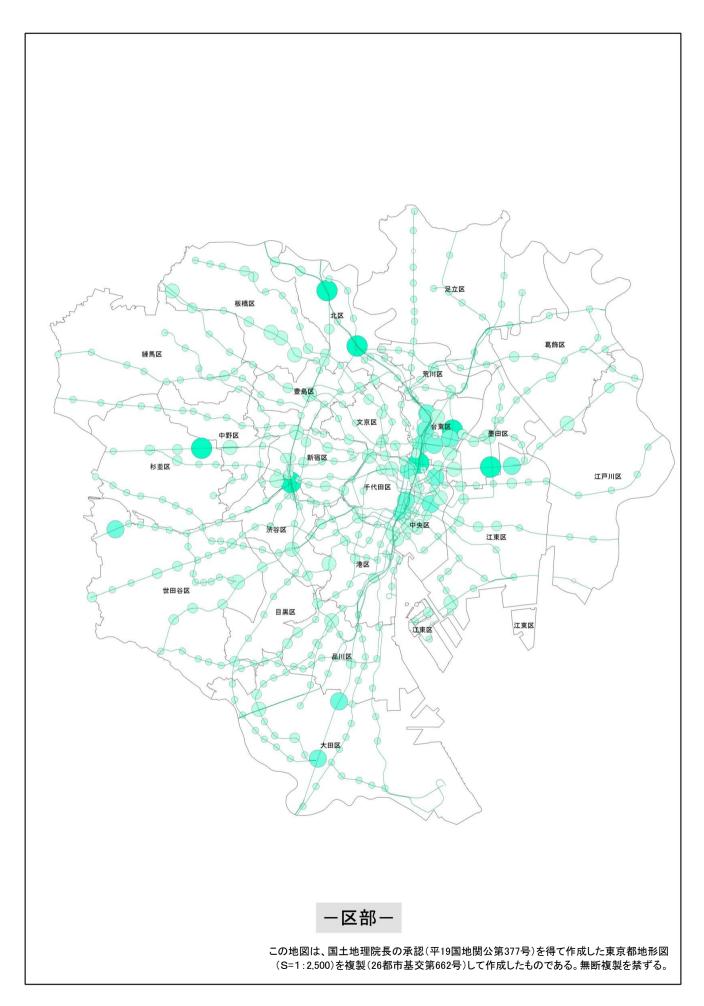
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

		放置台	数(台)		放置	自転車のあ	る駅数(箇	i所)	自転車の
	自転車	原付	自二	計	1~99 台	100~499 台	500~999 台	計	放置率 (%)
合 計	38, 557	2, 181	1, 432	42, 170	473	120	3	596	6.0
区部計	33, 353	1,899	1, 316	36, 568	362	103	3	468	8.2
千代田区	2, 635	184	128	2, 947	6	8	1	15	61. 3
中央区	2, 933	54	45	3, 032	10 23	11		21 32	27. 4 35. 3
港 区 新 宿 区	2, 259 2, 828	36 77	60 65	2, 355 2, 970	23 22	9 8	1	31	38. 2
文 京 区	1, 311	52	13	1, 376	13	6	1	19	37. 9
台 東 区	2, 889	109	72	3, 070	3	10		13	36. 4
墨田区	1, 334	166	109	1,609	10	4		14	10.7
江 東 区	1,779	109	85	1, 973	18	6		24	9. 2
品 川 区 目 黒 区	1, 138 443	100 43	34 43	1, 272 529	25 13	2		27 13	12. 0 7. 6
大田区	1, 515	76	91	1, 682	30	4		34	4.9
世田谷区	2, 559	150	166	2, 875	33	7		40	6. 3
渋 谷 区	553	39	42	634	17	2		19	9.0
中 野 区	750	106	48	904	13	1		14	5. 4
杉並区	1, 380	145	115	1,640	18	4		22	4.5
豊 島 区 北 区	803 1, 677	51 53	30 21	884 1, 751	13 12	3 3	1	16 16	6. 9 10. 3
荒川区	522	12	۷1	534	9	3 2		10	6. 2
板橋区	2, 189	141	104	2, 434	12	10		22	10. 0
練 馬 区	646	31	44	721	22			22	1.8
足立区	179	23	1	203	21			21	0. 5
葛 飾 区	759	111		870	9	3		12	2. 9
江戸川区 市部計	272 5, 172	31 282	116	303 5, 570	10 109	17		10 126	0. 7
八王子市	469	60	53	582	14	3		17	2. 4
立川市	653	23	9	685	5	3		8	4. 9
武蔵野市	135	3	1	139	3			3	0.6
三鷹市市	182	12	8	202	3	1		4	2. 7
青梅 市 府中 市	21	0.1	n	21	3			3	0.5
府 中 市 昭 島 市	179 17	21	3	203 17	10 4			10 4	0.3
調布市	560	35	14	609	8	1		9	3. 7
町田市	138	15	5	158				8	0.8
小金井市	17			17	2			2	0.3
小平市	63	6		69	6			6	0. 5
日野市	596	27	14 3	637	5	3		8	5. 4
東村山市国分寺市	383 62	14 14	ა	400 76	$\frac{7}{4}$	1		8 4	3. 7 0. 7
国立市	122	14		122	2	1		3	1.8
福 生 市	355	17		372	1	1		2	13. 5
狛 江 市	100	14		114	3			3	1.8
東大和市	720	4		724	1	3		4	8. 0
清 瀬 市 東久留米市	32 67	2 1		34 68	1			1	0. 5 1. 6
武蔵村山市	07	1		00	1			1	1.0
多摩市	84	6	4	94	4			4	1. 5
稲 城 市	43	1		44	5			5	1. 0
羽村市	1			1	1			1	0.0
あきる野市	6		0	176	3			3	0.1
西東京市町村部計	167 32	7	2	176 32	5 2			5 2	2. 5
瑞穂町	32			J <u>Z</u>				۷	۷. ن
日の出町	32			32	2			2	100.0
檜 原 村									
奥多摩町									

⁽注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況





	駅 名		放置(月			9	実収容台数 (B)	(収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	総数	38,557	2,181	1,432	42,170	609,393	19,457	628,850	883,729	37,100	920,829	671,020
	区 部 計	33,353	1,899	1,316	36,568	373,185	6,761	379,946	525,719	13,715	539,434	416,514
	有楽町駅	321	2	8	331	110		110	174		174	441
	東京駅	124	6	1	131	126	5	131	244	5	249	262
	* 神田駅	121	24	11	156	159	14	173	195	20	215	329
	* 秋葉原駅	840	18	14	872	577	23	600	765	32	797	1,472
	* 御茶ノ水駅	120	8	4	132	56	6	62	80	10	90	194
千	* 水道橋駅	97	20	15	132	82	8	90	127	10	137	222
115	* 飯田橋駅	85	13	14	112	233	9	242	270	20	290	354
代	* 市ヶ谷駅	34	5	3	42	75	7	82	85	10	95	124
田	* 四ツ谷駅	34	6	6	46	140	11	151	160	20	180	197
	* 岩本町駅	58	9	3	70	28		28	35		35	98
区	小川町・淡路町駅	303	12	7	322							322
	神保町駅	197	20	14	231							231
	* 九段下駅	115	6	4	125	77	10	87	95	15	110	212
	末広町駅	133	10	8	151							151
	半蔵門駅	53	25	16	94							94
	計	2,635	184	128	2,947	1,663	93	1,756	2,230	142	2,372	4,703
	銀座駅	74	1	0	74							74
	東銀座駅	240	1	2	243							243
	銀座一丁目駅 * 築地駅	67			67 113	332	9	334	332	20	352	67 447
	* 築地市場駅	113 42	2	1	45	1,004	2 5	1,009	1,004	20 30	1,034	1,054
	* 新富町駅	114	4	1	114	268	2	270	268	32	300	384
	京橋駅	85			85	200	4	210	200	34	300	85
	宝町駅	82	3	12	97							97
中	* 八丁堀駅	197		12	197	444		444	444		444	641
	茅場町駅	309	8	1	318	172		172	172		172	490
	新日本橋駅	67	9	1	76	112		112	112		112	76
央	小伝馬町駅	88	4	2	94							94
	三越前駅	143	3	1	147							147
	日本橋駅	158	7	1	166							166
区	水天宮前駅	227	4	2	233	626		626	626		626	859
,	* 人形町駅	124		1	125	286		286	286		286	411
	* 浜町駅	72	6	5	83	600	2	602	600	53	653	685
	馬喰町駅・馬喰横山駅・東	343	3	7	353	144		144	144		144	497
	日本橋駅			•								
	* 勝どき駅	63	2	4	65	,	0	1,390	1,390	0.0	1,390	1,455
	* 月島駅 東京駅	63 262	2	6	69 268	2,496	2	2,498	2,496	26	2,522	2,567
	果	2,933	54	45	3,032	7,762	13	7,775	7,762	161	7,923	268 10,807
	* 新橋駅	2,933	1	40	219	151	11	162	302	101	313	381
	* 浜松町駅	9	1		9	177	15	192	238	50	288	201
	* 田町駅・三田駅	125	4		129	832	37	869	1,512	58	1,570	998
	* 品川駅	19	1	1	21	1,507	64	1,571	2,097	123	2,220	1,592
	芝公園駅	95	1	1	97	.,		.,	,		-,	97
港	御成門駅	28			28							28
	内幸町駅	50	1	8	59							59
	大門駅	42		2	44							44
	泉岳寺駅	58	2		60							60
区	高輪台駅	14			14							14
	神谷町駅	47	1	4	52							52
	* 六本木駅	117	1	1	119	130		130	344		344	249
	広尾駅	237	1		238							238
	虎ノ門駅	60	2	2	64							64
	* 赤坂見附駅	19			19	42	51	93	50	52	102	112

- (注)・*印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。

 - ・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。 ・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。 ・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

	駅 名		放置	:台数 A)		5	実収容台数 (B)	(乗入台数 (A)+(B)	
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 青山一丁目駅	19	1	5	25	75		75	100		100	100
	外苑前駅 赤坂駅	185 157	1	1	186 158							186 158
	乃木坂駅	35	1		36	111		111	111		111	147
	* 表参道駅	42			42	139		139	312		312	181
	汐留駅	195	13	32	240							240
港	* 芝浦ふ頭駅	1		1	2	34		34	104		104	36
	日の出駅 竹芝駅	21 25	1		21 26							21 26
	お台場海浜公園駅	111	1		112	176	15	191	180	20	200	303
区	台場駅	6			6							6
	溜池山王駅	37	1		38							38
	* 麻布十番駅	117		1	117	289		289	352	30	382	406
	六本木一丁目駅 * 白金高輪駅	90 8	1	1	91 10	246		246	357		357	91 256
	白金台駅	7	1	1	8	224		224	224		224	232
	赤羽橋駅	65			65							65
	計	2,259	36	60	2,355	4,133	193	4,326	6,283	344	6,627	6,681
	* 新宿駅 * 新宿西口駅	623 103	20 1	18 1	661 105	813 45	90 8	903 53	1,283 71	135 8	1,418 79	1,564 158
	* 新佰四口駅 * 西武新宿駅	94	1	1	94	45 70	8	53 74	96	8 11	107	158 168
	* 西新宿駅	98	2		100	163	1	163	178	11	178	263
	* 新大久保駅	116	3		122	193	14	207	600	65	665	329
	* 大久保駅	99	3		102	128		128	143	10	153	230
	* 四ツ谷駅 * 信濃町駅	88 39	1 1	1 3	90 43	303 96	6 1	309 97	404 125	27 12	431 137	399 140
	* 四谷三丁目駅	113	1	3	114	168	1	168	286	12	286	282
	* 新宿御苑前駅	50	-	1	51	60	6	66	76	8	84	117
	* 新宿三丁目駅	26	2	5	33	133	18	151	178	20	198	184
	* 曙橋駅	68	2	1	70	141	43	184	280	74	354	254
新	* 市ヶ谷駅 * 飯田橋駅	38 84	2	1	41 85	104 146	1 11	105 157	120 188	12 21	132 209	146 242
	* 神楽坂駅	19	1		19	34	11	34	90	21	90	53
	* 早稲田駅	139	1		140	322	20	342	323	34	357	482
宿	* 高田馬場駅	260	12		283	609	45	654	1,144	113	1,257	937
	* 落合駅 * 下落合駅	16 11	3	1	17	75 20	1	75 21	99 88	10	99 98	92 35
区	* 中井駅	17	ა		14 17	125	7	132	220	30	250	149
	* 都電早稲田駅	26			26	10		10	18		18	36
	都電面影橋駅	7			7							7
	* 都庁前駅 * 西新宿五丁目駅	259	9	9	277	242	24 9	266 158	801	89	890	543
	* 四新佰五丁日駅 * 落合南長崎駅	81 38	1 2		82 40	149 69	9	158	176 81	16 9	192 90	240 109
	* 東新宿駅	151	4		165	195		195	297		297	360
	* 若松河田駅	21	3		24	86	12	98	109	12	121	122
	* 牛込柳町駅	19			19	43	5	48	106	14	120	67
	* 牛込神楽坂駅 * 国立競技場駅	10	2		12	35 4		35 4	46 7		46 7	47 4
	西早稲田駅	101	1		102	4		4	1		- 1	102
	* 初台駅	14		1	15							15
	計 計	2,828	77	65	2,970	4,581	325	4,906	7,633	730	8,363	7,876
	* 新大塚駅 * 茗荷谷駅	12 74	1		13 78	36 262		36	90 460		90 460	49 340
	* 名何分駅 * 後楽園駅	74 143	4 2		78 145	368		262 368	790		460 790	513
文	* 本郷三丁目駅	105	1		106	151		151	260		260	257
	御茶ノ水駅	54	2		56							56
京	湯島駅	20	_		20	24		24	42		42	44
区	* 根津駅 * 千駄木駅	81 32	5 2	2	88 34	43 73		43 73	55 77		55 77	131 107
	*	53	1	2	56	64		64	150		150	107
	* 江戸川橋駅	101	5		111	239		239	507		507	350
	飯田橋駅	19		2	21	61		61	110		110	82

	駅 名		放置			実収容台数 (B)				収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 東大前駅	43	1		44	83		83	150		150	127
	* 本駒込駅	12			12	73		73	104		104	85
文	* 駒込駅 * 巣鴨駅	98 3	2	1	101 3							101 3
京	* 千石駅	103	3	1	107	216		216	417		417	323
	* 白山駅	147	11		158	128		128	210		210	286
区	* 春日駅	165	12		177	228		228	262		262	405
	水道橋駅	46	50	10	46	98		98	198		198	144
	計 * 鶯谷駅	1,311 299	52 6	13 13	1,376 318	2,147 637		2,147 637	3,882 670		3,882 670	3,523 955
	御徒町駅・上野御徒町駅・		_									
	上野広小路駅・仲御徒町駅	317	5	6	328	631		631	1,049		1,049	959
	* 上野駅	355	0	8	363	961	16	977	1,061	23	1,084	1,340
台	* 稲荷町駅 * 入谷駅	34 232	3 4	3	40 237	66 256		66 256	66 556	22	66 578	106 493
	* 三ノ輪駅	51	1	1	53	289		289	402	22	402	342
東	* 浅草駅	181	6	1	188	1,210		1,210	1,262		1,262	1,398
	* つくばエクスプレス浅草駅	480	27	7	514	264		264	760		760	778
区	田原町駅	303	8	3	314	0.07		0.07	E0.4	7.	600	314
	* 浅草橋駅 * 蔵前駅	150 200	23 12	20	193 215	337 149		337 149	534 312	75	609 312	530 364
	* 新御徒町駅	284	13	6	303	108		108	680		680	411
	* 日暮里駅	3	1		4	133		133	250		250	137
	iii	2,889	109	72	3,070	5,041	16	5,057	7,602	120	7,722	8,127
	* 押上駅* 小村井駅	224	16 5	15	255 13	2,454 128	2	2,456 128	3,000 383	5	3,005 383	2,711
	* ^{・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・}	8 44	5 2	2	48	128	5	128 164	383 292	12	304	141 212
	* 菊川駅	31	14	8	53	241	Ü	241	287	12	287	294
墨	* 錦糸町駅	486	85	26	597	4,389	14	4,403	5,966	25	5,991	5,000
壶	* 京成曳舟駅	35	3	3	41	808		808	1,362		1,362	849
田	* とうきょうスカイツリー駅 * 東あずま駅	26	8 5	12	46 21	302 62		302 62	2,124		2,124	348 83
Щ	* 東の 9 ま駅 * 東向島駅	16 33	Э	1	34	289		289	104 457		104 457	323
区	* 曳舟駅	33			33	792		792	908	7	915	825
	* 本所吾妻橋駅	109	22	6	137	341		341	465		465	478
	* 森下駅	4	1	0	4	49.4	0	420	000	20	1 004	4
	* 八広駅 * 両国駅	40 245	1 5	8 28	49 278	434 772	2	436 772	966 912	38	1,004 912	485 1,050
	計	1,334	166	109	1,609	11,171	23	11,194	17,226	87	17,313	12,803
	* 東陽町駅	105	5		117	1,028	25	1,053	1,289	54	1,343	1,170
	* 亀戸駅	352	18	7	377	3,460	47	3,507	3,877	84	3,961	3,884
	* 亀戸水神駅 * 南砂町駅	4 35	1		4 36	3,323	30	3,353	70 3,380	67	70 3,447	4 3,389
	* 新木場駅	42	1	3	46	482	30	512	482	44	526	558
	* 住吉駅	50	5		55	304	21	325	682	26	708	380
\$ 	* 西大島駅	106	3	2	111	601	_	601	653		653	712
江	* 大島駅* 東大島駅	55 31	7 6	2 2	64 39	308 1,552	5 17	313 1,569	666 1,578	18 25	684 1,603	377 1,608
	* ^未 未場駅	89	14	7	110	705	11	705	1,078	20	1,003	1,608
	* 門前仲町駅	163	15	5	183	950	31	981	1,608	37	1,645	1,164
東	* 清澄白河駅	95	8	3	106	785	19	804	785	30	815	910
	* 森下駅	134	7	7	148	379	6	385	422	10	432	533
	* 潮見駅 * 越中島駅	24 4	3	2	27 6	218 151	13	231 151	415 300	20	435 300	258 157
区	* 辰巳駅	55	1	1	57	1,096		1,096	1,669		1,669	1,153
	* 豊洲駅	80	3		83	1,844	53	1,897	2,286	58	2,344	1,980
	* 東雲駅	42	4	12	58	250	5	255	253	10	263	313
	* 東京テレポート駅	100	4	4	001	173	2	175	190	10	200	175
	国際展示場駅 新豊洲駅	199 40	1	1	201 47							201 47
	市場前駅	40	1	5	10							10
	有明テニスの森駅	39	1	3	43							43

	駅 名		放置 (<i>A</i>			ē i	実収容台数 (B)	ζ		収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	国際展示場正門駅	24	2	10	36							36
江東	青海駅 テレコムセンター駅	7	2		9							9
区	船の科学館駅											
	計	1,779	109	85	1,973	17,609	304	17,913	21,703	493	22,196	19,886
	* 大崎駅 * 大井町駅	20 95	3 5	2	23 102	964 1,619	170 149	1,134 1,768	1,168 2,362	249 290	1,417 2,652	1,157 1,870
	* 戸越公園駅	34	3	2	39	97	110	97	134	200	134	136
	* 戸越駅	5	0		5	155	00	155	208	20	208	160
	* 中延駅 * 新馬場駅	14 28	2 5	1	16 34	405 126	20 78	425 204	550 207	32 111	582 318	441 238
	* 旗の台駅	36	3	2	41	159	20	179	273	52	325	220
	* 五反田駅 * 大井競馬場前駅	178 8	21 2	7	206 10	341 125	63 7	404 132	461 411	99 19	560 430	610 142
品	* 下神明駅	2	2	2	4	34	(34	169	19	169	38
	* 戸越銀座駅	41	1		42	61	2	63	114	3	117	105
	* 天王洲アイル駅* 品川シーサイド駅	7 33	5 4	4 3	16 40	153 705	53 12	206 717	314 1,087	133 20	447 1,107	222 757
JII	* 大森駅	30	5	1	36	562	12	574	640	26	666	610
711	* 西大井駅 * 荏原町駅	31 36	4 3		35	350	5	355	527	11	538	390
	* 任原可歇 * 青物横丁駅	36 50	3 5	2	39 57	173 210	2 30	175 240	253 442	4 95	257 537	214 297
	* 立会川駅	18	2		20	170	53	223	277	87	364	243
区	* 荏原中延駅 * 西小山駅	30 74	4		34 75	87 516	21 8	108 524	165 1,031	21 23	186 1,054	142 599
	* 武蔵小山駅	169	5		174	878	14	892	1,031	41	1,034	1,066
	* 目黒駅	84	12	5	101	250	48	298	324	78	402	399
	* 不動前駅 北品川駅	29 25	1 2	1	30 28	169 40	34	169 74	200 44	38	200 82	199 102
	於洲駅	8	1	1	10	28	54 5	33	73	16	89	43
	大森海岸駅	19		1	20							20
	大崎広小路駅 計	34 1,138	100	34	35 1,272	8,377	806	9,183	12,691	1,448	14,139	35 10,455
	* 中目黒駅	41	3	6	50	1,188	21	1,209	1,912	40	1,952	1,259
	* 学芸大学駅 * 都立大学駅	81 43	1 6	3 5	85 54	1,251 1,356	24 31	1,275 1,387	1,845 2,464	51 76	1,896 2,540	1,360 1,441
	* 自由が丘駅	63	6	4	73	162	31	1,367	447	10	447	235
目	* 池尻大橋駅	51	4	3	58	249	9	258	621	30	651	316
	* 駒場東大前駅 * 目黒駅	21 19	7	3 2	31 21	64 53	3	67 56	146 100	5 10	151 110	98 77
黒	* 祐天寺駅	39	7	7	53	446	7	453	842	11	853	506
区	* 武蔵小山駅	11	2	1	12	111		111	100	C	100	12
	* 西小山駅 * 洗足駅	27 34	3 4	6	36 40	111 214	12	111 226	123 391	6 20	129 411	147 266
	* 大岡山駅	1			1	35	1	36	161	1	162	37
	* 緑が丘駅 計	12 443	43	43	15 529	5,349	2 113	5,462	281 9,333	7 257	288 9,590	237 5,991
	* 大森駅	263	13	20	296	4,240	31	4,271	4,260	36	4,296	4,567
	* 大森海岸駅 * 平和島駅	6	4	4	14	38 1.574	10	38 1 594	138	10	138	52 1 609
	*	17 15	1	6	24 16	1,574 201	10	1,584 201	1,620 205	10	1,630 205	1,608 217
大	* 梅屋敷駅	6		_	6	140		140	140		140	146
	* 馬込駅* 西馬込駅	7 28	2 4	2 5	11 37	541 460	29	570 460	600 460	29	629 460	581 497
田	* 池上駅	108	2	3	113	430	9	439	661	15	676	552
Щ	* 昭和島駅	86		1	87	293		293	293		293	380
	* 北千束駅 * 大岡山駅	28	5	1	34	33 637	6	33 643	55 637	6	55 643	34 677
区	* 長原駅	49	5	3	57	422	10	432	533	10	543	489
	* 洗足池駅 * 石川台駅	23	4	2	29 17	419 540	7	419 547	430	10	430 614	448 564
	* 石川台駅 * 雪が谷大塚駅	14 97	2	3	102	540 242	7	547 242	604 340	10	614 340	564 344
	* 御嶽山駅	224	7	3	234	132		132	137		137	366

	駅 名 放置台数 (A)					5	実収容台数 (B)			収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 久が原駅	77	3		83	157		157	157		157	240
	* 千鳥町駅	23	5		28	217	0.7	217	254	00	254	245
	* 田園調布駅 * 多摩川駅	11 7	5	2	18 8	467 713	27 16	494 729	467 766	28 27	495 793	512 737
	* 沼部駅	4	4	1	9	39	10	39	50	21	50	48
1.	* 鵜の木駅	18	2	1	21	93		93	123		123	114
大	* 蒲田駅	290	7	17	314	10,350	106	10,456	12,320	204	12,524	10,770
	* 京急蒲田駅	11			11	1,714		1,714	1,807		1,807	1,725
	* 蓮沼駅	12			12	57	26	83	150	53	203	95
田	* 矢口渡駅	4			4	622		622	716		716	626
, ,	* 武蔵新田駅	3			3	625	7	632	1,163	42	1,205	635
	* 下丸子駅 * 雑色駅	5			5	511	6	517	561	10	571	522
	* 六郷土手駅	10 2			10 2	1,091 665	16 6	1,107 671	1,785 681	18 11	1,803 692	1,117 673
区	* 糀谷駅	18		3	21	708	0	708	990	11	990	729
	* 大鳥居駅	14		1	15	526	10	536	828	23	851	551
	* 穴守稲荷駅	1		1	2	216		216	361		361	218
	* 天空橋駅	1			1	185	9	194	260	25	285	195
	流通センター駅	33	1	3	37	84	18	102	84	18	102	139
	計	1,515	76	91	1,682	29,382	349	29,731	34,636	575	35,211	31,413
	* 池尻大橋駅 * 三軒茶屋駅	41 174	6 9	21 21	68 204	296 2,499	7 42	303	470 2,944	30 52	500 2,996	371
	* 駒沢大学駅	174 159	9 5	4	168	700	19	2,541 719	700	52 19	2,996 719	2,745 887
	* 桜新町駅	94	11	8	113	1,993	41	2,034	2,378	62	2,440	2,147
	* 用賀駅	104	6	12	122	3,165	61	3,226	3,349	89	3,438	3,348
	* 二子玉川駅	49	6	9	64	3,578	147	3,725	4,808	192	5,000	3,789
	* 自由が丘駅	24	4	2	30	365	25	390	433	28	461	420
	* 九品仏駅	18	1	1	20	123		123	153		153	143
	* 尾山台駅	63	8		71	570	26	596	570	67	637	667
	* 等々力駅	33 27	1 5	2	36	324	19	343	324	24	348	379
	* 上野毛駅 * 奥沢駅	49	3	1	33 52	380 165		380 165	435 200		435 200	413 217
	西太子堂駅	21	1	2	24	100		100	200		200	24
	若林駅	39	4	3	46							46
世	松陰神社前駅	37	3	2	42							42
	世田谷駅	24	3	1	28							28
	* 上町駅	26	2		28	42		42	75		75	70
ш	宮の坂駅	20	2		22	50	-	0.5	150	0.0	150	22
田	* 松原駅 東北沢駅	37 34	3 3	1	40 38	58	7	65	150	26	176	105 38
	* 下北沢駅	187	2		199	438	14	452	505	32	537	651
	* 世田谷代田駅	19	3	4	26	50	11	50	95	02	95	76
谷	* 梅ヶ丘駅	71	3	3	77	375	31	406	560	59	619	483
	* 豪徳寺・山下駅	20	3		23	402	17	419	597	46	643	442
	* 経堂駅	120	7		136	3,142	57	3,199	4,662	137	4,799	3,335
	* 千歳船橋駅	138	6	6	150	2,318	35	2,353	3,109	90	3,199	2,503
区	* 祖師ヶ谷大蔵駅 * 成城学園前駅	83	4	4	91	2,659	66	2,725	3,672	169	3,841	2,816
	* 成城子園削駅 * 喜多見駅	70 96	8 6	2 3	80 105	3,648 1,986	161 30	3,809 2,016	5,030 2,077	287 54	5,317 2,131	3,889 2,121
	* 池ノ上駅	14	1	1	165	61	50	61	120	94	120	77
	* 新代田駅	13	-	1	14	62		62	67		67	76
	* 東松原駅	12		3	15	67		67	68		68	82
	* 代田橋駅	45	2	6	53	20		20	70		70	73
	* 明大前駅	49	4	6	59	813	38	851	996	71	1,067	910
	* 下高井戸駅	59	1	4	64	347	20	367	756	35	791	431
	* 桜上水駅 * 上北沢駅	12 35	1	2	14	1,277	8	1,285	1,770	55	1,825	1,299
	* 上北次駅 * 八幡山駅	55 55	1 3	4	40 59	609	14	623	1,037	39	1,076	40 682
	* 芦花公園駅	17	3	1	17	150	2	152	265	18	283	169
	* 千歳烏山駅	371	10	7	388	5,560	43	5,603	7,185	127	7,312	5,991
	計	2,559	150	166	2,875	38,242	930	39,172	49,630	1,808	51,438	42,047

	駅 名		放置 (<i>A</i>			5	実収容台数 (B)	(収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 渋谷駅	164	19	21	204	1,378	261	1,639	1,379	269	1,648	1,843
	神泉駅	21	0	1	22	50		50			50	22
	* 広尾駅 * 恵比寿駅	14 112	2 7	5	16 124	50 915	5	50 920	50 1,016	130	50 1,146	66 1,044
	代官山駅	15	1	1	17	310	5	320	1,010	130	1,140	1,044
	* 原宿·明治神宮前駅	8		1	9	94	9	103	121	9	130	112
No.	* 参宮橋駅	5	1	3	9	28	26	54	68	28	96	63
渋	* 代々木駅 * 代々木八幡駅	29 13	2	1 3	32 17	190 185	12	190 197	190 261	23 12	213 273	222 214
	* 代々木上原駅	19	3	1	23	344	30	374	353	81	434	397
谷	* 代々木公園駅	6			6	55		55	100		100	61
	* 千駄ヶ谷駅	2			2	177		177	186		186	179
区	* 新宿駅	16	1		16	280	41	321	280	41	321	337
	南新宿駅 * 初台駅	8 19	1	1	9 20	513	64	577	951	65	1,016	9 597
	* 幡ヶ谷駅	21	1	1	22	396	115	511	422	161	583	533
	* 笹塚駅	74	1	4	79	924	121	1,045	1,255	159	1,414	1,124
	北参道駅	5			5	44	27	71	60	27	87	76
	国立競技場駅計	553	39	42	2 634	5,573	711	6,284	6,692	1,005	7,697	6,918
	* 中野駅	223	28	17	268	7,921	166	8,087	8,373	195	8,568	8,355
	* 東中野駅	57	8	4	69	1,055		1,055	1,634		1,634	1,124
	* 中野坂上駅	51	1	3	55	531		531	1,162		1,162	586
中	* 新中野駅	86	17	7	93	181		181	490		490	274
	* 中野新橋駅 * 中野富士見町駅	68	17 2	2	87 6	165 70		165 70	165 90		165 90	252 76
	* 落合駅	4	2		4	191		191	191		191	195
野	* 新江古田駅	17	2		19	158	3	161	220	4	224	180
	* 鷺ノ宮駅	42	4	5	51	1,320	20	1,340	2,678	50	2,728	1,391
	* 都立家政駅 * 野方駅	23 57	6	4	29 64	342 582		342 582	640		640	371 646
区	* 沼袋駅	59	21	2	82	410	11	421	1,034 737	13	1,034 750	503
	* 新井薬師前駅	44	12	3	59	207		207	300	10	300	266
	* 富士見台駅	15	2	1	18	18		18	30		30	36
	計 * 下井草駅	750 31	106	48	904 32	13,151 418	200 3	13,351	17,744	262 10	18,006	14,255 453
	* 井荻駅	61	1 8	4	32 73	731	3	421 731	901 1,177	10	911 1,177	455 804
	* 上井草駅	15	1		16	487	5	492	672	8	680	508
	* 高円寺駅	360	32	50	442	2,756	6	2,762	3,225	93	3,318	3,204
	* 阿佐ヶ谷駅	142	17	6	165	3,644	7	3,651	3,706	43	3,749	3,816
	* 荻窪駅 * 西荻窪駅	118 78	29 9	15 2	162 89	8,531 3,039	9	8,531 3,048	9,329 3,423	40	9,329 3,463	8,693 3,137
	* 東高円寺駅	18	3	2	18	689	J	689	921	10	931	707
	* 新高円寺駅	43	3	6	52	950		950	1,500		1,500	1,002
杉	* 南阿佐ヶ谷駅	153	13	11	177	690		690	718		718	867
	* 中野富士見町駅 * 方南町駅	18 86	7 7	1	26 93	166 465	1	166 466	215 578	10	215 588	192 559
	* 永福町駅	34	3	2	39	996	2	998	1,348	7	1,355	1,037
並	* 西永福駅	15		-	15	539	_	539	647	-	647	554
	* 浜田山駅	77	3	6	86	724	1	725	1,129	10	1,139	811
	* 高井戸駅 * 富士見ヶ丘駅	50 8	2		52 8	1,118 488		1,118 488	1,372 603		1,372 603	1,170 496
区	*	12			12	1,723	18	1,741	1,940	27	1,967	1,753
	三鷹台駅					,3		,. = 1	,0		, ·	, 0
	* 代田橋駅	6	1	6	13	102		102	124	30	154	115
	明大前駅	_			_	457		457	457		457	457
	* 下高井戸駅 * 桜上水駅	6 34	7	2	8 44	293		293	407		407	8 337
	上北沢駅	0-1	'		11	121		121	200		200	121
	* 八幡山駅	15	2	1	18	316		316	386	13	399	334
	芦花公園駅	1.000	4.5	1.1.	1.0.10	00.116	=0	00.10=	04.070	000	05.050	01 10=
	計	1,380	145	115	1,640	29,443	52	29,495	34,978	301	35,279	31,135

	駅 名		放置 (<i>A</i>			ģ.	実収容台数 (B)			収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 高田馬場駅	7	1		8	76		76	76		76	84
	* 目白駅	36	0.0	10	36	911	12	923	1,387	28	1,415	959
	* 池袋駅	239	28	16	283 22	3,099 934	17	3,116	4,621	17	4,638	3,399
	* 大塚駅 * 巣鴨駅	20 154	2 4	3	161	934 1,317	20 8	954 1,325	1,844 1,958	50 36	1,894 1,994	976 1,486
	* 駒込駅	29	2	1	32	410	5	415	904	11	915	447
	* 新大塚駅	8			8	84	· ·	84	148	11	148	92
豊	* 雑司が谷駅					34		34	68		68	34
	* 東池袋駅	3			3	344	32	376	584	32	616	379
島	* 要町駅	111	6	5	122	705	3	708	927	13	940	830
	* 千川駅	49		2	51	1,478	8	1,486	1,725	30	1,755	1,537
区	北池袋駅	25	4		29	157		157	157		157	186
	* 下板橋駅 * 板橋駅	5			5	151		151	240		240	156
	* 椎名町駅	48			48	309		309	670		670	357
	* 東長崎駅	28	2	2	32	384		384	759		759	416
	* 落合南長崎駅	23	2	-	25	344	4	348	678	20	698	373
	* 西巣鴨駅	18		1	19	139		139	300		300	158
	計	803	51	30	884	10,876	109	10,985	17,046	237	17,283	11,869
	* 浮間舟渡駅	34	4	1	39	152	9	161	260	20	280	200
	* 北赤羽駅	110	3	1	114	663	22	685	1,137	29	1,166	799
	* 赤羽駅 * 十条駅	636	18 6	9	663 158	4,387	173 27	4,560	7,069	214 32	7,283	5,223
	* 十余歌 * 板橋駅	151 26	б	1	158 26	1,438 276	21	1,465 276	2,224 459	32	2,256 459	1,623 302
	* 東十条駅	71	1		72	515	28	543	1,623	100	1,723	615
北	* 王子駅	457	8	2	467	2,914	49	2,963	3,371	89	3,460	3,430
	* 上中里駅	11			11	100		100	200		200	111
	* 田端駅	31			31	2,284	76	2,360	3,539	100	3,639	2,391
	* 駒込駅	42	1		43	356		356	515		515	399
区	* 尾久駅	26	2	1	29	417		417	524		524	446
	* 赤羽岩淵駅	29	3	4	36	94		94	122		122	130
	* 志茂駅 * 王子神谷駅	17	4 2	1	22 31	90 662	22	90 684	100 1,145	4.5	100	112 715
	* 西ヶ原駅	29 2	1		31	54	22	54	1,145	45	1,190 149	715 57
	* 西巣鴨駅	5	1	1	6	152		152	371		371	158
	計	1,677	53	21	1,751	14,554	406	14,960		629	23,437	16,711
	* 南千住駅	21	1		22	2,620	26	2,646	2,941	35	2,976	2,668
	* 町屋駅	106	2		108	2,294	34	2,328	2,729	34	2,763	
	* 日暮里駅	80	6		86	732		732	1,270		1,270	818
荒	* 西日暮里駅	35			35	1,843		1,843	2,514		2,514	
716	* 三河島駅 * 熊野前駅	16 6	1		17 6	148		148	400 300		400 300	17 154
Ш	* 赤土小学校前駅	1			1	148 50		50	500 50		500	154 51
区	新三河島駅	28			28	55		50	30			28
	三ノ輪橋駅	134			134	193		193	193		193	327
	小台駅	33	1		34							34
	荒川車庫駅	62	1		63							63
	計	522	12	0	534	7,880	60	7,940	10,397	69	10,466	8,474
	* 板橋駅	105	3	2	110	724	17	741	877 1 776	28 56	905	851
板	* 浮間舟渡駅 * 新板橋駅	58 144	7 4	3	68 151	1,011 190	23 6	1,034 196	1,776 447	56 81	1,832 528	1,102 347
	* 板橋区役所前駅	115	4	3	122	600	34	634	858	147	1,005	756
	* 板橋本町駅	76	3	4	83	900	7	907	942	34	976	990
	* 本蓮沼駅	40	6	2	48	275		275	425	5	430	323
橋	* 志村坂上駅	36	1	1	38	210		210			297	248
们尚	* 志村三丁目駅	31	1		32	1,075	20	1,095		118	1,395	1,127
	* 蓮根駅	101	6	4	111	710	9	719	848	34	882	830
	* 西台駅	88	9	6	103	665	15	680	1,506	116	1,622	783
	* 高島平駅	77	3	1	81	1,502	54	1,556	2,300	110	2,410	1,637
区	* 新高島平駅	26 51	5	1	32 61	178 676	6	184	388	16	1 265	216
	* 西高島平駅	51 40	8 3	2	61 45	676 1 201	48 14	724 1 215	1,265 1 318	100	1,365	785 1,260
	* 小竹向原駅	40	3	2	45	1,201	14	1,215	1,318	63	1,381	

	駅 名		放置(4			3	実収容台数 (B)	[収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 下板橋駅	62	1		63	203	5	208	398	38	436	271
板	* 大山駅	207	10	3	220	686	4	690	1,059	26	1,085	910
	* 中板橋駅	244	6	11	261	409		409	460	6	466	670
	* ときわ台駅	180	12	13	205	1,116	16	1,132	1,604	55	1,659	1,337
橋	* 上板橋駅	164	20	14	198	1,250	19	1,269	2,041	69	2,110	1,467
	* 東武練馬駅	31	4	3	38	1,535	45	1,580	2,495	126	2,621	1,618
	* 下赤塚駅·地下鉄赤塚駅	114	7	11	132	963	11	974	1,727	21	1,748	1,106
区	* 成增駅·地下鉄成増駅	199	18	15	232	3,534	127	3,661	4,269	183	4,452	3,893
	計	2,189	141	104	2,434	19,613	480	20,093	28,577	1,432	30,009	22,527
	* 豊島園駅	5	2		7	600	2	602	759	14	773	609
	* 練馬駅	63	4	1	68	2,460	59	2,519	3,174	98	3,272	2,587
	* 江古田駅	74	4	7	85	349	21	370	1,407	65	1,472	455
	* 大泉学園駅	60	3	4	67	5,259	99	5,358	6,787	175	6,962	5,425
	* 中村橋駅	63	2	5	70	1,157	27	1,184	2,200	77	2,277	1,254
	* 桜台駅	85	8	8	101	312	23	335	780	52	832	436
	* 平和台駅	15		1	16	2,753	29	2,782	3,994	74	4,068	2,798
練	* 石神井公園駅	45	1	2	48	5,148	51	5,199	7,731	281	8,012	5,247
	* 東武練馬駅	31	2	1	34	167	6	173	390	19	409	207
	* 武蔵関駅	42		4	46	1,513	2	1,515	2,479	14	2,493	1,561
	* 光が丘駅	13			13	5,611	87	5,698	6,674	126	6,800	5,711
馬	* 練馬高野台駅	14			14	1,203	2	1,205	1,464	41	1,505	1,219
	* 上石神井駅	43	1	4	48	1,775	22	1,797	2,888	45	2,933	1,845
	* 富士見台駅	20			20	1,007	15	1,022	1,308	44	1,352	1,042
	* 地下鉄赤塚駅	11	1	2	14	942	15	957	1,039	46	1,085	971
区	* 練馬春日町駅	15		1	16	816	1	817	1,044	10	1,054	833
	* 保谷駅	3	1	_	4	1,827	37	1,864	2,772	76	2,848	1,868
	* 小竹向原駅	13	1	3	17	649		649	849		849	666
	* 新江古田駅	6		1	7	217		217	240		240	224
	* 氷川台駅	11	1		12	1,750	14	1,764	2,359	47	2,406	1,776
	* 上井草駅	5			5	,		,	,		,	5
	* 新桜台駅	9			9	32		32	231		231	41
	計	646	31	44	721	35,547	512	36,059	50,569	1,304	51,873	36,780
	* 北千住駅	25	2		27	3,899	86	3,985	6,221	145	6,366	4,012
	* 小菅駅	1			1	199	1	200	432	15	447	201
	* 五反野駅	5			5	1,604	19	1,623	3,185	35	3,220	1,628
	* 梅島駅	7			7	956	12	968	1,839	35	1,874	975
	* 西新井駅	24	1		25	5,119	53	5,172	8,724	264	8,988	5,197
	* 竹ノ塚駅	17	5		22	7,596	101	7,697	12,175	237	12,412	7,719
	* 大師前駅	4			4	106		106	260		260	110
足	* 牛田駅·京成関屋駅	1	1		2	129		129	218		218	131
Æ	* 千住大橋駅	2	1		3	546	7	553	943	15	958	556
	* 綾瀬駅	34	3		37	7,572	96	7,668	12,086	173	12,259	7,705
	* 北綾瀬駅	12	3		15	1,031	4	1,035	2,283	43	2,326	1,050
立	* 青井駅	3			3	628	2	630	1,911	20	1,931	633
1/_	* 六町駅	4	1		5	3,532	74	3,606	5,181	130	5,311	3,611
	* 見沼代親水公園駅	2	1		3	989	16	1,005	1,229	28	1,257	1,008
	* 舎人駅	8	1	1	10	297	1	298	494	14	508	308
17	* 舎人公園駅					297		297	548		548	297
区	* 谷在家駅	6	1		7	693		693	900		900	700
	* 西新井大師西駅	7	2		9	585		585	745		745	594
	* 江北駅	7			7	470	18	488	659	29	688	495
	* 高野駅	5			5	251	2	253	376	5	381	258
	* 扇大橋駅	3	1		4	346		346	740		740	350
	* 足立小台駅	2			2	27	5	32	123	15	138	34
	堀切駅											
	計	179	23	1	203	36,872	497	37,369	61,272	1,203	62,475	37,572

	駅 名		放置 (<i>A</i>			\$ 2	実収容台数 (B)	ζ		収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 金町駅·京成金町駅	38	3		41	6,560	85	6,645	9,596	247	9,843	6,686
	* 亀有駅	58	1		59	4,261	72	4,333	6,035	145	6,180	4,392
	* 綾瀬駅	11	9		20	28		28	72		72	48
葛	* 新小岩駅	199	47		246	6,737	25	6,762	11,271	40	11,311	7,008
么	* 柴又駅	10			10							10
	* 京成高砂駅	14	3		17	1,852	14	1,866	2,675	68	2,743	1,883
飾	* 青砥駅	29	1		30	1,894	11	1,905	2,580	24	2,604	1,935
	* お花茶屋駅	86	11		97	1,254	15	1,269	3,007	63	3,070	1,366
区	* 堀切菖蒲園駅	122	15		137	748		748	886		886	885
_	* 京成立石駅	146	20		166	1,030		1,030			1,585	
	* 四ツ木駅	23			23	1,376		1,376	1,641		1,641	1,399
	* 新柴又駅	23	1		24	71		71	470		470	95
	計	759	111		870	25,811	222	26,033	39,818	587	40,405	,
	* 平井駅	45	9		54	3,315	37	3,352	4,343	49	4,392	· ·
	* 小岩駅	99	9		108	5,837	65	5,902	,	99	8,684	· ·
	* 東大島駅		2		2	273	5	278	1,200	5	1,205	
江	* 瑞江駅	10	1		11	5,647	28	5,675	7,700	47	7,747	· ·
1	* 西葛西駅	38	3		41	4,070	63	4,133	6,150	101	6,251	4,174
戸	* 篠崎駅	4	1		5	3,133	22	3,155	,	25	3,925	· ·
111	* 一之江駅	16			16	3,458	37	3,495	,	46	4,682	· ·
Ш	* 船堀駅	9			9	3,047	22	3,069	,	45	4,045	· · ·
区	* 葛西駅	12	4		16	6,801	59	6,860	,	89	9,889	,
	* 葛西臨海公園駅					2,019	8	2,027	3,170	11	3,181	2,027
	* 京成小岩駅	34	1		35	808	1	809	1,723	4	1,727	844
	京成江戸川駅	5	1		6							6
	計	272	31		303	38,408	347	38,755	55,207	521	55,728	39,058

【市部】

	駅 名		放置			5				収容能力		乗入台数
	趴 名		(<i>P</i>	(1)			(B)			(C)		(A) + (B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	市部計	5,172	282	116	5,570	234,970	12,642	247,612	356,610	23,274	379,884	253,182
	* 八王子駅	133	9	9	151	4,431	526	4,957	7,720	1,386	9,106	5,108
	* 西八王子駅	21	7	7	35	4,177	302	4,479	5,734	644	6,378	4,514
	* 高尾駅	6			6	1,653	358	2,011	2,454	1,110	3,564	2,017
	* 片倉駅	3	1		4	272	40	312	785	128	913	316
	* 八王子みなみ野駅	1			1	1,173	88	1,261	1,546	140	1,686	1,262
	北八王子駅	124	9	12	145	426	37	463	507	37	544	608
八	小宮駅	108	2	1	111	327	18	345	541	55	596	456
	* 京王八王子駅	34	9	7	50	1,742	223	1,965	2,555	400	2,955	2,015
_	* 長沼駅		2	3	5	54	10	64	122	57	179	69
王	* 北野駅	5	3	1	9	407	124	531	1,082	436	1,518	540
	京王片倉駅	8	1		9	231	29	260	231	29	260	269
子	山田駅					178	66	244	178	92	270	244
	* めじろ台駅	2	1	1	4	353	93	446	638	317	955	450
-	狭間駅	1	8	4	13	128	31	159	254	31	285	172
市	高尾山口駅					70	14	84	100	14	114	84
	* 南大沢駅	10	3		13	1,359	155	1,514	2,121	482	2,603	1,527
	* 京王堀之内駅	8	1	4	13	1,237	95	1,332	1,888	257	2,145	1,345
	松が谷駅	1			1	128	9	137	268	9	277	138
	大塚・帝京大学駅	2			2	438	15	453	540	15	555	455
	中央大学・明星大学駅	2	4	4	10	151		151	151		151	161
	計	469	60	53	582	18,935	2,233	21,168	29,415	5,639	35,054	21,750
立	* 立川駅、立川北駅、立川南 駅	209	19	6	234	6,903	214	7,117	11,443	350	11,793	7,351
	* 西国立駅	2			2	516	9	525	1,205	42	1,247	527
Ш	* 西立川駅					253		253	336		336	253
	* 玉川上水駅	5			5	1,866		1,866	3,133		3,133	1,871
市	* 武蔵砂川駅	3	1		4	1,179	55	1,234	1,467	136	1,603	1,238

	駅名		放置(/			5	実収容台数 (B)	(収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立	* 西武立川駅 砂川七番駅 * 泉体育館駅	292			292	1,003 102 490	22	1,025 102 490	1,133 102 580	31	1,164 102 580	1,025 394 490
Ш	立飛駅 * 高松駅	117 11	2	3	122 11	271		271	380		380	122 282
市	柴崎体育館駅	14	1	0	15	219	15	234	369	30	399	249
-15	計 * 吉祥寺駅	653 70	23	9	685 72	12,802 10,724	315 202	13,117 10,926	20,148 14,903	589 441	20,737 15,344	13,802 10,998
武蔵	* 三鷹駅	18	1	1	19	6,142	68	6,210	7,689	90	7,779	6,229
野市	* 武蔵境駅	47	1		48	7,373	130	7,503	11,589	345	11,934	7,551
111	* 三鷹駅	135 136	3 6		139 146	24,239 5,512	400 38	24,639 5,550	34,181 8,179	876 106	35,057 8,285	24,778 5,696
三	* 三鷹台駅	24	4	2	30	710	30	5,550 710	1,458	106	1,458	5,696 740
鷹	* 井の頭公園駅	13	2	2	17	182	2	184	420	15	435	201
市	* つつじヶ丘駅	9			9	241	11	252	470	27	497	261
	計 小作駅	182	12	8	202	6,645 1,423	51 59	6,696 1,482	10,527 2,022	148 96	10,675 2,118	6,898 1,482
	* 河辺駅	13			13	1,423	126	1,482	2,022	301	3,095	1,462
	* 東青梅駅	1			1	452	131	583	624	140	764	584
青	* 青梅駅	7			7	262	86	348	996	174	1,170	355
月	宮ノ平駅 日向和田駅					21 150	3	24 153	55 182	5 13	60 195	24 153
梅	石神前駅					100	0	100	102	10	130	100
市	二俣尾駅					38	4	42	60	5	65	42
	軍畑駅											
	沢井駅 御嶽駅					10	7	17	45	9	54	17
	計	21			21	3,870	419	4,289	6,778	743	7,521	4,310
	* 武蔵野台駅					1,174	19	1,193	1,529	19	1,548	1,193
	* 多磨霊園駅 * 東府中駅	52	2	2	56	959 882	21 11	980 893	1,559 1,874	43 20	1,602 1,894	980 949
	* 府中駅	15	8	1	24	3,025	203	3,228	4,818	268	5,086	3,252
府	* 分倍河原駅	8	3		11	2,607	51	2,658	3,954	143	4,097	2,669
וויו	* 中河原駅 府中競馬正門前駅	16	3		19	1,430	58	1,488	2,695	158	2,853	1,507
中		2	1		3	1,030	65	1,095	1,195	76	1,271	1,098
	* 北府中駅	1	1		2	1,040	16	1,056	1,491	25	1,516	1,058
市	* 多磨駅 * 白糸台駅	6	2		5	399 580	18 13	417 593	515 678	45 17	560 695	423 598
	競艇場前駅	73			73	152		152	155		155	225
	* 是政駅	3			3	253	24	253	265	1	266	256
	* 西府駅 計	179	21	3	203	743 14,274	31 506	774 14,780	827 21,555	31 846	858 22,401	775 14,983
	* 西立川駅	113	21	0	200	57	11	68	288	96	384	68
昭	* 東中神駅	1			1	686		686	995		995	687
島	* 中神駅	1			1	1,631	24	1,655	2,155	100	2,255	1,656
市	* 昭島駅 * 拝島駅	13 2			13 2	2,609 995	49	2,609 1,044	6,056 2,610	72	6,056 2,682	2,622 1,046
111	計	17			17	5,978	84	6,062	12,104	268	12,372	6,079
	* 飛田給駅	39	1		40	417	7	424	1,300	55	1,355	464
⊒ [H	* 西調布駅	9 354	2 20	7	11 381	1,047	15 149	1,062	2,176	110	2,286	1,073
調	* 調布駅 * 布田駅	354 1	20	7	381	4,657 363	148	4,805 363	7,929 363	410	8,339 363	5,186 365
布	* 国領駅	13	3	1	17	1,022	17	1,039	2,100	30	2,130	1,056
AD.	* 柴崎駅	6	4		10	625	5	630	1,888	34	1,922	640
市	* つつじヶ丘駅 * 仙川駅	29 91	2 2	2 2	33 95	3,042	64 53	3,106	4,287	143	4,430	3,139
111	* 加川駅 * 京王多摩川駅	18		2	95 20	2,972 367	53 11	3,025 378	4,563 680	201 49	4,764 729	3,120 398
	計	560	35	14	609	14,512	320	14,832	25,286	1,032	26,318	15,441

	駅 名		放置 (<i>A</i>			5	実収容台数 (B)	ζ		収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	* 町田駅	49	6	5	60	8,202	1,512	9,714	9,011	2,080	11,091	9,774
	* 成瀬駅	60	4		64	1,051	220	1,271	1,058	230	1,288	1,335
町	* 相原駅	1			1	1,117	138	1,255	1,963	324	2,287	1,256
	* 多摩境駅	4	1		5	780	55	835	1,037	62	1,099	840
田	* 玉川学園前駅	7			7	664	337	1,001	1,017	364	1,381	1,008
	* 鶴川駅	12	2		14	3,525	561	4,086	3,567	569	4,136	4,100
-	* 南町田駅	4	2		6	2,024	264	2,288	2,072	284	2,356	2,294
市	* すずかけ台駅	1			1	223	51	274	223	80	303	275
	つくし野駅	100		_	150	54	99	153	275	147	422	153
	情	138	15	5	158	17,640	3,237	20,877	20,223	4,140	24,363	21,035
小人	* 武蔵小金井駅	10			10	3,056	45	3,101	5,083	68	5,151	3,111
金井	* 東小金井駅	7			7	2,394	11	2,405	6,272	149	6,421	2,412
市	* 新小金井駅 計	17			17	5,515	3 59	5,574	316 11,671	7 224	323 11,895	5,591
	* 東大和市駅	17			17	178	10	188	300	30	330	188
	* 小川駅	3			3	1,776	28	1,804	3,451	50 64	3,515	1,807
,	* 鷹の台駅	19	5		24	1,164	8	1,172	2,095	14	2,109	1,196
小	* 新小平駅	3	1		4	2,009	112	2,121	3,435	199	3,634	2,125
平	* 青梅街道駅		1		1	90	110	90	180	100	180	90
-	* 一橋学園駅	11			11	796	12	808	1,625	87	1,712	819
市	* 小平駅	6			6	2,882	37	2,919	4,342	125	4,467	2,925
	* 花小金井駅	21			21	4,883	124	5,007	8,180	216	8,396	5,028
	計	63	6		69	13,778	331	14,109	23,608	735	24,343	14,178
	* 高幡不動駅	150	6		156	2,392	280	2,672	3,522	382	3,904	2,828
	* 豊田駅	174	1	3	178	3,673	284	3,957	6,375	490	6,865	4,135
日	* 日野駅	48	6		54	2,070	299	2,369	3,191	376	3,567	2,423
Н	* 百草園駅	8			8	213	37	250	714	37	751	258
	* 南平駅	2			2	684	43	727	1,109	49	1,158	729
野	* 平山城址公園駅					274	64	338	578	91	669	338
	万願寺駅	34			34	328	22	350	816	23	839	384
市	多摩動物公園駅	75	14	11	100							100
	甲州街道駅	105			105	730	20	750	766	20	786	855
	程久保駅	FOC	07	1.4	697	56	18	74	113	18	131	74
	計 * 久米川駅	596 260	27 5	14	637 267	10,420 2,373	1,067 50	11,487	17,184 3,706	1,486 72	18,670 3,778	12,124 2,690
	* 東村山駅	30		4	33	3,259	110	2,423 3,369	4,636	179	4,815	
東	* 新秋津駅	29	1		30	1,971	101	2,072	2,705	123	2,828	
*	* 秋津駅	21	1		22	1,498	75	1,573	1,873	92	1,965	
村	* 萩山駅	3	_		3	239	3	242	384	10	394	245
山	八坂駅	3	2	1	6	545		545	545		545	551
ш	西武遊園地駅	2			2	48		48	352		352	50
市	西武園駅	35	2		37	130		130	132		132	167
	武蔵大和駅											
	址	383	14	3	400	10,063	339	10,402	14,333	476	14,809	10,802
_	* 国分寺駅	45			57	4,466	75	4,541	7,206	228	7,434	4,598
国公	* 西国分寺駅	6	2		8	2,248	44	2,292	3,411	70	3,481	2,300
分寺	* 国立駅	9			9	1,754	64	1,818	2,875	124	2,999	1,827
市	* 恋ヶ窪駅	2			2	385	3	388	834	3	837	390
	計	62			76	8,853	186	9,039	14,326	425	14,751	9,115
I=I	* 国立駅	113			113	4,945	50	4,995	7,386	60	7,446	5,108
国立	* 谷保駅	2			2	897	12	909	1,253	40	1,293	911
市	* 矢川駅	7			7	862	15	877	1,152	40	1,192	884
	111111	122			122	6,704	77	6,781	9,791	140	9,931	6,903
	* 福生駅	24	2		26	1,901	88	1,989	3,775	227	4,002	2,015
福	* 牛浜駅					229	10	239	1,123	88	1,211	239
生	* 拝島駅					138	35	173	290	57	347	173
	* 熊川駅	331	1 =		946	8	1	9	69	7	76	9
市	東福生駅計	351	15 17		346	9.976	194	9.410	5.057	270	5 696	346
	řΤ	355	17		372	2,276	134	2,410	5,257	379	5,636	2,782

	駅 名		放置 (<i>A</i>			2	実収容台数 (B)	(収容能力 (C)		乗入台数 (A)+(B)
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江	* 狛江駅 * 和泉多摩川駅 * 喜多見駅	85 10 5	11 1 2		96 11 7	3,176 1,142 1,192	114 70 23	3,290 1,212 1,215	3,370 1,320 1,442	185 87 30	3,555 1,407 1,472	3,386 1,223 1,222
市	計	100	14		114	5,510	207	5,717	6,132	302	6,434	5,831
	* 東大和市駅	210	3		213	3,305	10	3,315	3,506	20	3,526	3,528
東大	* 玉川上水駅 * 武蔵大和駅	55			55	2,207 1,228	77 25	2,284 1,253		77 25	2,350 1,384	1,253
和市	* 上北台駅 * 桜街道駅	313 142	1		314 142	1,208 382	50 9	1,258 391	1,208 382	50 9	1,258 391	1,572 533
	計	720	4		724	8,330	171	8,501	8,728	181	8,909	9,225
清瀬	* 清瀬駅 * 秋津駅	32	2		34	5,585 556	117 23	5,702 579	6,201 975	271 76	6,472 1,051	5,736 579
市	計	32	2		34	6,141	140	6,281	7,176	347	7,523	6,315
東久留米	* 東久留米駅	67	1		68	4,158	218	4,376	5,724	373	6,097	4,444
市	計	67	1		68	4,158	218	4,376	5,724	373	6,097	4,444
多	* 永山駅* 多摩センター駅	2 24	4	4	2 32	1,924 1,310	283 379	2,207 1,689	3,428 3,508	780 801	4,208 4,309	2,209 1,721
摩市	* 唐木田駅	1	0		1	239	95	334	342	223	565	335
111	* 聖蹟桜ヶ丘駅 計	57 84	2	4	59 94	2,205 5,678	267 1,024	2,472 6,702	2,758 10,036	329 2,133	3,087 12,169	2,531 6,796
	* 南多摩駅	9	U	Т	9	687	116	803	687	118	805	812
稲	* 稲城長沼駅					1,160	46	1,206	1,209	56	1,265	1,206
	* 矢野口駅	13			13	880	63	943	1,344	81	1,425	956
城	* 若葉台駅 * 稲城駅	17 3	1		18 3	345 673	57 112	402 785	357 791	71 180	428 971	420 788
市	* 京王よみうりランド駅	1			1	492	69	561	656	92	748	562
	計	43	1		44	4,237	463	4,700	5,044	598	5,642	4,744
羽村	* 羽村駅 * 小作駅	1			1	2,795 1,757	40 152	2,835 1,909	4,171 2,198	50 152	4,221 2,350	2,835 1,910
市	計	1			1	4,552	192	4,744	6,369	202	6,571	4,745
	東秋留駅	3			3	1,513	45	1,558	1,656	45	1,701	1,561
あき	秋川駅	2			2	1,306	38	1,344	1,736	66	1,802	1,346
きる野	武蔵引田駅 武蔵増戸駅	1			1	904 401	25 15	929 416	989 854	55 50	1,044 904	930 416
野市	武蔵五日市駅					533	30	563	744	83	827	563
1 1	計	6			6	4,657	153	4,810		299	6,278	4,816
	* 保谷駅	37	1		38	3,910	127	4,037	7,142	227	7,369	4,075
西	* ひばりヶ丘駅 * 四無即	31	2	1	34	3,106	117	3,223		197	4,913	
東京	* 田無駅 * 西武柳沢駅	64 18	4	1	69 18	6,048 1,178	59 7	6,107 1,185		172 76	8,955 2,881	6,176 1,203
市	* 東伏見駅	17			17	961	6	967	1,589	21	1,610	
	計	167	7	2	176	15,203	316	15,519	25,035	693	25,728	15,695

【町部】

	M) Db 7											
	駅 名			:台数 A)		- Service	実収容台数 (B)	Ţ.			乗入台数 (A)+(B)	
	(*放置禁止区域に指定)	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
	町 村 部 計	32			32	1,238	54	1,292	1,400	111	1,511	1,324
瑞穂	箱根ケ崎駅					1,163	42	1,205	1,287	99	1,386	1,205
町	計					1,163	42	1,205	1,287	99	1,386	1,205
日	武蔵増戸駅	9			9							9
の出	武蔵引田駅	23			23							23
田丁	計	32			32							32
	奥多摩駅					20	3	23	25	3	28	23
奥	白丸駅					15	2	17	21	2	23	17
多	鳩ノ巣駅											
摩	古里駅					15	3	18	27	3	30	18
町	川井駅					25	4	29	40	4	44	29
	計					75	12	87	113	12	125	87

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

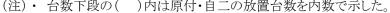
「単位: 台]

加云八十		平成26年(1台	以上)	
順位	駅 名	路線名	区市	台数
1	秋 葉 原	JR 各 線 ・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)
2	新 宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都営新宿線	新 宿 区 渋 谷 区	677 (38)
3	赤 羽	JR 京 浜 東 北 線・ 埼 京 線・高 崎 線・ 宇 都 宮 線	北区	663 (27)
4	錦糸町	JR 総 武 線 ・ メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	浅 草 (T X)	つ く ば エクスプレス	台 東 区	514 (34)
6	王 子	JR 京 浜 東 北 線・ メトロ 南 北 線・ 都 電 荒 川 線	北区	467 (10)
7	高円寺	JR 中 央 線 ・ 総 武 線	杉 並 区	442 (82)
8	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線		399 (13)
9	千歳烏山	京 王 線	世田谷区	388 (17)
10	調布	京 王 線 · 相 模 原 線	調布市	381 (27)

順位		平成26年(100台	〕以上)	
川貝1公.	駅 名	路線名	区市	台数
1	秋 葉 原	JR 各 線 ・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	840 (0)
2	赤 羽	JR 京 浜 東 北 線・ 埼 京 線・高 崎 線・ 宇 都 宮 線	北区	636 (0)
3	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都 営 新 宿 線	新 宿 区 渋 谷 区	623 (0)
4	錦 糸 町	JR 総 武 線 ・ メトロ半 蔵 門 線	墨田区	597 (111)
5	浅 草 (T X)	つ く ば エクスプレス	台 東 区	480 (0)
6	王 子	JR 京 浜 東 北 線・ メトロ 南 北 線・ 都 電 荒 川 線	北区	457 (0)
7	高円寺	JR 中 央 線 ・ 総 武 線	杉 並 区	442 (82)
8	東京	JR 各 線 ・メトロ丸の内線		386 (0)
9	千歳鳥山		世田谷区	371 (0)
10	上 野	JR 各 線・ メトロ日比谷線・ ・ 銀 座 線	台 東 区	355 (0)

			□ 単位:	台」
NE (-		平成25年(1台.	以上)	
順位	駅 名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR 総 武 線・メトロ半 蔵 門 線	墨田区	782 (45)
2	新 宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都 営 新 宿 線	新 宿 区 渋 谷 区	760 (25)
3	秋 葉 原	JR 各 線 ・ つくばエクスプレス・ メトロ 日 比 谷 線	千代田区	683 (7)
4	赤羽	JR 京 浜 東 北 線・ 埼 京線・高 崎線・ 宇 都 宮 線	北区	646 (22)
5	東京	JR 各 線 ・メトロ丸の内線	千代田区中央区	602 (29)
6	西 新 宿	メトロ丸の内線	新 宿 区	583 (1)
7	王 子	JR 京 浜 東 北 線・ メトロ 南 北 線・ 都 電 荒 川 線	北区	547 (10)
8	浅 草 (T X)	つ く ば エクスプレス	台 東 区	509 (58)
9	押上	京成押上線、都営浅 草線、メトロ半蔵門 線、東武伊勢崎線		480 (50)
10	高円寺	JR 中 央 線 ・ 総 武 線	杉 並 区	463 (94)

順位						平	成	25	年	(10	0台	议.	上)				
順位		駅	名			Ī	烙	線	彳	ź			区	市		台	汝
1	錦	糸		町	JR メ	糸 トロ		武 半 〕		線門	• 線	墨	Ħ	1	X		37 0)
2	新			宿	京	王糸	泉•	小外営	ロヺ	Lσ	内	新渋	宿名		N N		17 0)
3	秋	葉		原		くは				。 レ		千	代	田	区		76 0)
4	赤			羽		京		· 康				北			区		24 0)
5	西	親	Í	宿	メ	۱ J	1	丸	の	内	線	新	宿	i	区		82 0)
6	東			京	JR メ			丸,					代失		区区		73 0)
7	王			子		1		東南荒	北		٠ إ	北			区		37 0)
8	浅 (Т	X	草)	クェ	ク	7	< < :	プ	レ	ばス	伯	東	ĺ	区		09 58)
9	押			上	草	線、	. ×	上線パトロ式伊	2 #	蔵	門	墨	Ħ	1	区		80 50)
10	恴	F	l	寺	JR 総	Е	Þ	央武		線	• 線	杉	刘	Ž	X		63 94)



⁽注)・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。 ・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合 のみ計上していた。

順		平成24年(1台	以上)			平成23年				平成22年		
位	駅 名	路線名	区市	当数	駅 名	路線名	区市	台数	駅 名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇 都 宮 線		313 32)	赤 羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇 都 宮 線	北区	838 (0)	赤 羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇 都 宮 線	北区	922 (0)
2	東京	JR 各 線 ・ メトロ丸の内線	千代田区 7中 央区('75 29)	東京	JR 各 線 ・ メトロ丸の内線	千代田区中 央 区	830 (0)	蒲田	JR京浜東北線・ 東 急 池 上 線・ 東 急 多 摩 川 線	大 田 区	885 (107)
3	麻布十番	都 呂 入 江 尸 	ATT 14	766 (4)	新 小 岩	JR 総 武 線	葛 飾 区	820 (87)	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線	千代田区中 央 区	878 (0)
4	新宿	JR各線・小田急線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線	新 宿 区 7 渋 谷 区 (:	'31 31)	田町・三田	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都 営 浅 草 線	港区	793 (0)	王 子	JR京浜東北線・ メトロ南 北線・ 都 電 荒 川 線	北区	874 (0)
5	秋 葉 原	JR 各 線 ・ つくばエクスプレ ス メトロ日比谷線	千代田区 (584 12)	王 子	JR京浜東北線・ メトロ南 北線・ 都 電 荒 川 線	北区	756 (0)	府中	京 王 線	府中市	781 (0)
6		JR京浜東北線・ メトロ南 北線・ 都 電 荒 川 線		664 10)	蒲 田	JR京浜東北線・ 東 急 池 上 線・ 東 急 多 摩 川 線	大 田 区	704 (88)	新 小 岩	JR 総 武 線	葛 飾 区	724 (93)
7	西 新 宿	メトロ丸の内線	Y- 77 V	589 (2)	亀 戸	JR 総 武 線 東武亀戸線	江 東 区	684 (63)	麻布十番	メトロ南 北線・都営大江戸線	港区	698 (0)
8	大 森	JR 京 浜 東 北 線		584 49)	麻布十番	メトロ南 北線・ 都営大江戸線	港区	669 (0)	浅 草 (T X)	つ く ば エクスプレス	台 東 区	696 (59)
9	新 小 岩	JR 総 武 線	I 	575 77)	豊田	JR 中 央 線	日野市	631 (0)	立 川	JR中央・南武線・ 青 梅 線 ・ 五 日 市 線	立 川 市	693 (67)
10	浅 草 (T X)	つ く ば エクスプレス	台 東 区 5	534 (3)	秋 葉 原	JR 各 線 ・ つくばエクスプレ ス メトロ日比谷線	千代田区	590 (0)	大 森	JR京浜東北線	品川区大田区	692 (65)

順			平成21年	<u> </u>					平成20年	Ē.						平成19年					
位	剔	7 名	路線名	区市	台数	駅	名	路	線名		区市	台数		駅 名	j	路	線名		区市	ŕ	台数
1	立	Л	JR中央・南武線・ 青 梅 線 ・ 五 日 市 線	立 川 市	983 (65)	大	塚	JR 山 都 電	手 線荒川線	豊	島	1,867 (0)	赤	羽	埼克		東北線 •高崎線 宮 額			IX I '	,145 (0)
2	赤	羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇 都 宮 線	北区	980 (0)	池	袋	JR各線・ 武 線・	·西武線・東 メトロ 各 線	豊	島	1,156 (72)	大	塚	JR 都	山電	手線荒川線	豊	島	IX I '	,623 (0)
3	新	宿	JR各線・小田急線・京王線・ 線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線		958 (59)	赤	羽		東北線・ ・高崎線・ 宮 線	北	Ē	✓ 1,081(0)	池	袋	JR名 武 緩	-線・ 泉・>	西武線・東メトロ各級	豊	島		,590 (99)
4	王	子	JR京浜東北線・ メトロ南 北線・ 都 電 荒 川 線	北区	950 (0)	王	子	メトロ	東北線・ 南北線・ 荒川線	北	Ē	1,028(0)	光	が丘	都言	営力	て江戸 網	練	馬	IX I '	,520 (0)
5	蒲	田	JR京浜東北線・ 東 急 池 上 線・ 東 急 多 摩 川 線	大 田 区	913 (100)	田	町	北線·都	線·京浜東 /営三田線・ 浅 草 線	港	Į.	≤ 990 (0)	王	子	メト	Πį	東北線 南北線 荒川 網				,347 (62)
6	大	森	JR 京 浜 東 北 線	品川区大田区	837 (66)	蒲	田	東急	東北線・ 也上線・ 多摩川線	大	田	967 (71)	蒲	田	東	急》	東北線 也上線 多摩川線	大	田		,268 161)
7	抽	祥寺	JR 中 央 線 ・総 武 線 ・ 京王井の頭線	武蔵野市	808	立	Ш			立	JII ī	931 (83)	田	町	北線	•都	線·京浜東 営三田線 浅 草 緩	港		IX I '	,197 (0)
8	新	小 岩	JR 総 武 線	葛 飾 区	803 (86)	錦糸	《 町	JR 総 メトロ ³	武 線・ 半蔵門線	墨	田	889 (143)	錦	糸 町	JR メト	総 口 ¹	武 線 半蔵門線	墨	田	IX I '	,046 143)
9	池	袋	JR各線・西武線・ 東 武 線 ・ メトロ 各 線	豊島区	780 (107)	浅 (T	草 X)	つ エ <i>クフ</i>	くぱ	台	東	<u>≼</u> 866 (0)	Ξ	軒茶屋	東急世	田郎田	園都市 谷 絹	世	田谷		,035 123)
10	田	町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都 営 浅 草 線	港区	754 (0)	新 力	、 岩	JR 総	武線	葛	飾[845 (138)	立	JI	JR中 青 五	中央 梅日			Л	H-1 '	,025 (71)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数	乗入台数	乗入台数別の駅数の内訳 (駅)								
	(駅)	(台)	1~99	100~	500~					5,000~	10,000
合 計	640	671, 020	115	499 232	999 105	1, 999 93	2, 999	3, 999	4, 999 10	9, 999	\sim
区部計	477	416, 514	98	191	78	59	13	17	4	16	1
千代田区	15	4, 703	2	12	10	1	10	11	1	10	1
中 央 区	21	10, 807	6	9	3	2	1				
港区	32	6, 681	15	15	1	1					
新 宿 区	32	7,876	9	20	2	1					
文 京 区	19	3, 523	6	12	1						
台 東 区	13	8, 127		7	4	2					
墨田区	14	12, 803	2	7	2	1	1			1	
江 東 区	25	19, 886	6	7	5	5		2			
品 川 区 目 黒 区	27 13	10, 455 5, 991	4	16 5	4	3					
大田区	35	31, 413	4	14	12	3			1		1
世田谷区	40	42, 047	13	11	5	1	5	4	1	1	1
渋 谷 区	19	6, 918	8	6	2	3		1		1	
中野区	14	14, 255	2	6	3	2				1	
杉 並 区	24	31, 135	1	8	7	4		3		1	
豊島区	17	11, 869	3	8	3	2		1			
北区	16	16, 711	1	8	3	1	1	1		1	
荒川区	11	8, 474	5	2	1	1	2				
板橋区	22	22, 527		5	8	8		1			
練馬区	22	36, 780	2	4	4	7	2			3	
足立区	22	37, 572	1	8	5	3		1	1	3	
葛 飾 区 江戸川区	12 12	26, 903	3 1	1	1 1	5	1	4	1	2 3	
市部計	156	39, 058 253, 182	11	1 41	27	33	18	8	1 6	11	1
八王子市	20	21, 750	2	9	2	3	2	0	1	1	1
立川市	11	13, 802	2	6	1	3			1	1	
武蔵野市	3	24, 778			_					2	1
三鷹市	4	6, 898		2	1					1	
青 梅 市	8	4, 310	3	2	1	2					
府 中 市	13	14, 983		3	4	4	1	1			
昭島市	5	6, 079	1		1	2	1				
調布市	9	15, 441		3	1	2	_	2	_	1	
町田市	9	21, 035	4	2	1	3	1		1	1	
小 金 井 市 小 平 市	3 8	5, 591 14, 178	1 1	1	1	2	1 2	1		1	
日野市	10	12, 124	1	4	2	4	2		1	1	
東村山市	8	10, 802	1	2	1	1	2	1	1		
国分寺市	4	9, 115	1	1	1	1	1		1		
国 立 市	3	6, 903			2					1	
福 生 市	5	2, 782	1	3			1				
狛 江 市	3	5, 831				2		1			
東大和市	5	9, 225			1	2	1	1			
清瀬市	2	6, 315			1					1	
東久留米市	1	4, 444							1		
武蔵村山市	4	6 700		4		1	0				
多摩市稲城市	4	6, 796 4, 744		1	А	1	2				
羽村市	2	4, 744 4, 745			4	1	1				
あきる野市	5	4, 816		1	2	2					
西東京市	5	15, 695		1	1	1		1	1	1	
町村部計	7	1, 324	6			1					
瑞穂町	1	1, 205				1					
日の出町	2	32	2								
檜 原 村											
奥多摩町	4	87	4								

⁽注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位:台]

順						放置台数	放置台数					
位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	自転車	原付 自二	計					
1	三鷹駅	JR中央線・総武線	武蔵野市三鷹市	11,925	154	11	165					
2	吉祥寺駅	J R 中央線・総武線 京王電鉄井の頭線	武蔵野市	10,998	70	2	72					
3	蒲 田 駅	J R 京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大 田 区	10,770	290	24	314					
4	町 田 駅	JR横浜線 小田急線	町田市	9,774	49	11	60					
5	荻 窪 駅	J R 中央線・総武線 東京地下鉄丸の内線	杉 並 区	8,693	118	44	162					
6	中野駅	J R 中央線・総武線 東京地下鉄東西線	中 野 区	8,355	223	45	268					
7	綾 瀬 駅	J R 常磐線 東京地下鉄千代田線	足 立 区 葛 飾 区	7,753	45	12	57					
8	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足 立 区	7,719	17	5	22					
9	武蔵境駅	J R 中央線 西武多摩川線	武蔵野市	7,551	47	1	48					
10	立川駅、立川北駅、立川 南駅	J R 中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立 川 市	7,351	209	25	234					
11	新小岩駅	JR総武線	葛飾区	7,008	199	47	246					
12	国 立 駅	JR中央線	国分寺市 国 立 市	6,935	122	0	122					
13	葛 西 駅	東京地下鉄東西線	江戸川区	6,876	12	4	16					
14	金町駅、京成 金町駅	J R 常磐線 京成金町線	葛 飾 区	6,686	38	3	41					
15	田無駅	西武鉄道新宿線	西東京市	6,176	64	5	69					
16	小 岩 駅	JR総武線	江戸川区	6,010	99	9	108					
17	千歳烏山駅	京王電鉄京王線	世田谷区	5,991	371	17	388					
18	保 谷 駅	西武鉄道池袋線	練 馬 区 西 東 京 市	5,943	40	2	42					
19	清 瀬 駅	西武鉄道池袋線	清瀬市	5,736	32	2	34					
20	光が丘駅	都営大江戸線	練馬区	5,711	13	0	13					

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

		区 分	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
		=(1)+(j) ====================================		3, 412, 064		3, 801, 265		3, 791, 544		3, 699, 298		3, 495, 192
		転車、原付及び自二 入台数	_	-	_	(296, 670)	_	(315, 612)	_	(310, 918)	_	(284, 580)
全		(1)		2, 637, 751		3, 038, 989		3, 090, 299		3, 086, 897		2, 911, 712
国		自転車等実収容台数	_	-	_	(237, 734)	_	(258, 611)		(261, 157)		(242, 260)
		(ウ)		774, 313		762, 276	_	701, 245	_	612, 401		583, 480
		放置台数		-		(58, 936)		(57, 001)		(49, 761)		(42, 320)
		=(イ)+(ウ) 転車、原付及び自二	721, 774	729, 149	755, 141	745, 597	742, 243	744, 358	728, 110	741, 994	738, 167	751, 498
		入台数	(38, 068)	(38, 108)	(37, 261)	(38, 674)	(37, 269)	(36, 860)	(36, 839)	(37, 888)	(38, 306)	(39, 568)
都		(1)	487, 204	497, 083	536, 150	536, 897	530, 532	545, 999	531, 499	540, 754	537, 850	553, 541
4E		自転車等実収容台数	(20, 070)	(19, 818)	(20, 637)	(21, 815)	(21, 117)	(20, 699)	(21, 202)	(22, 161)	(22, 471)	(21, 770)
		(ウ)	234, 570	232, 066	218, 991	208, 700	211, 711	198, 359	196, 611	201, 240	200, 317	197, 957
		放置台数 	(17, 998)	(18, 290)	(16, 624)	(16, 859)	(16, 152)	(16, 161)	(15, 637)	(15, 727)	(15, 835)	(17, 798)
		*/)=(イ)+(ウ) 転車、原付及び自二 	417, 114	422, 388	430, 319	424, 270	418, 365	432, 012	421, 898	438, 436	448, 466	460, 927
			(15, 703)	(17, 407)	(15, 977)	(16, 857)	(16, 538)	(17, 241)	(16, 384)	(18, 631)	(18, 536)	(21, 411)
区		(1)	242, 577	245, 380	265, 964	265, 351	250, 995	267, 865	258, 620	267, 349	274, 582	295, 646
部		自転車等実収容台数	(5, 043)	(5, 086)	(5, 423)	(5, 692)	(4, 613)	(5, 117)	(4, 425)	(5, 564)	(5, 029)	(6, 034)
		(1)	174, 557	177, 008	164, 355	158, 919	167, 370	164, 147	163, 278	171, 087	173, 884	165, 281
		放置台数	(10, 660)	(12, 321)	(10, 554)	(11, 165)	(11, 925)	(12, 124)	(11, 959)	(13, 067)	(13, 507)	(15, 407)
	1 1	=(イ)+(ウ) 転車、原付及び自二	302, 348	304, 376	322, 502	320, 241	322, 668	311, 136	305, 030	302, 348	288, 358	289, 344
		入台数	(22, 140)	(20, 471)	(21, 084)	(21, 737)	(20, 641)	(19, 529)	(20, 366)	(19, 167)	(19, 682)	(18, 034)
市		(1)	242, 337	249, 318	267, 866	270, 460	278, 327	276, 924	271, 697	272, 195	262, 077	256, 668
部		自転車等実収容台数		(14, 502)	(15, 014)	(16, 043)	(16, 414)	(15, 492)	(16, 688)	(16, 507)	738, 167 (38, 306) 537, 850 (22, 471) 200, 317 (15, 835) 448, 466 (18, 536) 274, 582 (5, 029) 173, 884 (13, 507) 288, 358	(15, 643)
		(ウ)	60, 013	55, 058	54, 636	49, 781	44, 341	34, 212	33, 333	30, 153	26, 281	32, 676
		放置台数	(7, 338)	(5, 969)	(6, 070)	(5, 694)	(4, 227)	(4, 037)	(3, 678)	(2, 660)	(2, 328)	(2, 391)
		=(イ)+(ウ) 転車、原付及び自二	2, 310	2, 385	2, 320	1, 086	1, 210	1, 210	1, 182	1, 210	1, 343	1, 227
me		入台数	(225)	(230)	(200)	(80)	(90)	(90)	(89)	(90)	(88)	(93)
町村			2, 310	2, 385	2, 320	1, 086	1, 210	1, 210	1, 182	1, 210	1, 191	1, 227
部		自転車等実収容台数	(225)	(230)	(200)	(80)	(90)	(90)	(89)	(90)	(88)	(93)
	11)	(ウ) 放置台数	0	0	0	0	0	0	0	0		0

- (注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。
 - ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「一」で記した。
 - ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。
 - ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。

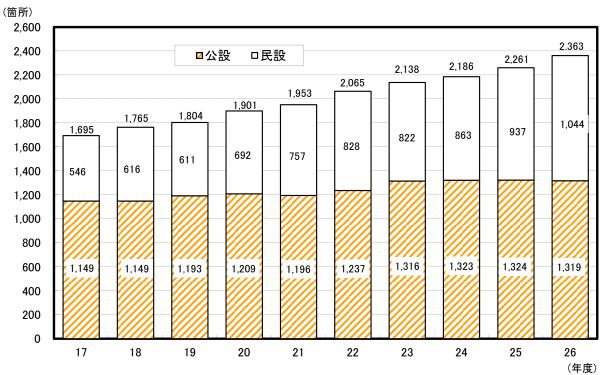
											``	41年:百)
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	3, 495, 163		3, 490, 719	_	3, 591, 058	_	3, 410, 368	_	2, 963, 118		2, 955, 369	_
	(195, 024)		(193, 741)		(45, 555)		(60, 532)		(226, 484)		(10, 595)	
	3, 023, 743		3, 074, 724		3, 249, 156		3, 165, 708		2, 783, 277		2, 832, 372	
	(160, 425)		(164, 992)		(32, 807)		(53, 564)		(223, 164)		(10, 595)	
	471, 420		415, 995		341, 902		244, 660		179, 841		122, 997	
	(34, 599)		(28, 749)		(12, 748)		(6, 968)		(3, 320)		-	
725, 606	727, 387	711, 109	720, 588	707, 695	703, 873	685, 011	670, 795	686, 508	680, 979	673, 403	673, 446	671, 020
(39, 248)	(-)	(35, 992)	(-)	(33, 349)	(-)	(27, 798)	(26, 226)	(26, 709)	(24, 748)	(25, 280)	(23, 622)	(23, 070)
554, 908	577, 267	577, 576	606, 815	607, 732	618, 791	621, 505	617, 888	638, 418	638, 668	620, 691	626, 694	628, 850
(22, 883)	(23, 840)	(22, 705)	(19, 361)	(26, 622)	(-)	(26, 050)	(24, 942)	(25, 529)	(23, 961)	(20, 681)	(19, 854)	(19, 457)
170, 698	150, 120	133, 533	113, 773	99, 963	85, 082	63, 506	52, 907	48, 090	42, 311	52, 712	46, 752	42, 170
(16, 365)	(14, 831)	(13, 287)	(10, 013)	(6, 727)	(4, 027)	(1, 748)	(1, 284)	(1, 180)	(787)	(4, 599)	(3, 768)	(3, 613)
434, 057	424, 769	418, 348	431, 540	418, 117	423, 659	408, 623	392, 865	406, 421	400, 945	405, 949	412, 245	416, 514
(19, 257)	(-)	(17, 253)	(-)	(15, 090)	(-)	(11, 110)	(9, 932)	(10, 298)	(9, 483)	(10, 821)	(10, 294)	(9, 976)
290, 179	297, 343	305, 814	337, 045	331, 834	349, 734	353, 891	349, 161	366, 127	365, 339	360, 717	371, 549	379, 946
(5, 272)	(-)	(5, 940)	(-)	(8, 791)	(-)	(9, 556)	(8, 713)	(9, 185)	(8, 746)	(6, 880)	(6, 923)	(6, 761)
143, 878	127, 426	112, 534	94, 495	86, 283	73, 925	54, 732	43, 704	40, 294	35, 606	45, 232	40, 696	36, 568
(13, 985)	(12, 427)	(11, 313)	(8, 855)	(6, 299)	(3, 741)	(1, 554)	(1, 219)	(1, 113)	(737)	(3, 941)	(3, 371)	(3, 215)
290, 357	301, 771	292, 058	287, 889	288, 402	279, 294	275, 421	276, 953	279, 072	279, 061	266, 199	260, 152	253, 182
(19, 914)	(-)	(18, 671)	(-)	(18, 195)	(-)	(16, 633)	(16, 243)	(16, 363)	(15, 218)	(14, 402)	(13, 283)	(13, 040)
263, 537	279, 077	271, 059	268, 611	274, 722	268, 137	266, 647	267, 750	271, 276	272, 356	258, 720	254, 100	247, 612
(17, 534)	(-)	(16, 697)	(-)	(17, 767)	(-)	(16, 439)	(16, 178)	(16, 296)	(15, 168)	(13, 749)	(12, 888)	(12, 642)
26, 820	22, 694	20, 999	19, 278	13, 680	11, 157	8,774	9, 203	7, 796	6, 705	7, 479	6, 052	5, 570
(2, 380)	(2, 404)	(1, 974)	(1, 158)	(428)	(286)	(194)	(65)	(67)	(50)	(653)	(395)	(398)
1, 192	847	703	1, 159	1, 176	920	967	977	1,015	973	1, 255	1,049	1, 324
(77)	(-)	(68)	(-)	(64)	(-)	(55)	(51)	(48)	(47)	(52)	(45)	(54)
1, 192	847	703	1, 159	1, 176	920	967	977	1,015	973	1, 254	1,045	1, 292
(77)	(-)	(68)	(-)	(64)	(-)	(55)	(51)	(48)	(47)	(52)	(43)	(54)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	32
Ů	v	· ·	Ŭ	•		0	Ü		Ü	(0)	(2)	(0)

[・]放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて 50台以上 の場合のみ計上していたが、平成24年以降「都」は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

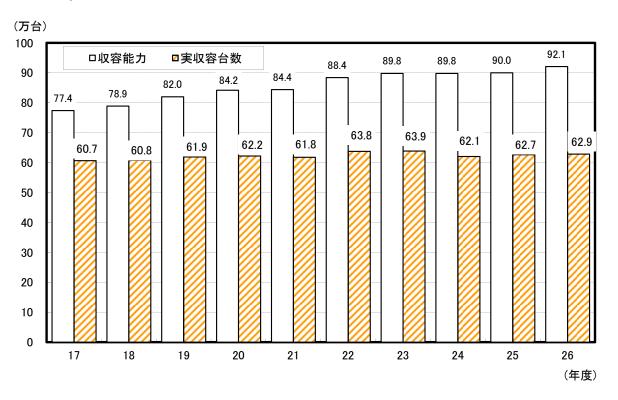
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は11年連続で増加し、平成26年は2,363箇所(前年度比 102箇所増加)となった
- ・公設自転車等駐車場は1,319箇所(前年度比 5箇所減少)であり、全体の55.8%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,044箇所(前年度比 107箇所増加)であり、全体の44.2%を占めている。



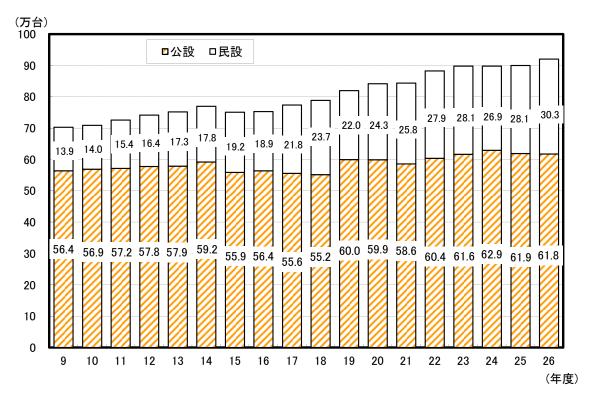
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

・収容能力は920,829台(前年度比 20,607台増加)、実収容台数は628,850台(前年度比 2,156台増加)であった。



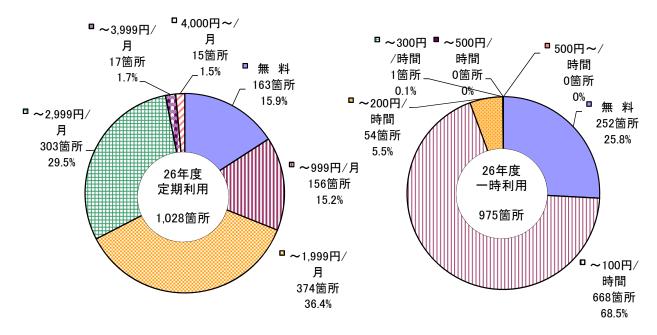
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力920,829台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は617,930台(67.1%)、民設自転車等駐車場の収容能力は302,899台(32.9%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,028箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は975箇所であった。 (定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は163箇所(15.9%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は252箇所(25.8%)であった。



(注)一時利用料金を「最初の○○時間まで無料」としている場合は、 無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等) ア 区市町村別整備状況

	設	: 置 数	汝			構	造					敷 地	形態		
				平	立位	大 式	地门	式	そ不	道		鉄道	用地		不明•
	計	公設	民設	面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	路	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	その他
総数	2, 363	1, 319	1,044	1, 904	303	30	103	22	1	359	659	219	182	923	21
区 部 計	1, 517	904	613	1, 211	185	22	84	14	1	291	405	165	113	526	17
千代田区中 央区	24 24	24 24		24 14	1	1	7	1		22	1 23	1		1	
港区	27	13	14	21	1	1	4	2		12	12	1		2	
新宿区	47	47	11	45	1		1	2		27	11	-	8	1	
文 京 区	31	25	6	28		1	2			13	7		5	6	
台 東 区	32	30	2	25			7	0		9	21	_	1	1	
墨 田 区 江 東 区	48 51	32 49	16 2	41 41	5	1	3 5	3		13	8 38	5 6	4	18 7	
品川区	53	26	27	45	4		4			9	9	9	16	10	
目 黒 区	40	27	13	34	1	1	3	1		1	19	4	5	11	
大 田 区	87	72	15	66	12		8		1	35	25	3	10	14	
世田谷区	127	50 49	77	67 34	45 12	9	3	3		10	31	24	21	41	
渋 谷 区中 野 区	49 42	49 29	13	34 32	6	2	3	1		34 5	8 24	4	3 1		12
杉並区	71	46	25	51	14		6	1		8	22	14	2	25	12
豊 島 区	55	42	13	43	5	1	6			15	16		9	15	
北区	48	40	8	35	8	3	2			17	9	13	2	3	4
荒 川 区板 橋 区	38 106	15 68	23 38	35 96	1 9		2			8 14	4 23	5 8	5 10	16 51	
練馬区	127	64	63	108	15		4			7	32	24	5	59	
足 立 区	209	50	159	187	20		2			8	32	16	2	150	1
葛 飾 区	137	42	95	122	10		5			10	21	12	1	93	
江戸川区	940	409	421	17	16 117	3 8	6 19	2 8		14	9	16 54	3 69	2000	4
市部計	93	17	431 76	688 73	17	δ	2	1		68 6	249 28	6	17	396 36	4
立川市	39	35	4	34	2	2	1	1		5	20	0	5	9	
武蔵野市	64	2	62	47	14	1	1	1		2	18	9		35	
三鷹市	30	24	6	24	2		3	1		1	7		2	19	1
青 梅 市 府 中 市	12 40	8 22	4 18	9 29	3 10		1			2	9 21	7	3	9	
昭島市	17	17	10	16	10		1			4	7	'	3	3	
調布市	41	41		35	5		1			3	17	1	1	19	
町田市	65	12	53	46	15		4				23	1	5	36	
小 金 井 市小 平 市	21	18 27	37	18 62	2		1			1	7	4	1	9	
小 平 市 野 市	64 74	45	37 29	68	5			1		1 17	12 26		8	43 26	2
東村山市	41	21	20	36	2	1		2		1	10		3	28	٥
国分寺市	17	16	1	2	13		2			5	3	2	3	4	
国 立 市 福 生 市	17	17	0	16	1		4				5	1	2	9	
福生市狛江市	13 14	7 2	6 12	11 14	1		1			3	5	8		8 2	1
東大和市	22	19	3	22						12	3	3	3	1	1
清 瀬 市	22	5	17	18	2		2			1	3		1	17	
東久留米市	17	8	9	16	1									17	
武蔵村山市 多 摩 市	19	11	8	15	1					2	5	А	2	6	
多 摩 巾	13	7	8 6	11	4 2						3	4	2	7	
羽村市	12	12		12	_					4	2			6	
あきる野市	12	12		12							5	1	4	2	
西東京市	61	4	57	42	13	4		2			10	4	2	45	
町村部計 瑞 穂 町	6	6		5 1	1						5 2			1	
日の出町	۷	۷		1	1						۷				
檜 原 村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

		云 往	(2)						
		面積	(m²)	収容能力			実収容 台数		
		敷地	延床	(台)	自転車	原付	(台)	自転車	原付
ź	総 数	988, 302	1, 035, 101	920, 829	883, 729	37, 100	628, 850	609, 393	19, 457
×	部計	602, 104	615, 693	539, 434	525, 719	13, 715	379, 946	373, 185	6, 761
千	代 田 区	2, 937	2, 937	2, 372	2, 230	142	1, 756	1,663	93
中	央 区	28, 575	28, 575	7, 923	7, 762	161	7, 775	7, 762	13
港	区	10,645	10, 523	6, 627	6, 283	344	4, 326	4, 133	193
新	宿 区	9,806	10, 059	8, 363	7, 633	730	4, 906	4, 581	325
文	京 区	5, 501	5, 501	3, 882	3, 882		2, 147	2, 147	
台	東区	14, 683	12, 213	7, 722	7, 602	120	5, 057	5, 041	16
墨	田区	19, 970	18, 749	17, 313	17, 226	87	11, 194	11, 171	23
江	東区	25, 728	9, 240	22, 196	21, 703	493	17, 913	17, 609	304
品	川区	25, 423	26, 423	14, 139	12, 691	1, 448	9, 183	8, 377	806
目	黒 区	12, 486	13, 941	9, 590	9, 333	257	5, 462	5, 349	113
大	田区	34, 505	40, 844	35, 211	34, 636	575	29, 731	29, 382	349
世	田谷区	58, 804	61, 926	51, 438	49, 630	1,808	39, 172	38, 242	930
渋ュ	谷区	8, 841	9, 444	7, 697	6, 692	1,005	6, 284	5, 573	711
中松	野区	21, 186	21, 311	18, 006	17, 744	262	13, 351	13, 151	200
杉曲	並区	34, 573	37, 564	35, 279	34, 978	301	29, 495	29, 443	52
豊小	島区	17, 668	19, 762	17, 283	17, 046	237	10, 985	10, 876	109
北荒	区川 区	23, 013	9, 130 5, 392	23, 437	22, 808 10, 397	629 69	14, 960	14, 554	406
元板	橋区	10, 682 34, 315	36, 945	10, 466 30, 009	28, 577	1, 432	7, 940 20, 093	7, 880	60 480
練	馬区	44, 086	51, 988	51, 873	50, 569	1, 432	20, 093 36, 059	19, 613 35, 547	512
足	立区	69, 432	76, 320	62, 475	61, 272	1, 203	37, 369	36, 872	497
惹	飾 区	46, 773	51, 814	40, 405	39, 818	587	26, 033	25, 811	222
	戸川区	42, 472	55, 092	55, 728	55, 207	521	38, 755	38, 408	347
市		384, 467	416, 611	379, 884	356, 610	23, 274	247, 612	234, 970	12, 642
八	王 子 市	37, 353	50, 309	35, 054	29, 415	5, 639	21, 168	18, 935	2, 233
立	川市	24, 907	25, 244	20, 737	20, 148	589	13, 117	12, 802	315
武	蔵 野 市	29, 089	39, 726	35, 057	34, 181	876	24, 639	24, 239	400
三	鷹市	12, 392	12, 477	10,675	10, 527	148	6, 696	6, 645	51
青	梅市	6,873	9, 703	7, 521	6, 778	743	4, 289	3, 870	419
府	中 市	21, 308	25, 588	22, 401	21, 555	846	14, 780	14, 274	506
昭	島市	10, 281	10, 728	12, 372	12, 104	268	6, 062	5, 978	84
調	布 市	24, 495	28, 458	26, 318	25, 286	1,032	14, 832	14, 512	320
町	田市	25, 472	30, 107	24, 363	· ·	4, 140	20, 877	17, 640	3, 237
小		15, 575	15, 757	11, 895	11, 671	224	5, 574	5, 515	59
小	平市	26, 518	1, 754	24, 343	23, 608	735	14, 109	13, 778	331
日士	野市	19, 722	21, 711	18, 670	17, 184	1, 486	11, 487	10, 420	1, 067
東	村山市	13, 742	13, 742	14, 809	14, 333	476	10, 402	10, 063	339
国	分 寺 市 立 市	11, 611	15, 818	14, 751 9, 931	14, 326 9, 791	425	9, 039	8, 853	186
国福	立 市生 市	9, 741 8, 106	10, 804 8, 387	5, 636	5, 257	140 379	6, 781 2, 410	6, 704 2, 276	77 134
狛	江市	9, 863	10, 012	6, 434	6, 132	302	5, 717	5, 510	207
	大和市	8, 403	8, 422	8, 909	8, 728	181	8, 501	8, 330	171
清	瀬市	7, 248	8, 621	7, 523	7, 176	347	6, 281	6, 141	140
	久留米市	7, 629	8, 242	6, 097	5, 724	373	4, 376	4, 158	218
	蔵村山市	.,	-,	-,	-,				
多	摩市	13, 345	15, 934	12, 169	10, 036	2, 133	6, 702	5, 678	1,024
稲	城市	6, 986	7, 783	5, 642	5, 044	598	4, 700	4, 237	463
羽	村 市	6,089	6, 089	6, 571	6, 369	202	4, 744	4, 552	192
あ	きる野市	5, 453	5, 453	6, 278	5, 979	299	4,810	4, 657	153
西	東京市	22, 266	25, 742	25, 728	25, 035	693	15, 519	15, 203	316
	丁村部計	1, 731	2, 797	1, 511	1, 400	111	1, 292	1, 238	54
瑞	穂 町	1, 582	2, 648	1, 386	1, 287	99	1, 205	1, 163	42
日	の出町								
檜	原村			. =			_	_	
奥	多摩町	149	149	125	113	12	87	75	12

イ 設置者別整備状況

(7) 区市町村

				構	造					敷地	形態		
	設置数	平	立位	本式	地	下式	そ不	道	n + 111.	鉄道			不明•
		面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	路	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	その他
総 数	1, 319	1,015	182	23	85	14		336	558	87	89	243	6
区部計	904	667	134	21	72	10		283	390	69	58	102	2
千代田区中央区		24 14	1	1	7	1		22	1 23	1		1	
港		7	1	1	4	2		6	23 7			1	
新 宿 区		45	1		1	٦		27	11		8	1	
文 京 🗵	25	23			2			13	7		5		
台 東 区		24			6			9	21				
墨田区		29	_	1	2			13	8	3	4	4	
江 東 区品 川 区		39 20	5 3		5 3			8	36 9	6	5	7 1	
目 黒 区		21	1	1	3	1		1	19	1	3	3	
大 田 区		54	12		6			35	25	1	5	6	
世田谷区		11	28	9		2		9	30		6	5	
渋 谷 区		34	12	2		1		34	8	4	3		
中野区		21	4		3	1		5	24	, ,		10	
杉 並 ☑ 豊 島 ☑		31 33	10 3	1	5 5			8 15	21 16	4	5	13 6	
北区		33 29	6	3	2			17	9	10	2	U	2
荒川区		12	1		2			8	4	2		1	
板 橋 🖸		59	8		1			14	23	7	4	20	
練馬区		49	11		4		***************************************	7	32	_	3	22	
足立区		42	7		1			8	29	7	1	5	
葛 飾 区江戸川区		32 14	6 15	3	4	2		10 14	20 7	6 14	1 3	5 2	
市部計	409	343	47	2	13	4		53	163	18	31	140	4
八王子市		16	1	_		_			8	1	3	5	_
立 川 市		30	2	2	1			5	20		2	8	
武蔵野市			2							1		1	
三鷹市		19	1		3	1		1	7		0	15	1
青梅 市府 中市		7 18	$\frac{1}{4}$						5 11	1	3	9	
昭島市		16	1					4	7	1	3	3	
調布市		35	5		1			3	17	1	1	19	
町田市		4	5		3				10			2	
小金井市		15			1				7	4	1	6	
小 平 市 日 野 市		25 44						1	12		4	10	0
甲 村 山 市		44 18	1			2		15	19 10		1 2	8 9	2
国分寺市		2	12		2	1		5	3	2	3	3	
国 立 市	1 17	16	1						5	1	2	9	
福 生 †		5	1		1				5			2	
狛 江 市		2						1	ا ۽	ا ِ			1
東大和計清瀬計		19			1			12	3	2	1	1	
清瀬市東久留米市		4 7	1		1			1				4 8	
武蔵村山市			1							***************************************	***************************************		
多摩市	i 11	8	3					1	5	2		3	
稲 城 市		7										7	
羽村市		12						4	2	,		6	
あきる野市西東京市		12 2	1			1			5 2	1 2	4	2	
町村部計	6	5	1			1			5	2		1	
瑞穂町		1	1						2			1	
日の出町	T .												
檜原柞													
奥多摩町	ل 4	4							3			1	

		4 0						
	面積	(m^2)	収容能力			実収容 台数		
	敷地	延床	(台)	自転車	原付	(台)	自転車	原付
総数	686, 144	704, 282	617, 930	599, 223	18, 707	428, 505	418, 407	10, 098
区 部 計	455, 854	475, 238	402, 922	393, 469	9, 453	289, 980	285, 048	4, 932
千代田区	2, 937	2, 937	2, 372	2, 230	142	1, 756	1, 663	93
中 央 区	28, 575	28,575	7, 923	7, 762	161	7, 775	7, 762	13
港区	7, 589	7, 467	5, 038	4, 736	302	3, 442	3, 290	152
新 宿 区	9, 806	10, 059	8, 363	7, 633	730	4, 906	4, 581	325
文 京 区	4, 574	4, 574	2, 974	2, 974		1, 819	1,819	
台 東 区	11, 283	10, 665	6, 688	6, 643	45	4, 295	4, 279	16
墨田区	12, 528	13, 496	10, 949	10, 949		8, 723	8, 723	
江 東 区	25, 611	9, 240	22, 069	21, 576	493	17, 913	17, 609	304
品川区	18, 905	19, 905	8, 646	7, 677	969	5, 743	5, 206	537
月 黒 区 七 田 区	9, 804	10, 250	7, 390	7, 163	227	4, 068	3, 967	101
大 田 区	29, 637	35, 976	31, 108	30, 641	467	26, 619	26, 323	296
世田谷区	25, 749	28, 684	24, 490 7, 607	23, 815	675	19, 772	19, 379	393
中 野 区	8, 841 19, 532	9, 444 19, 657	7, 697	6, 692 16, 504	1, 005	6, 284 12, 372	5, 573	711
杉 並 区	19, 532 28, 380	31, 143	16, 710 29, 070	28, 995	206 75	12, 372 24, 674	12, 205 24, 646	167 28
豊島区	15, 082	16, 507	13, 624	13, 405	219	8, 591	8, 487	104
北区	19, 140	9, 130	20, 553	19, 933	620	13, 051	12, 654	397
荒川区	7, 905	5, 392	7, 988	7, 963	25	5, 566	5, 550	16
板 橋 区	29, 414	31, 874	22, 943	21, 635	1, 308	16, 256	15, 807	449
練馬区	33, 818	42, 080	32, 946	32, 228	718	22, 526	22, 223	303
足 立 区	33, 097	37, 108	30, 849	30, 542	307	17, 244	17, 169	75
葛 飾 区	35, 384	40, 192	30, 054	29, 771	283	20, 272	20, 148	124
江戸川区	38, 263	50, 883	52, 478	52, 002	476	36, 313	35, 985	328
市部計	228, 559	226, 247	213, 497	204, 354	9, 143	137, 233	132, 121	5, 112
八王子市	4, 831	4, 955	3, 052	2, 770	282	2, 296	2, 077	219
立 川 市	23, 967	24, 304	19, 173	18, 615	558	11, 998	11, 705	293
武蔵野市	2, 902	3, 383	2,869	2, 804	65	1, 999	1, 969	30
三鷹市	9, 937	10, 219	8, 977	8, 844	133	5, 700	5, 664	36
青梅市	3, 199	3, 469	2, 950	2, 736	214	2,066	1, 904	162
府中市	11, 532	12, 915	12,012	11, 790	222	7, 510	7, 354	156
昭島市	10, 281	10, 728	12, 372	12, 104	268	6, 062	5, 978	84
調布市	24, 495	28, 458	26, 318	25, 286	1, 032	14, 832	14, 512	320
町田市	1	8, 519 12, 919	6, 485	5, 955	530	5, 231	4, 749	482
小 金 井 市 小 平 市	12, 737 19, 792	12, 919	9, 026 18, 336	8, 852 17, 642	174 694	5, 574 10, 695	5, 515 10, 373	59 322
日 野 市	13, 425	13, 783	12, 372	11, 496	876	7, 912	7, 167	745
東村山市	13, 742	13, 742	10, 160	9, 885	275	7, 434	7, 252	182
国分寺市	10, 014	12, 592	11, 752	11, 451	301	7, 221	7, 099	122
国立市	9, 741	10, 804	9, 931	9, 791	140	6, 781	6, 704	77
福生市	5, 863	6, 144	4, 363	4, 031	332	1, 719	1, 613	106
狛 江 市	1,675	1,675	702	640	62	632	571	61
東大和市	5, 354	5, 373	6, 543	6, 382	161	6, 298	6, 137	161
清 瀬 市	5, 043	5, 043	4, 242	3, 970	272	3, 487	3, 397	90
東久留米市	4, 881	5, 496	4, 077	3, 754	323	2, 852	2, 664	188
武蔵村山市								
多摩市	8, 702	10,872	8, 582	7, 108	1, 474	4, 540	3, 854	686
稲城市	2, 989	2, 989	2,070	1, 896	174	2,009	1,847	162
羽村市	6, 089	6, 089	6, 571	6, 369	202	4, 744	4, 552	192
あきる野市	5, 453	5, 453	6, 278	5, 979	299	4,810	4, 657	153
西東京市町村部計	4, 569	4, 569	4, 284	4, 204	80	2,831	2, 807	24
瑞穂町	1, 731 1, 582	2, 797 2, 648	1, 511 1, 386	1, 400 1, 287	111 99	1, 292 1, 205	1, 238 1, 163	54 42
日の出町	1, 002	2,040	1, 550	1, 201	33	1, 200	1, 100	72
檜 原 村								
奥多摩町	149	149	125	113	12	87	75	12
T	110	110	120	110	14	٥.	.0	10

(イ) 鉄道会社及び関連会社

						構	造					敷地	形態		
			設置数	平	立体	本式	地	下式	そ不	道		鉄道	用地		不明•
				面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	路	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	その他
総		数	170	143	26		1				1	81	58	29	1
区	部	計	124	100	23		1					62	46	15	1
台	東	区	1	1									1		
墨	田	区	6	6								1		5	
品	JII	区	11	10	1							4	7		
目	黒	区	5	5								3	1	1	
大	田	区	7	7								2	5		
世	田名		39	24	14		1					22	15	2	
中	野	区	1	1	_								1		
杉	並	区	5	2	3							3	2	0	
豊	島	区	6	4	2							0	4	2	
北	111	区	3	1	2							3			
荒	川	区区	5	5								1	4	0	
板練	橋馬	区区	8	8								1 10	5 1	2 3	
裸足	立	区区	14 8	14 8								7	1	3	1
甚	飾	区区	5	4	1							5			1
市	部	 計	46	43	3						1	19	12	14	
八	王子		3	3	O						1	1	12	2	
立	<u>.</u> ЛГ	市	3	3								-	3	_	
武	蔵里		6	5	1						1	5			
町	田	市	4	4									3	1	
小	平	市	2	2									2		
狛	江	市	8	8								8			
東	大 乖	市市	3	3								1	2		
清	瀬	市	1	1									1		
東	久留:	米市	5	5										5	
多	摩	市	1	1								1			
稲	城	市	1	1								1			
西	東方	市	9	7	2							2	1	6	

(ウ) 公益法人等

						構	造					敷地	形態		
			設置数	平	立体	本式	地门	下式	そ不	诸		鉄道	用地		不明•
			B. [面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	道路	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	その他
総		数	172	107	56	4	4	1		11	83	26	17	35	
×	部	計	13	11	2					2		10	1		
品	JII	区	1	1						1					
世	田谷	区	1	1						1					
練	馬	区	11	9	2							10	1		
市	部	計	159	96	54	4	4	1		9	83	16	16	35	
八	王 子	市	42	23	16		2	1		2	20	4	9	7	
武	蔵 野	市	36	26	9		1			2	17	3		14	
青	梅	市	4	2	2						4				
府	中	市	18	11	6		1			2	10	6			
町	田	市	16	8	8						12	1	2	1	
日	野	市	12	10	2					2	7		2	1	
清	瀬	市	2		2						2				
多	摩	市	5	4	1					1		1	2	1	
稲	城	市	4	2	2						3	1			
西	東京	市	20	10	6	4					8		1	11	

			面積	(m^2)				中田宏		
			敷地	延床	収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
総		数	79, 987	80, 238	66, 420	63, 530	2,890	47, 088	45, 644	1, 444
区	部	計	57, 203	55, 381	47, 047	45, 367	1,680	32, 018	31, 281	737
台	東	区	486	486	425	425		425	425	
墨	田	区	2, 775	2, 775	1, 332	1, 287	45	823	821	2
品	JII	区	4, 705	4, 705	3, 292	3, 046	246	1,866	1,717	149
目	黒	区	1,865	2,874	1,639	1,639		1, 172	1, 172	
大	田	区	2, 983	2, 983	2, 893	2,818	75	2,008	1, 986	22
世	田谷	区	26, 133	26, 220	20, 044	19, 097	947	14, 506	14, 033	473
中	野	区	85	85	40		40	24		24
杉	並	区	1,864	2, 092	1, 577	1, 464	113	1, 089	1,081	8
豊	島	区	2, 193	2,862	2, 741	2, 741		2,053	2,053	
北		区	2, 993		1, 955	1, 955		1, 164	1, 164	
荒	JII	区	792		783	773	10	742	732	10
板	橋	区	3, 337	3, 337	1, 988	1, 962	26	1,067	1,066	1
練	馬	区			2, 728	2, 634	94	1,831	1,821	10
足	<u>\frac{1}{1}</u>	区	4, 302	4, 272	3, 747	3, 677	70	2,037	2,008	29
葛	飾	区	2, 690	2,690	1,863	1, 849	14	1, 211	1, 202	9
市	部	計	22, 784	24, 857	19, 373	18, 163	1, 210	15, 070	14, 363	707
八	王 子	市	1, 527	1, 527	610	385	225	281	213	68
立	Ш	市	940	940	1, 164	1, 133	31	792	770	22
武	蔵 野	市	1,732	4, 216	4, 038	3, 970	68	2, 958	2, 922	36
町	田	市	1,635	1,635	1, 200	866	334	1, 153	853	300
小	並	市	560		580	580		245	245	
狛	江	市	7, 445	7, 594	5, 185	4, 950	235	4,654	4, 510	144
東	大 和	市	3, 049	3, 049	2, 366	2, 346	20	2, 203	2, 193	10
清	瀬	市			187	187		170	170	
東	久留为	长 市	1, 924	1,924	1, 353	1, 343	10	1, 109	1, 101	8
多	摩	市	842	842	303	70	233	136	46	90
稲	城	市	876	876	695	664	31	214	200	14
西	東京	市	2, 254	2, 254	1,692	1,669	23	1, 155	1, 140	15

			面積	(m^2)	四份公子			実収容		
					収容能力 (台)	自転車	原付	台数	自転車	原付
			敷地	延床	(П)	日料中	原刊	(台)	日料中	原刊
総		数	104, 809	140, 035	111,640	100, 863	10, 777	73, 812	68, 107	5, 705
X	部	計	10, 527	10, 167	8, 228	7, 896	332	5, 256	5, 099	157
品	Ш	区	239	239	82	44	38	74	40	34
世	田谷	区	20	20	12		12	1		1
練	馬	区	10, 268	9, 908	8, 134	7,852	282	5, 181	5, 059	122
市	部	計	94, 282	129, 868	103, 412	92, 967	10, 445	68, 556	63, 008	5, 548
八	王 子	市	27, 202	40, 034	28, 370	23, 875	4, 495	17, 045	15, 180	1,865
武	蔵 野	市	22, 096	29, 769	24, 348	23, 747	601	17,849	17, 523	326
青	梅	市	3, 674	6, 234	4, 571	4,042	529	2, 223	1, 966	257
府	中	市	9, 776	12,673	10, 389	9, 765	624	7, 270	6, 920	350
町	田	市	10, 339	13, 030	9,828	7, 210	2, 618	8, 328	6, 468	1,860
日	野	市	3, 692	4, 687	3, 564	3, 153	411	1,800	1, 573	227
清	瀬	市	924	2, 297	1, 781	1,734	47	1,774	1,734	40
多	摩	市	3, 124	3, 536	2, 581	2, 225	356	1,529	1, 325	204
稲	城	市	1,921	2,718	2, 129	1,828	301	1,916	1,698	218
西	東京	市	11, 534	14, 890	15, 851	15, 388	463	8,822	8,621	201

(エ) 民間事業者(個人営業含む)

						構	造					敷地	形態		
			設置数	平	立体	本式	地门	下式	そ不	道		鉄道	用地		不明•
			RAE SA	面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	路	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	その他
総		数	691	631	37	2	13	7	1	12	13	25	18	609	14
区	部	計	465	425	24		11	4	1	6	11	24	8	402	14
港		区	14	14						6	5	1		2	
文	京	区	4	4										4	
台	東	区	1				1							1	
墨	田	区	10	6			1	3				1		9	
江	東	区	2	2							2				
品	Ш	区	15	14			1					2	4	9	
目	黒	区	8	8									1	7	
大	田	区	8	5			2		1					8	
世	田名		36	30	3		2	1				2		34	
中	野	区	12	10	2										12
杉	並	区	19	17	1		1					7		12	
豊	島	区	7	6			1							7	
北		区	5	5										3	2
荒	Ш	区	18	18								2	1	15	
板	橋	区	30	29	1								1	29	
練	馬	区	38	36	2							4		34	
足	<u> </u>	区	147	135	11		1				3	2	1	141	
葛	飾	区	89	85	3		1				1	1		87	
	戸川		2	1	1			0				2		2.05	
市		計	226	206	13	2	2	3		6	2	1	10	207	
八立	王司		31	31						4			5	22	
		市	1	1	0	1		1						1	
武三	蔵里		20	16	2	1		1					0	20	
町	鷹田	市市	6	5 30	1		1				1		2	4	
小	金 ‡		33	30	2		1				1			32	
小小	並 ナ	市	35	35									2	33	
月	野	市	17	35 14	2			1					4	33 17	
	村山		20	18	1	1		1					1	19	
	分号			10	1	1							1	19	
福	生	市		6	1									6	
狛	江			4						2				2	
清	瀬	市		13			1				1			13	
	久留:		4	4			1				1			4	
多	摩	市	2	2										2	
稲	城	市	1	1								1			
	東京		1	23	4			1						28	
I	/IN //	. 113	20	20				1						20	

(オ) その他

						構	造					敷地	形態		
,			設置数	平	立位	本式	地	下式	そ不	道		鉄道	用地		7.00
			以巨奴	面式	自走式	機械式	自走式	機械式	の明 他・	路敷	公有地	高架下	高架下 以外	民有地	不明・その他
総		数	11	8	2	1					4			7	
区	部	計	11	8	2	1					4			7	
文	京	区	2	1		1								2	
世	田谷	区	1	1							1				
杉	並	区	1	1							1				
足	<u> </u>	区	4	2	2									4	
葛	飾	区	1	1										1	
江	戸川	区	2	2							2				

			^_	(2)						
			面積	(m^2)	収容能力			実収容		
			敷地	延床	(台)	自転車	原付	台数 (台)	自転車	原付
総		数	111, 639	104, 823	119, 850	115, 355	4, 495	76, 338	74, 257	2, 081
区	部	計	72, 797	69, 183	76, 248	74, 229	2, 019	49, 585	48, 779	806
港		区	3, 056	3, 056	1, 589	1, 547	42	884	843	41
文	京	区	841	841	718	718		259	259	
台	東	区	2, 914	1,062	609	534	75	337	337	
墨	田	区	4, 667	2, 478	5,032	4, 990	42	1,648	1,627	21
江	東	区	118		127	127				
品	Ш	区	1, 574	1, 574	2, 119	1, 924	195	1,500	1, 414	86
目	黒	区	817	817	561	531	30	222	210	12
大	田	区	1,885	1,885	1, 210	1, 177	33	1, 104		31
世	田谷	区	6, 736	6, 836	6, 863	6, 718	145	4,875	4,830	45
中	野	区	1, 569	1, 569	1, 256	1, 240	16	955	946	9
杉	並	区	4, 226	4, 226	4, 478	4, 395	83	3,630	3,614	16
豊	島	区	393	393	918	900	18	341	336	5
北		区	880		929	920	9	745	736	9
荒	Ш	区	1, 985		1, 695	1, 661	34	1,632	1, 598	34
板	橋	区	1, 564	1, 734	5, 078	4, 980	98	2,770	2, 740	30
練	馬	区			8,065	7, 855	210	6, 521	6, 444	77
足	<u> </u>	区	28, 136	31, 043	24, 693	24, 009	684	16, 014		295
葛	飾	区	8, 579	8, 812	8, 358	8, 068	290	4, 452	4, 363	89
_	戸川		2, 857	2, 857	1, 950	1, 935	15	1,696	1,690	6
市	部	計	38, 842	35, 640	43, 602	41, 126	2, 476	26, 753	25, 478	1, 275
	王 子		3, 793	3, 793	3, 022	2, 385	637	1, 546	1, 465	81
立	Ш	市			400	400		327	327	
	蔵 野		2, 359	2, 359	3, 802	3, 660	142	1,833	1,825	8
三	鷹	市	2, 455	2, 258	1, 698	1, 683	15	996	981	15
町	田	市	6, 152	6, 923	6, 850	6, 192	658	6, 165	5, 570	595
	金井		2, 838	2, 838	2, 869	2, 819	50			
小	平	市	6, 166		5, 427	5, 386	41	3, 169		9
日	野	市	2, 605	3, 241	2, 734	2, 535	199	1,775		95
	村山				4, 649	4, 448	201	2, 968		157
	分寺		1, 597	3, 226	2, 999	2, 875	124	1,818	1, 754	64
福	生	市	2, 243	2, 243	1, 273	1, 226	47	691	663	28
狛	江	市	743	743	547	542	5	431	429	2
清	瀬	市	1, 281	1, 281	1, 313	1, 285	28	850	840	10
	入留き		824	822	667	627	40	415	393	22
多	摩	市	677	684	703	633	70	497	453	44
稲	城	市	1, 200	1, 200	748	656	92	561	492	69
西	東京	市	3, 909	4, 029	3, 901	3, 774	127	2,711	2,635	76

			面積	(m²)						
			敷地	延床	収容能力 台数 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
総		数	5, 724	5, 724	4, 989	4, 758	231	3, 107	2, 978	129
X	部	計	5, 724	5, 724	4, 989	4, 758	231	3, 107	2, 978	129
文	京	区	86	86	190	190		69	69	
世	田谷	区	166	166	29		29	18		18
杉	並	区	103	103	154	124	30	102	102	
足	<u> </u>	区	3, 897	3, 897	3, 186	3, 044	142	2,074	1,976	98
葛	飾	区	120	120	130	130		98	98	
江	戸川	区	1, 352	1, 352	1, 300	1, 270	30	746	733	13

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等 ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

,			- C-10-1-1		以内性、个 个				
		設 置 数		駅	からの距	離		管 理 人	
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	2, 363	1, 319	1, 044	1, 257	919	187	705	693	965
区部計	1, 517	904	613	903	544	70	439	405	673
千 代 田 区				23		1			24
中 央 区		24		23	1		6	2	16
港区		13	14	22	4	1	6		21
新 宿 区		47		42	3	2	7	40	
文 京 区		25	6	21	10		2	6	23
台 東 区			2	23	6	3	12	20	
墨田区	48	32	16	37	8	3	7		41
江 東 区	51	49	2	41	10		17	29	5
品 川 区	53	26	27	49	4		18	17	18
目 黒 区	40	27	13	26	13	1	11	17	12
大 田 区	87	72	15	52	30	5	29	6	52
世田谷区	127	50	77	78	45	4	37	27	63
渋 谷 区		49		26	16	7		49	
中 野 区			13	24	15	3	25	7	10
杉 並 区		46	25	27	42	2	37	9	25
豊 島 区			13	28	19	8	17	26	12
北区			8	21	24	3	18	16	14
荒 川 区			23	35	3		6		32
板 橋 区			38	59	42	5	42	17	47
練 馬 区		64	63	59	63	5	12	68	47
足 立 区			159	103	97	9	54	29	126
葛 飾 区		42	95	62	67	8	39	17	81
江戸川区			421	22	22	117	37	3	900
市部計	93	409 17	431 76	348 54	375 35	117 4	266 27	286 17	288 49
立川市		35	4	23	11	5	12	17	10
武蔵野市			62	1	41	22	23	27	14
三鷹市		24	6	5	17	8	11	17	2
青梅市			4	9	1	2	5	4	3
府 中 市			18	15	16	9	15	25	
昭 島 市		17		9	8		13	4	
調布市				15	21	5	10	12	19
町田市	65	12	53	40	23	2	29	32	4
小金井市	21	18	3	1	15	5	14		7
小 平 市			37	25	31	8	20	13	31
日 野 市		45	29	27	25	22	16	14	44
東村山市			20	16	21	4	10	17	14
国分寺市			1	4	13		11	5	1
国 立 市				7	8	2	4	9	4
福 生 市			6	8	5		2	4	7
狛 江 市			12	8	3	3	4	5	5
東大和市			3	16	6		1	2	19
清瀬市			17	19	2	1	13	4.5	9
東久留米市			9	6	10	1	1 7	15	1
多摩市			8	4	10	5	7	10	2
稲城市			6	6	7	0	3	10	
羽がおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお				10	10	2		12	10
			57	10 20	34	7	1.5	1.5	12 31
西東京市町村部計	6		57	6	54	1	15	15 2	31
瑞穂町				2				2	4
奥多摩町				4				2	4
大 夕 序 町	4	4		4					4

						料金	形態					
			定期	利用					一時	利用		
	無料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無料	~100円 /時間	~200円 /時間	~300円 /時間	~500円 /時間	500円~ /時間
総数	164	157	438	504	171	46	25		132	30	5	1
区部計	30	152	299	322	103	29	6			2	2	
千代田区中 央区	19	24				5	1	9 3				
港区	4		11			Ü		4 16				
新 宿 区		24	12					26	1			
文 京 区			19	2				11				
台 東 区		11	5	9				19				
墨 田 区 江 東 区		29 1	3 36	1	2			18 29				
品川区		1	3	25	2	5		18				
目 黒 区		9		15				23				
大 田 区		16	25	10			1					
世田谷区			28	27	1	4		2 105			1	
渋 谷 区中 野 区		1	8 17	1 4	1	7		42 31	4			
杉並区	2	1	1	47	1	'		2 65				
豊島区		5	3	26	3			1 40				
北区		17	13	2				22				
荒川区	_	12	_	6	6			3 16				
板 橋 区 練 馬 区	5	2	7 32	41 23	5	4		6 86			1	
練 馬 区 足 立 区			7	67	30	1		1 103 2 138		2		
葛 飾 区		1	29	16	53	3		7 40				
江戸川区			40					44				
市部計	134	5	139	180	68	17	18			28	3	1
八 王 子 市 立 川 市			3	21	12	6	1			15	2	1
立川市武蔵野市		1	13 14	7 12			1	4 20 45		2		
三鷹市		1	1	13	2	1		2 17				
青 梅 市	7				5			7		5		
府 中 市			5	14			1					
昭 島 市	10		10	4		0		13				
調 布 市町 田 市	18		10 8	9 6	16	2	1	8 11 3 33		2		
小金井市			15	3	10	3		2 12		۷		
小 平 市		3	18	14	2			4 41	-			
日 野 市	41		5	10	10	3	4			4	1	
東村山市	4	1	4	19	2			19				
国分寺市国 立 市			2 10	5	б			$\begin{bmatrix} 1 & 7 \\ 1 & 10 \end{bmatrix}$				
福生市			10	8				12				
狛 江 市	2			6				2 9				
東大和市	19		1				1					
清瀬市			4	2	9			13				
東久留米市 多 摩 市	9		5 7	2	1			9 8				
多 学 市 城 市	9 7		3	1	1	2		9 8 7 5				
羽村市	12		0			2	1					
あきる野市	12						1					
西東京市	3		1	24	3			46				
町村部計				2				4 2				
瑞 穂 町 奥多摩町				2				2				
兴 夕 								4				

イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等) (7) 区市町村

			設置数	駅	からの距	離		管 理 人	
			計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
	総	数	1, 319	709	481	129	465	507	347
⊵		計	904	547	305	52	345	358	201
千	代 田		24	23		1			24
中	央	区	24	23	1		6	2	16
港		区	13	12	1		6		7
新	宿	区	47	42	3	2	7	40	
文	京	区	25	16	9	0	2	4	19
台里	東田	区 区	30 32	21 25	6 6	3	11	19	29
墨江	東	区	32 49	40	9	1	3 17	29	3
品品	川	区	26	26	3		13	13	3
目	黒	区	27	15	11	1	11	15	1
大	田	区	72	41	28	3	26	6	40
世	田名	区	50	28	19	3	24	25	1
渋	谷	区	49	26	16	7		49	
中	野	区	29	18	9	2	22	7	
杉	並	区	46	16	29	1	35	9	2
豊ル	島	区区	42	22	14	6	14	24	4
北荒	ЛП	区区	40 15	17 14	20 1	3	15 3	14	11 12
板板	橋	区	68	35	30	3	35	14	19
練	馬	区	64	26	33	5	5	59	13
足	立	区	50	26	21	3	31	15	4
葛	飾	区	42	15	19	8	24	11	7
江	戸川	区	40	20	20		35	3	2
Ħ		計	409	156	176	77	120	147	142
八	王 子		17	16	1	_			17
立 4=	川	市	35	19	11	5	11	17	7
武三	蔵野鷹	市市市	2 24	3	2 14	7	2 8	16	
青	梅	市	8	5	1	2	1	4	3
"。 府	中	市	22	8	6	8	5	17	
昭	島	市	17	9	8		13	4	
調	布	市	41	15	21	5	10	12	19
町	田	市	12	9	2	1	10		2
小	金井		18	1	12	5	12		6
小	平	市	27 45	4	15	8	12	11	4
甲東	野 村 山	市山市	45 21	15 7	10 11	20 3	2 8	2 9	41
玉	分寺		16	4	12	3	10	5	1
玉	立立	市	17	7	8	2	4	9	4
福	生	市	7	4	3		2	4	1
狛	江	市	2			2			2
東	大 和		19	13	6				19
清	瀬	市	5	2	2	1	5		
		米 市	8	2	5	1	1	7	
多	摩坩	市	11	9	8	3	3	8	
稲 37	城林	市	7	3	4	9		7	
羽 あ	村 きる!	市野市	12 12	10	10 2	2		12	12
の西	東京		4	10	2	2	1	3	12
町			6	6		2	1	2	4
	穂	町	2	2				2	
瑞									

						料金	形態						
			定期	利用		1136	712 704			一時	利用		
	free viol	~999円	~1,999	\sim 2, 999	~3,999	4,000円	fore	dol	~100円	~200円	~300円	~500円	500円~
	無料	/月	円/月	円/月	円/月	~/月	無	料	/時間	/時間	/時間	/時間	/時間
総数	163	156	374	303	17	15		252	668	54	1		
区部計	30	152	280	228	5	13		62	525	37			
千代田区中 央区	19	24				5		19	9				
港区	4		8			O		4	3	5			
新 宿 区		24	12						26	1			
文 京 区 台 東 区		11	19	9					6 17				
墨田区		29	3	9					3				
江 東 区		1	36	1	2				27	7			
品川区		0	3	17	2				10	21			
日 黒 区 大 田 区		9	24	15 8				16	10 35	2			
世田谷区		10	26	11				2	38	_			
渋 谷 区			8	1		-			42				
中野区杉並区	2	1	17	2 43		7		2	22 42	1			
豊島区		5	1	25	1			1	27				
北区		17	13						14				
荒 川 区板 橋 区	5	12 2	5	3 41		1		3 6	3 53				
練馬区	3	۷	29	14		1		1	49				
足 立 区			3	35				1	35				
葛 飾 区江戸川区		1	29 40	2				7	21 40				
市部計	133	4	94	73	12	2		186	141	17	1		
八王子市								17					
立川市武蔵野市			12 1	6 1				14	17 2				
三鷹市			1	11	1			2	14				
青 梅 市	7				1			7			1		
府 中 市 昭 島 市			10	5 4				17	5 13				
調布市	18		10	9		2		18	11	7			
町田市			4	4	2			2	5	4			
小 金 井 市		3	13 18	2				2	11 18				
日野市	41	J	1	1	2			41	10	1			
東村山市	4	1		15	1				7	1			
国分寺市国 立 市			2 10	5	5			1 1	7 10	4			
福 生 市			10	7				1	6				
狛 江 市	2							2					
東大和市清瀬市	19		А	1				19	5				
清 瀬 市東久留米市			4 5						э 3				
多摩市	8		3					8	3				
稲 城 市 羽 村 市	7 12							7					
お 村 市 あきる野市	12							12 12					
西東京市	3			1					3				
町村部計				2				4	2				
瑞 穂 町 奥多摩町				2				4	2				
ハッチで								r					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

					駅	からの距	離		管 理 人	
				設 置 数	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
糸	忩	数		170	113	53	4	38	34	98
	区 部	計		124	86	35	3	26	13	85
台	東		X	1	1				1	
墨	田		X	6	5	1				6
品	JII		X	11	11			5	3	3
目	黒		<u>X</u>	5	4	1			2	3
大	田		X	7	6	1		3		4
世			<u>X</u>	39	22	16	1	8		31
中	野		区	1			1			1
杉	並		区	5	3	2		_	_	5
豊	島		<u>ヌ</u>	6	4	2		2	2	2
北			区	3	1	2		2	1	_
荒	JI		$\overline{\mathbf{x}}$	5	5			0		5
板	橋		\overline{X}	8	6	1	1	2		6
練	馬		$\overline{\mathbf{x}}$	14	7	7		4	1	13
足葛	<u> </u>		$\overline{\mathbf{x}}$	8	7	1		4	0	4
	新 打 部		区	5	27	18	1	10	3	13
八			市	46 3	3	18	1	12 1	21	2
立	_ <u>т.</u> ЛІ		市	3	3			1		3
立武			市	6	1	4	1	2	2	2
町	田		市	4	3	1	1	2	2	۷
小	平		市	2	1	1		1	2	1
狛			市	8	5	3		4	4	1
東	大		市	3	3	Ü		1	2	
清	瀬		市	1	1				_	1
	久 留			5	3	2			5	
多	摩		市	1	1	_		1		
稲	城		市	1		1			1	
西			市	9	3	6			5	4

(ウ) 公益法人等

				駅	からの距	離		管 理 人	
			設置数	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
糸	総 数	ζ	172	60	92	20	97	71	4
	区 部 計	ŀ	13	5	8		5	7	1
品	Ш	区	1		1				1
世	田 谷	区	1	1				1	
練	馬	区	11	4	7		5	6	
Ī	方部 計	ŀ	159	55	84	20	92	64	3
八	王 子	市	42	21	21		24	17	1
武	蔵 野	市	36		23	13	14	22	
青	梅	市	4	4			4		
府	中	市	18	7	10	1	10	8	
町	田	市	16	9	7		13	3	
日	野	市	12	4	6	2	6	6	
清	瀬	市	2	2			2		
多	摩	市	5	3	1	1	3	1	1
稲	城	市	4	2	2		3	1	
西	東京	市	20	3	14	3	13	6	1

									料金	形態						
\						定期	利用						一時	利用		
		\	無	料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無	料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総		数				9	42	3	3			143	14	1		
区		計				5	34	2	1			105	13			
台	東	区										1				
墨	田	区										5				
品	Ш	区					7					7	4			
目	黒	区										5				
大	田	区				1	2					4	3			
世	田谷					1	16		1			34	3			
中	野	区										_	1			
杉	並	区					1	_				5				
豊	島	区				2	1	1				6				
北	111	区	1				2					3				
荒板	川	区区						1				5				
練	橋馬	区区				1	1	1				7 14				
足	立	区区					4					6				
葛	飾	区					-					3	2			
市	部	計				4	8	1	2			38	1	1		
	王 子								1			1		1		
立	Л	市				1						2				
武	蔵里	市				1						5				
町	田	市				1	1	1				3	1			
小	平	市					1					1				
狛	江	市					5	-				6				
	大 利	市市				1						3				
清	瀬	市										1				
東り	入留	米 市										5				
多	摩	市					1					1				
稲	城	市							1			1				
西	東方	で 市										9				

									料金	形態					
						定期	利用					一時	利用		
			無	料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総		数			1	35	74	32	6		92	24	20	1	
区	部	計				3	7				13				
品	Ш	区									1				
世	田谷	区									1				
練	馬	区				3	7				11				
市	部	計			1	32	67	32	6		79	24	20	1	
八	王 子	市				3	19	11	5		11	10	12	1	
武	蔵 野	市			1	12	11				24				
青	梅	市						4					4		
府	中	市				5	9				15				
町	田	市				3	1	11	1		3	9	2		
日	野	市				2	7	2			5	3	2		
清	瀬	市						2			2				
多	摩	市				3	1	1			4				
稲	城	市				3	1				3	1			
西	東京	市				1	18	1			12	1			

(エ) 民間事業者(個人営業含む)

	(-/	NIP	1777	駅	からの距	離		管 理 人	
			設置数	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
_	総	数	691	368	290	33	101	79	511
	区 部		465	258	193	14	59	25	381
港立	-	区	14	10	3	1			14
文台	京東	区区	4	3 1	1		1		4
墨	田	区	10	7	1	2	4		6
工	東		2	1	1	2	1		2
品	Л	区	15	12	3			1	14
目	黒	区	8	7	1				8
大	田	区	8	5	1	2			8
世	田	谷 区	36	26	10		5	1	30
中	野	区	12	6	6		3		9
杉	並	区	19	8	10	1	1		18
豊	島		7	2	3	2	1		6
北		区	5	3	2		1	1	3
荒	川		18	16	2		3	0	15
板	橋		30	18	11	1	5	3 2	22
練足	馬 立	区区	38 147	22 67	16 75	5	2 18	14	34 115
左葛	飾		89	43	46	θ	15	3	71
江		川区	2	1	1		10	3	2
-	市部		226	110	97	19	42	54	130
八		子 市	31	14	13	4	2		29
立	Щ	市	1	1			1		
武	蔵	野市	20		12	8	5	3	12
三	鷹	市	6	2	3	1	3	1	2
町	田	市	33	19	13	1	4	27	2
小		井市	3		3		2		1
小	平		35	20	15		7	2	26
日	野	市	17	8	9	1	8	6	3
東		山 市 市	20 1	9	10	1	2	8	10
国福	<u>分</u> 生		6	4	1 2		1		6
狛	江		4	3	2	1		1	3
清	瀬		14	14		1	6	1	8
東	久 留		4	1	3			3	1
多	摩	市	2		1	1		1	1
稲	城		1	1				1	
西	東	京市	28	14	12	2	1	1	26

(オ) その他

			駅	からの距	離		管 理 人		
			設置数	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
			11	7	3	1	4	2	5
	区 部 計		11	7	3	1	4	2	5
文	京	区	2	2				2	
世	田	学 区	1	1					1
杉	並	区	1		1		1		
足	<u> </u>	区	4	3		1	1		3
葛	飾	区	1		1				1
江	戸	区	2	1	1		2		

										料金	形態					
							定期	利用					一時	利用		
		\	4	#	料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総		数			1		20	84	117	21	3	438	40	8	4	1
区	部	計					11	52	94	14	1	297	19	2	2	
港			<u> </u>				3					13				
文	京		<u> </u>					1				3				
台	東		<u> </u>				1					1				
墨	田		<u> </u>									10				
江	東		<u> </u>					-		-		2				
品目	川黒							1		5		10	2			
大	無田		<u> </u>									8 7	1			
世	田石						1		1	2		31	2		1	
中	野		<u> </u>				1	2	1	2		9	2		1	
杉	並		<u> </u>				1	2	1			17	2			
豊	島		₹.						1			7				
北			<u> </u>									5				
荒	Л		<u> </u>					3	6			8	1			
板	橋		<u> </u>				1		4	3		26			1	
練	馬		₹.					1				29				
足	<u>\frac{1}{1}</u>		<u> </u>				4	28	29	1	1	93	5	2		
葛	飾		<u> </u>					14	52	3		16	4			
	戸丿		_									2				
市		計	_		1		9	32	23	7	2		21	6	2	1
	王 -							2	1			22	3	2	1	1
立	JII ##≤ #		方 上					1				1 14	0	0		
武三	蔵り鷹		n Fi					2	1	1		3	3	2		
町	田田		片 li					2	1 2	1 2	1	22	7			
小	金						2	1	2	۷	1	1				
小	平平		方 F					12	2			22				
日	野		Ħ				2	2	6	3		3	4	2	1	
東	村口						4	4	1			12				
国	分章	寺 下	Ħ						1				1			
福	生	ī	Ħ					1				6				
狛	江	Ī	Ħ					1				3				
清	瀬		Ħ					1	7			5	3			
	久留		_									4				
多	摩		Ħ		1		1				1					
稲一	城		方 ·							1		1				
西	東フ	京「	万					5	2			22				

									料金	形態					
						定期	利用					一時	利用		
			無	料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無料	~100円/ 時間	~200円/ 時間	~300円/ 時間	~500円/ 時間	500円~/ 時間
総	紫	汝					1	2	1		10				
区	部言	+					1	2	1		10				
文	京	区									2				
世	田谷	区							1		1				
杉	並	区					1				1				
足	<u>1</u>	区						1			4				
葛	飾	区						1							
江	戸川	区									2				

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成26年8月末現在

区市町村	名 称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼動能力(台)	料金	損害債任保	木現在 交ルルル説明
文 京 区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	70	500円/回	用意なし	説明なし
	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明あり
台 東 区	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレ ス浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明あり
日 宋 区	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
墨田区	シェアサイクルコギコギ	錦糸町駅、とう きょうスカイツ リー駅、曳舟駅、 本所吾妻橋駅、両 国駅	4	5	平成24年7月	170	登録料756円 540円/月 最初の30分無料 以降、1時間108円	自動加入	説明 あり
	エス・シティレンタサイクルシ ステム	錦糸町駅、両国駅	5	5	平成22年2月	36	1時間110円から1日 最大530円 ※一部、5時間500円 の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
江 東 区	江東区臨海部コミュニティサイ クル	豊洲駅・東雲駅・ 国際展示場駅・東 京テレポート駅な ど	1	5	平成24年11月	300	100円/回 500円/日 1,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	373	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	121	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋中央レンタサイクル ポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	176	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
世田谷区	成城北第二レンタサイクルポー ト	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	202	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	316	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	322	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	27	200円/回	自動加入	説明あり
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	40	300円/回 3,500円/月	自動加入	説明あり
渋 谷 区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動 加入	説明あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
練馬区	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし

[・]設置主体、運営主体は以下のとおり 1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

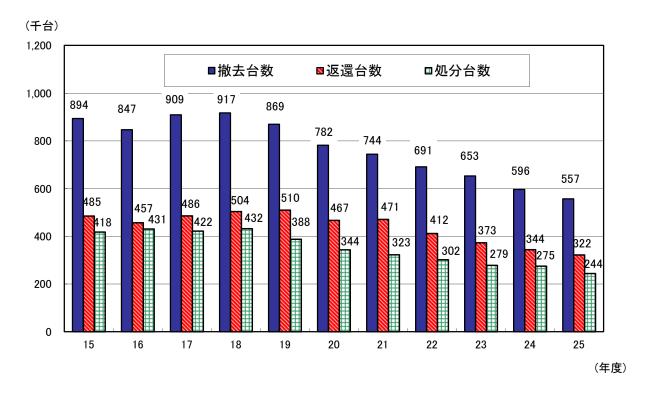
区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼動能力(台)	料金	損害 責任 保	交通 ルー ルの 説明
	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	8	2500円/月	自動 加入	説明あり
足 立 区	レンタサイクル	竹の塚駅	1	1	平成25年4月	8	200円/日	自動 加入	説明あり
	電動自転車レンタサイクル事業	北千住駅	1	2	平成26年7月	20	24,000円/年	自動 加入	説明 あり
	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	80	210円/日 2,060円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	60	210円/日 2,060円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	50	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	80	210円/日 2,060円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	40	210円/日 2,060円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	20	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	京成小岩駅	1	1	平成25年4月	30	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明なし
立 川 市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意なし	説明あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	200円/日 2,500円/月	自動 加入	説明あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日 3,000円/月	任意 加入	説明なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	調布駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明なし
調布市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動 加入	説明なし
小金井市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	75	一時利用 最初の 30分100円以降 1 時間毎100円 定期利用 月額 2,500円	自動加入	説明あり
東村山市	秋津駅第1駐輪場サイクルシェ アリング(社会実験)	秋津駅	3	3	平成23年4月	18	一般 2,000円/月 学生 1,500円/月	用意なし	説明なし
		拝島駅	1	1	平成24年2月		50円/15分、6時間まで500円、9時間まで	自動 加入	説明なし
福生市	たっけー☆☆サイクル (サイク ルシェアリング事業・電動アシ スト自転車利用)	牛浜駅	1	1	平成24年2月	35	1,000円、12時間まで2,000円、24時間まで3,500円	自動加入	説明なし
	z - г ы фаннец"УЛУ/	福生駅	1	1	平成24年2月		(最初の30分は無 料、その後15分毎に 50円)	自動加入	説明なし
多摩市	-	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
あきる野市	グリーンチャージ	武蔵五日市駅	5	5	平成22年5月	27	300~600円/時間 900~2,000円/半日 (4時間) 1,400~3,000円/日 (8時間)	自動加入	説明あり
西東京市	-	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	200円/日	自動 加入	説明なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	5	5	平成24年4月	8	200円/日	用意なし	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	1,500円/回	任意 加入	説明あり

⁽注) レンタサイクル:貸し出すことを目的として設置する自転車。(シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。) 対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

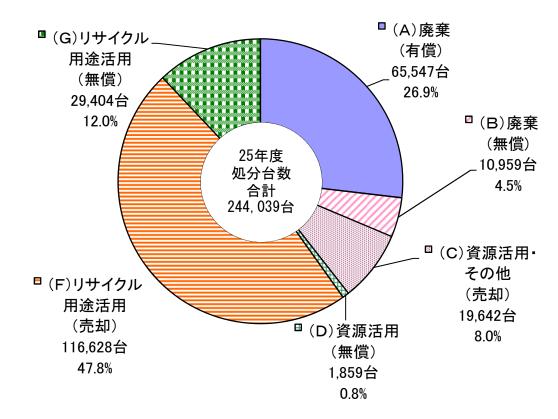
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成25年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成25年度)

	撤	去 台 数		返	還 台 数		処	分 台 数		(杂本)
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	(参考) 返還率
総 数	557, 163	552, 292	4,871	322, 038	318, 121	3, 917	244, 039	241, 676	2, 363	57.8%
区 部 計	462, 021	458, 572	3, 449	266, 364	263, 608	2, 756	202, 368	200, 280	2,088	57. 7%
千代田区	4, 448	4, 405	43	2, 168	2, 142	26	2, 280	2, 268	12	48. 7%
中 央 区	3, 961	3, 961	0	266	266	0	3, 468	3, 468	0	6. 7%
港区	8, 041	7, 963	78	3, 263	3, 239	24	4,778	4, 724	54	40.6%
新宿区	20, 706	20, 525	181	8, 692	8, 595	97	11, 436	10, 214	1, 222	42.0%
文 京 区 台 東 区	7, 699	7, 699	0	5, 440	5, 440	0	2, 359	2, 359	0	70. 7%
墨田区	15, 630	15, 630	0	5, 151 5, 890	5, 151 5, 890	0	10, 773 6, 462	10, 759 6, 462	14	37. 7%
至	15, 611 21, 069	15, 611 20, 931	138	10, 118	10, 032	86	10, 271	10, 216	55	48.0%
品川区	17, 711	17, 505	206	11, 080	10, 962	118	6, 790	6, 696	94	62.6%
目 黒 区	15, 261	15, 043	218	10, 745	10, 558	187	4, 766	4, 700	66	70. 4%
大 田 区	41, 787	41, 299	488	26, 482	26, 035	447	15, 305	15, 264	41	63. 4%
世田谷区	46, 527	45, 729	798	31, 918	31, 242	676	15, 864	15, 725	139	68.6%
渋 谷 区	21, 836	21, 459	377	15, 665	15, 349	316	5, 229	5, 185	44	71.7%
中 野 区	18, 909	18, 909	0	10, 328	10, 328	0	8, 417	8, 417	0	54.6%
杉 並 区	30, 466	30, 447	19	19, 254	19, 253	1	11, 116	11,076	40	63. 2%
豊 島 区	37, 524	37, 446	78	22, 927	22, 881	46	14, 597	14, 565	32	61.1%
北区	21, 939	21, 939	0	11, 794	11, 794	0	10, 549	10, 549	0	53.8%
荒 川 区	8, 405	8, 328	77	3, 211	3, 165	46	5, 695	5, 656	39	38. 2%
板 橋 区	21, 695	21, 262	433	12, 527	12, 079	448	13, 726	13, 602	124	57. 7%
練 馬 区	19, 419	19, 119	300	10, 347	10, 113	234	10, 094	9, 998	96	53. 3%
足 立 区	11, 309	11, 295	14	5, 756	5, 752	4	5, 887	5, 872	15	50.9%
葛 飾 区	19, 934	19, 934	0	12, 285	12, 285	0	10, 645	10, 645	0	61.6%
江戸川区	32, 134	32, 133	1	21, 057	21, 057	0	11,861	11,860	1	65. 5%
市部計	94, 765	93, 348	1, 417	55, 585	54, 425	1, 160	41, 395	41, 120	275	58. 7%
八王子市	6, 856	6, 407	449	3, 388	3, 013	375	3, 468	3, 394	74	49. 4%
立川市武蔵野市	7, 810	7, 737	73 28	4, 843	4, 782	61 22	2, 967 4, 010	2, 955 3, 999	12	62.0%
三鷹市	8, 461 3, 105	8, 433 3, 078	28 27	5, 487 1, 619	5, 465 1, 598	21	1,603	3, 999 1, 596	11 7	64. 9% 52. 1%
青梅市	433	430	3	231	229	2	219	217	2	53. 3%
府中市	9, 396	9, 396	0	5, 763	5, 763	0	3, 790	3, 790	0	61. 3%
昭島市	1, 587	1, 568	19	614	601	13	1, 108	1, 108	0	38. 7%
調布市	13, 051	12, 919	132	8, 945	8, 839	106	4, 267	4, 246	21	68. 5%
町田市	3, 766	3, 684	82	1, 869	1, 802	67	2, 736	2, 686	50	49.6%
小金井市	5, 084	5, 041	43	3, 233	3, 200	33	1, 911	1, 895	16	63.6%
小 平 市	4, 619	4, 562	57	2, 281	2, 240	41	2, 349	2, 339	10	49.4%
日 野 市	2, 763	2, 763	0	1, 798	1, 798	0	965	965	0	65. 1%
東村山市	1, 550	1, 544	6	494	492	2	1,084	1,075	9	31.9%
国分寺市	4, 382	4, 369	13	2, 544	2, 535	9	1,818	1,818	0	58. 1%
国 立 市	3, 960	3, 960	0	2, 720	2, 720	0	1, 240	1, 240	0	68. 7%
福 生 市	839	825	14	515	501	14	261	261	0	61.4%
狛 江 市	1, 323	1, 294	29	873	844	29	450	450	0	66.0%
東大和市	557	554	3	380	377	3	136	136	0	68. 2%
清瀬市	1, 210	1, 180	30	593	569	24	507	507	0	49.0%
東久留米市	1, 289	1, 275	14	809	803	6	461	458	3	62.8%
武蔵村山市 多 摩 市	303	294	9	2 110	1 260	250	303	294	9	3.6%
多摩市稲城市	3, 862 875	3, 584 861	278 14	2, 110 286	1, 860 279	250 7	1, 779 296	1, 755 289	24 7	54. 6% 32. 7%
羽村市	1, 456	1, 450	6	592	590	(0	296 988	983	5	32. 7% 40. 7%
あきる野市	494	487	7	176	169	7	314	314	0	35. 6%
西東京市	5, 734	5, 653	81	3, 411	3, 346	65	2, 365	2, 350	15	59. 5%
町村部計	377	372	5	89	88	1	276	276	0	23.6%
瑞穂町	316	311	5	89	88	1	215	215	0	28. 2%
日の出町	61	61	0	0	0	0	61	61	0	0.0%
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
	Ū	,	- 1	tai Thi to	-	51 0細木-	ŭ	ウむま然の物	·+ `c'= /	

[※] 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」 に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

		処分台数合計 A+B+C+D+F		<a< th=""><th>〉廃棄(有償</th><th>i)</th><th><b< th=""><th>〉廃棄(無償</th><th><u>i</u>)</th></b<></th></a<>	〉廃棄(有償	i)	<b< th=""><th>〉廃棄(無償</th><th><u>i</u>)</th></b<>	〉廃棄(無償	<u>i</u>)
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	244, 039	241, 676	2, 363	65, 547	65, 186	361	10, 959	10, 916	43
区部計	202, 368	200, 280	2, 088	54, 133	53, 904	229	8, 264	8, 223	41
千代田区	2, 280	2, 268	12	2, 196	2, 184	12	0	0	0
中 央 区	3, 468	3, 468	0	2, 956	2, 956	0	0	0	0
港区	4,778	4, 724	54	0	0	0	0	0	0
新 宿 区	11, 436	10, 214	1, 222	1, 909	1, 909	0	0	0	0
文 京 区	2, 359	2, 359	0	2, 209	2, 209	0	0	0	0
台 東 区	10,773	10, 759	14	4, 906	4, 892	14	0	0	0
墨田区	6, 462	6, 462	0	3, 413	3, 413	0	0	0	0
江 東 区	10, 271	10, 216	55	7, 097	7, 042	55	0	0	0
品川区	6, 790	6, 696	94	122	100	22	0	0	0
目 黒 区	4, 766	4, 700	66	0	0	0	0	0	0
大田区	15, 305	15, 264	41	0	0	0	6, 569	6, 528	41
世田谷区	15, 864	15, 725	139	0	0	0	0	0	0
渋 谷 区	5, 229	5, 185	44	0	0	0	0	0	0
中野区	8, 417	8, 417	0	4, 933	4, 933	0	0	0	0
杉 並 区 豊 島 区	11, 116 14, 597	11, 076 14, 565	40 32	1, 486 12, 083	1, 446 12, 051	40 32	0	0	0
並 島 区	14, 597	14, 565	0	6, 215	6, 215	32 0	0	0	0
荒川区	5, 695	5, 656	39	0, 213	0, 213	0	0	0	0
板橋区	13, 726	13, 602	124	4, 331	4, 277	54	0	0	0
練馬区	10, 094	9, 998	96	0	0	0	0	0	0
足立区	5, 887	5, 872	15	277	277	0	0	0	0
葛 飾 区	10, 645	10, 645	0	0	0	0	1,695	1, 695	0
江戸川区	11, 861	11, 860	1	0	0	0	0	0	0
市部計	41, 395	41, 120	275	11, 353	11, 221	132	2, 526	2, 524	2
八王子市	3, 468	3, 394	74	0	0	0	0	0	0
立 川 市	2,967	2, 955	12	2, 169	2, 157	12	0	0	0
武蔵野市	4,010	3, 999	11	1, 403	1, 403	0	0	0	0
三鷹市	1,603	1, 596	7	0	0	0	0	0	0
青 梅 市	219	217	2	126	126	0	0	0	0
府 中 市	3, 790	3, 790	0	0	0	0	0	0	0
昭 島 市	1, 108	1, 108	0	60	60	0	0	0	0
調布市	4, 267	4, 246	21	0	0	0	803	801	2
町田市	2, 736	2, 686	50	1, 615	1, 565	50	0	0	0
小金井市	1, 911	1,895	16	0	0	0	0	0	0
小平市	2, 349	2, 339	10	1, 623	1, 613	10	0	0	0
日 野 市 東村山市	965 1, 084	965 1, 075	0 9	692 0	692 0	0	0	0	0
国分寺市	1, 818	1, 818	0	0	0	0	0	0	0
国立市	1, 240	1, 240	0	0	0	0	0	0	0
福生市	261	261	0	230	230	0	0	0	0
狛 江 市	450	450	0	0	0	0	379	379	0
東大和市	136	136	0	117	117	0	0	0	0
清 瀬 市	507	507	0	240	240	0	0	0	0
東久留米市	461	458	3	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	303	294	9	303	294	9	0	0	0
多摩市	1,779	1, 755	24	24	0	24	1, 344	1, 344	0
稲 城 市	296	289	7	296	289	7	0	0	0
羽村市	988	983	5	773	768	5	0	0	0
あきる野市	314	314	0	0	0	0	0	0	0
西東京市	2, 365	2, 350	15	1, 682	1, 667	15	0	0	0
町村部計	276	276	0	61	61	0	169	169	0
瑞穂町	215	215	0	0	0	0	169	169	0
日の出町	61	61	0	61	61	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	/.	〉資源活用	1.				/F\ II	サイクル用	冷 任田	リサイク	ル用途活用の	の内訳①
	そ	の他(売却)	〈D〉 }	資源活用(無償)		(F)+(G) =			(F) 売 お	
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	19, 642	19, 560	82	1,859	1, 735	124	146, 032	144, 279	1, 753	116, 628	114, 929	1, 699
区部計	16, 664	16, 591	73	1, 251	1, 134	117	122, 056	120, 428	1,628	99, 930	98, 356	1, 574
千代田区	0	0	0	0	0	0	84	84	0	84	84	0
中 央 区	0	0	0	0	0	0	512	512	0	494	494	0
港区	0	0	0	0	0	0	4,778	4, 724	54	408	408	0
新 宿 区	0	0	0	0	0	0	9, 527	8, 305	1, 222	6, 727	5, 505	1, 222
文 京 区	0	0	0	0	0	0	150	150	0	0	0	0
台 東 区	0	0	0	0	0	0	5, 867	5, 867	0	5, 017	5, 017	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	3,049	3, 049	0	2, 198	2, 198	0
江 東 区品 川 区	0	0	0	7 0	7	0	3, 167	3, 167	0	0	0	0
	5, 911 0	5, 839 0	72 0	-	100	•	757 4,625	757	0 25	0	0 4, 600	0 25
大田区	0	0	0	141	0	41	8, 736	4, 600 8, 736	0	4, 625 8, 135	8, 135	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	15, 864	15, 725	139	15, 470	15, 331	139
渋 谷 区	0	0	0	1,064	1, 027	37	4, 165	4, 158	7	4, 040	4, 033	7
中野区	0	0	0	0	0	0	3, 484	3, 484	0	2, 685	2, 685	0
杉 並 区	0	0	0	0	0	0	9,630	9, 630	0	8, 804	8,804	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	2,514	2, 514	0	1, 250	1, 250	0
北区	0	0	0	0	0	0	4, 334	4, 334	0	4, 064	4, 064	0
荒 川 区	0	0	0	39	0	39	5, 656	5, 656	0	4, 956	4, 956	0
板 橋 区	0	0	0	0	0	0	9, 395	9, 325	70	9,016	8, 946	70
練 馬 区	0	0	0	0	0	0	10,094	9, 998	96	9, 943	9,847	96
足 立 区	0	0	0	0	0	0	5,610	5, 595	15	3, 797	3, 782	15
葛 飾 区	0	0	0	0	0	0	8,950	8, 950	0	8, 217	8, 217	0
江戸川区	10, 753	10, 752	1	0	0	0	1, 108	1, 108	0	0	0	0
市部計	2, 978	2, 969	9	608	601	7	23, 930	23, 805	125	16, 652	16, 527	125
八王子市	0	0	0	0	0	0	3, 468	3, 394	74	3, 468	3, 394	74
立川市	0	0	0	0	0	0	798	798	0	0	0	0
武蔵野市三鷹市	1 100	0	0	0	0	0	2,607	2, 596	11	2, 357	2, 346	11
三鷹市青梅市	1, 199 0	1, 199 0	0	324 0	317	7	80 93	80	0 2	80 27	80 25	0
府中市	1,770	1,770	0	0	0	0	2, 020	91 2, 020	0	477	477	0
昭島市	0	0	0	0	0	0	1,048	1, 048	0	1, 048	1,048	0
調布市	0	0	0	0	0	0	3, 464	3, 445	19	3, 083	3,064	19
町田市	0	0	0	0	0	0	1, 121	1, 121	0	597	597	0
小金井市	0	0	0	0	0	0	1, 911	1, 895	16	1, 789	1,773	16
小 平 市	0	0	0	0	0	0	726	726	0	404	404	0
日 野 市	0	0	0	0	0	0	273	273	0	0	0	0
東村山市	9	0	9	0	0	0	1,075	1,075	0	879	879	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	1,818	1,818	0	1,818	1,818	0
国 立 市	0	0	0	0	0	0	1, 240	1, 240	0	0	0	0
福 生 市	0	0	0	0	0	0	31	31	0	15	15	0
狛 江 市	0	0	0	0	0	0	71	71	0	71	71	0
東大和市	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	267	267	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	461	458	3	312	309	3
武蔵村山市 多 摩 市	0	0	0	0	0	0	0 411	0 411	0	0	0	0
多 摩 巾 稲 城 市	0	0	0	0	0	0	0	411	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0	0	215	215	0	214	214	0
あきる野市	0	0	0	284	284	0	30	30	0	13	13	0
西東京市	0	0	0	0	0	0	683	683	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	46	46	0	46	46	0
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	46	46	0	46	46	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイク	ル用途活用の	の内訳①				リサイク	ル用途活用	の内訳②		
		(G) 無償			(H) É	転 車			(I)	原 付	
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	29, 404	29, 350	54	144, 279	43, 437	95, 933	4, 909	1, 753	110	1, 615	28
区部計	22, 126	22, 072	54	120, 428	30, 168	85, 660	4,600	1,628	15	1, 588	25
千代田区	0	0	0	84	84	0	0	0	0	0	0
中 央 区	18	18	0	512	512	0	0	0	0	0	0
港区	4, 370	4, 316	54	4, 724	408	4, 316	0	54	0	54	0
新 宿 区 文 京 区	2, 800 150	2, 800 150	0	8, 305 150	0	8, 305 150	0	1, 222 0	0	1, 222 0	0
台 東 区	850	850	0	5, 867	850	5, 017	0	0	0	0	0
墨田区	851	851	0	3, 049	2, 486	563	0	0	0	0	0
江 東 区	3, 167	3, 167	0	3, 167	1, 566	1,601	0	0	0	0	0
品 川 区	757	757	0	757	757	0	0	0	0	0	0
目 黒 区	0	0	0	4,600	0	0	4,600	25	0	0	25
大 田 区	601	601	0	8, 736	8, 486	250	0	0	0	0	0
世田谷区	394	394	0	15, 725	94	15, 631	0	139	0	139	0
渋 谷 区中 野 区	125 799	125 799	0	4, 158	125	4, 033 0	0	7	0	7	0
中野区杉並区	799 826	799 826	0	3, 484 9, 630	3, 484 826	8,804	0	0	0	0	0
豊島区	1, 264	1, 264	0	2, 514	1,804	710	0	0	0	0	0
北区	270	270	0	4, 334	270	4, 064	0	0	0	0	0
荒 川 区	700	700	0	5, 656	600	5, 056	0	0	0	0	0
板 橋 区	379	379	0	9, 325	379	8, 946	0	70	0	70	0
練 馬 区	151	151	0	9, 998	1	9, 997	0	96	0	96	0
足 立 区	1,813	1, 813	0	5, 595	5, 595	0	0	15	15	0	0
葛 飾 区	733	733	0	8, 950	733	8, 217	0	0	0	0	0
江戸川区 市部計	1, 108 7, 278	1, 108 7, 278	0	1, 108 23, 805	1, 108 13, 223	10, 273	309	0 125	95	0 27	3
八王子市	1, 210	0	0	3, 394	3, 394	0	0	74	74	0	0
立川市	798	798	0	798	798	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	250	250	0	2, 596	0	2, 596	0	11	0	11	0
三鷹市	0	0	0	80	80	0	0	0	0	0	0
青 梅 市	66	66	0	91	25	66	0	2	2	0	0
府中市	1, 543	1, 543	0	2, 020	477	1, 543	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	1, 048	1, 048	0	0	0	0	0	0
調 布 市町 田 市	381 524	381 524	0	3, 445 1, 121	3, 245 676	200 445	0	19 0	19 0	0	0
小金井市	122	122	0	1, 121	442	1, 453	0	16	0	16	0
小 平 市	322	322	0	726	726	0	0	0	0	0	0
日 野 市	273	273	0	273	273	0	0	0	0	0	0
東村山市	196	196	0	1,075	196	879	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	1,818	0	1, 818	0	0	0	0	0
国立市	1, 240	1, 240	0	1, 240	455	785	0	0	0	0	0
福 生 市狛 江 市	16	16 0	0	31 71	31 28	0	0	0	0	0	0
	0 19	19	0	71 19	28 19	43	0	0	0	0	0
清瀬市	267	267	0	267	267	0	0	0	0	0	0
東久留米市	149	149	0	458	149	0	309	3	0	0	3
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	411	411	0	411	356	55	0	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	1	1	0	215	215	0	0	0	0	0	0
あきる野市 西東京市	17 683	17 683	0	30 683	30 293	390	0	0	0	0	0
町村部計	083	0	0	46	46	0	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	46	46	0	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	〈A〉自転車商組合、 自転車販売業者	〈B〉その他の 民間事業者	〈C〉社会福祉法人、シルバー人材センター等	〈D〉一般住民	〈E〉その他
総数	43, 437	10, 249	22, 028	9, 766	530	864
区部計	30, 168	7, 480	14, 584	7, 198	529	377
千代田区	84	84	0	0	0	0
中 央 区	512	494	0	0	0	18
港区	408	0	0	0	408	0
新 宿 区	0	0	0	0	0	0
文 京 区	0	0	0	0	0	0
台 東 区	850	0	0	850	0	0
墨 田 区	2, 486	288	2, 198	0	0	0
江 東 区	1,566	0	0	1, 566	0	0
品川区	757	303	0	454	0	0
目 黒 区	0	0	0	0	0	0
大 田 区	8, 486	781	7, 354	271	0	80
世田谷区	94	0	0	90	0	4
渋 谷 区	125	0	0	0	120	5
中野区	3, 484	2, 685	0	799	0	0
杉 並 区	826	0	0	826	0	0
豊島区	1, 804	500	1, 250	0	0	54
北区	270	0	0	270	0	0
荒川区	600	0	0	600	0	0
板橋区	379	0	0	379	0	0
練馬区	1	0	0	0	0	1
足立区	5, 595	1, 638	3, 782	0	0	175
葛飾区	733	707	0	0	0	26
江戸川区	1, 108	2, 723	7 444	1,093	1	14 487
市部計 八 王 子 市	13, 223	2, 123	7, 444 3, 394	2,568	0	0
立 川 市	3, 394 798	0	0, 394	798	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0
三鷹市	80	74	0	0	0	6
青梅市	25	25	0	0	0	0
府中市	477	477	0	0	0	0
昭島市	1,048	228	820	0	0	0
調布市		0	3, 064	181	0	0
町田市	676	437	160	79	0	0
小金井市	442	0	0	442	0	0
小 平 市	726	404	0	322	0	0
日 野 市	273	0	0	273	0	0
東村山市	196	0	0	196	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0
国 立 市	455	0	0	0	0	455
福 生 市	31	15	6	10	0	0
狛 江 市	28	28	0	0	0	0
東大和市	19	19	0	0	0	0
清 瀬 市	267	0	0	267	0	0
東久留米市	149	149	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多摩市	356	347	0	0	0	9
稲 城 市	0	0	0	0	0	0
羽村市	215	214	0	0	1	0
あきる野市	30	13	0	0	0	17
西東京市	293	293	0	0	0	0
町村部計	46	46	0	0	0	0
瑞穂町	46	46	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

			設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(㎡)
	総数		156	156, 952	217, 506
	区部計		115	107, 308	156, 515
F	代 田	区	4	1, 996	1,778
中	央	区	1	700	1, 113
港		区	5	2, 150	3, 246
新	宿	区	3	2, 777	8, 677
文	京	区	2	1, 086	1, 119
台	東	区	6	5, 300	8, 745
墨	田	区	4	3, 835	5, 383
江	東	区	2	5, 380	7, 700
品	Л	区	2	6, 000	5, 778
目	黒	区	3	3, 665	4, 900
大	田	区	8	7, 556	9, 512
世	田 谷	区	9	8, 100	16, 594
渋	谷	区	5	2, 930	4, 546
中	野	区	4	3, 250	4, 029
杉	並	区	6	6, 356	9, 667
豊	島	区	6	5, 580	7, 688
北		区	7	5, 170	6, 937
荒	Ш	区	4	2, 400	2, 999
板	橋	区	9	4, 850	8, 445
練	馬	区	4	7, 980	11, 230
足	<u> </u>	区	5	5, 960	7, 282
葛	飾	区	5	6, 127	8, 778
江	戸川	区	11	8, 160	10, 369
	市部計		40	49, 544	60, 911
八	王 子	市	3	4, 225	5, 483
立.	JI	市	1	6, 840	10, 082
武	蔵野	市	3	5, 500	7, 470
三青	鷹	市士	1	700	1,486
府	梅	市市	1	600	826
昭	中	市	4	3, 260	3, 260
調調	島 布	市	1 3	700 3, 484	993 3, 689
町	田	市	1	2, 100	2, 567
小	金井	市	2	3,000	2, 962
小	平	市	1	1, 300	1, 190
日	野	市	1	1, 380	1,500
東	村 山	市	1	1, 460	1, 843
玉	分 寺	市	1	2, 000	2, 574
玉	$\frac{1}{M}$	市	1	1, 045	1, 150
福	生	市	1	640	696
狛	江	市	1	750	1, 365
東	大 和	市	2	1,000	1,012
凊	瀬	市	1	1,000	918
東	久 留 米	市	1	350	416
武	蔵 村 山	市	1	200	200
多	摩	市	2	1, 330	2, 057
稲	城	市	1	2, 000	1,820
羽	村	市	2	580	1, 400
あ	きる野	市			
西	東京	市	3	4, 100	3, 952
	町村部計		1	100	80
瑞	穂	町	1	100	80
日	の出	町			
檜	原	村			
奥	多摩	町			

第2 区市町村の担当組織・取組

- 1 担当組織
- 2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等
- 3 放置自転車対策費
 - (1) 対策費 (歳出額・歳入額) の年度別推移
 - (2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移
 - (3) 区市町村における対策費の概況
 - (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
 - (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容
- 5 放置禁止区域等の指定状況
- 6 条例による自転車等の駐車場附置義務
- 7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)
- 8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況
- 9 放置自転車対策事例
 - (1) 室町東駐輪場(実施主体:株式会社三井不動産)
 - (2) 町田駅南口周辺の自転車駐車場設置(実施主体:小田急電鉄株式会社)

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電話番号
千代田区	環境安全部 安全生活課 路上障害物対策係	03-3264-2111(代) 内2765 03-5211-4345(直)
中 央 区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5667 03-3546-5667(直)
港区	街づくり支援部 土木課 交通対策係	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2349(直)
新 宿 区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4676 03-5273-3896(直)
文 京 区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3008 03-5803-1244(直)
台 東 区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江 東 区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6494 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり事業部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430~5431 03-5742-6786(直)
目 黒 区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大 田 区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 地域交通対策担当 (上記ほか各まちなみ維持課に自転車対策担当有り)	03-5744-1111(代) 内3155 03-5744-1315(直)
世田谷区	交通政策担当部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当係	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋 谷 区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2638 03-3463-2774(直)
中 野 区	都市基盤部 防災·都市安全分野 自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉 並 区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3556 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 交通対策課 自転車対策グループ、自転車計画グループ、 駐車場整備グループ、放置自転車対策事務所	03-3981-1111(代) 内2971 03-3981-4847(直)
北区	まちづくり部 交通担当課 駐輪対策担当	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒 川 区	防災都市づくり部 交通対策課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716~2717 03-3802-4420(直)
板 橋 区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 03-3579-2513(直)
練 馬 区	土木部 交通安全課 自転車対策係·交通施設係	03-3993-1111(代) 内8319 03-5984-1993
足 立 区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2284 03-3880-5914(直)
葛 飾 区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代)内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電話番号
八王子市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478~3480 042-620-7257(直)
立 川 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2286 042-528-4360(直)
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2725 0422-60-1860(直)
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青 梅 市	生活安全部 市民安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3616 042-335-4069(直)
昭 島 市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課 超速 開	042-722-3111(代) 内3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策係 知古母記如	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小 平 市	都市建設部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日 野 市	まちづくり部 道路課 管理係 環境安全部	042-585-1111(代) 内3322
東村山市	地域安全課 地域安全係 都市建設部	042-393-5111(代) 内2412
国分寺市	事業計画課 事業計画担当都市整備部	042-325-0111(代) 内506
国立市	交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355~356
福 生 市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2325 042-551-1691(直)
加 仁 川	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2522
果人和巾	都市建設部 土木課 交通安全対策係 都市整備部	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市東久留米	都巾登伽部 道路交通課 交通安全係 都市建設部	042-492-5111(代) 内375 042-497-2096(直) 042-470-7777(代) 内2740
市	施設管理課 管理調整担当	042-470-7764(直)
武 顧 村 田 市	都市整備部 道路公園課 維持補修グループ 知事整備部	042-565-1111(代) 内263
多摩市	都市整備部 道路交通課 交通担当	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲 城 市	都市建設部 管理課 交通対策係 市民生活部	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 交通·防犯係	042-555-1111(代) 内216
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係 和主報機等	042-558-1111(代) 内2343
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係 住民部	042-464-1311(代) 内2454~2455 042-438-4057(直) 042-557-0501(代) 内5330
瑞穂町	地域課 安全係	042-557-7610(直)
	生活安全安心課 地域安全安心係	042-597-0511(代) 内331
檜 原 村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内212
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内17 0428-83-2349(直)

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

										ħ	協議	会等	ŧ							総	合計	十画等	等
								成					議					根拠				艮拠	
区市町	村	名称	発 足 (策定) 年 月	25年度開催回数	区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの	その他	総合計画の策定	自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの
新宿!	区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H18.10	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0			0	0		
台 東 [区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0			0				
		墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0	0	0	0	0						0		0	0						
墨田		錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	0	0	0	0							0	0			0				
± ш ,		押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	0	0	0	0							0	0			0				
		東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	0	0	0	0							0	0			0				
江 東 [区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	0	0	0	0	0						0	0	0			0				
		学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0				0				
目 黒 「	区	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0				0				
		都立大学駅周辺自転車等駐車場 増設促進協議会	H15.6	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0				0				
大田「	区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		
世田谷	区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0			0	0		
中野「	区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	0			0	0		
杉並「	区	杉並区自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	2	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			0	0		
豊島「	区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			0	0		
板橋「	区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0				0					0			0			0				
结 E '		練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	1		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		
練馬「		光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0						

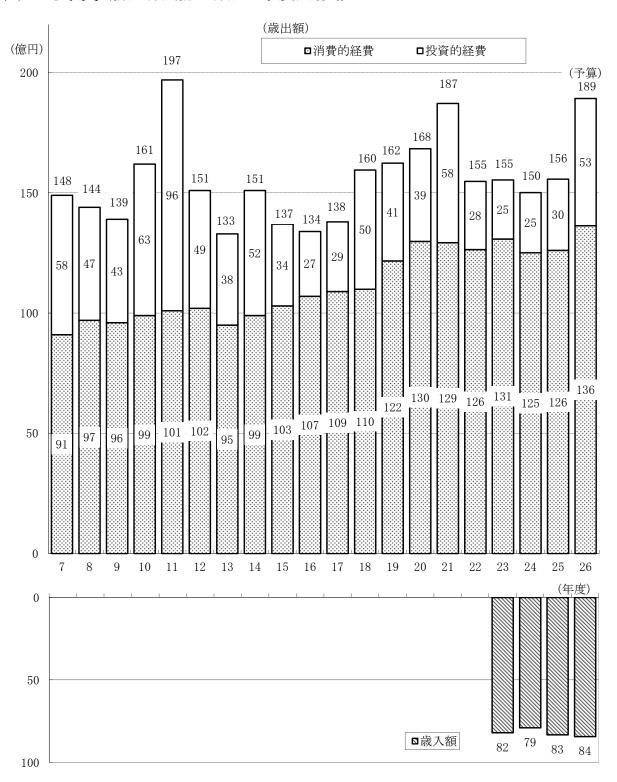
									ti	協議	会等	È							総	合計	+画:	等
							成.							事」			根拠				根拠	
区市町村	名称	発 足 (策定) 年 月	25年度開催回数	区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	の整	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの	その也 とのも	総合計画の策定	自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの
	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策 等連絡協議会	S57.4	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				<u> </u>
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対 策連絡協議会	S57.10	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				1
葛 飾 区	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0				0				1
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				1
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0				
八王子市	八王子市自転車駐車問題対策協議会	S57.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0				1
立川市	立川市自転車等駐車対策協議会	H24.10	2		0	0	0	0		0	0					0			0	0		1
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		
三鷹市	三鷹市自転車等駐車対策協議会	H6.11	0	0		0	0	0		0				0	0			0				0
府中市	府中市自転車対策審議会	S58.6	0	0						0	0					0						
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0			0	0		
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	0		0	0	0	0		0			0	0	0			0				
国分寺市	交通安全対策協議会	S41	0	0		0	0	0		0												
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	5		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			0	0		
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0			0						0
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0		0						

く参考と

都は、都内の駅前放置自転車の約4割を占める都心6区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区)と駅前放置 自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注)・25年度までは決算額、26年度は予算額 ・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、 普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

(単位:千円)

種別	地域	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1里 かり	地域	11十段	12年度	15年度	14千茂	10年度	10千茂	17年度	10千茂
	計	19,746,659	15,095,826	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597	15,953,940
自転車対策費 計	区部	14,183,745	10,768,785	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969	11,878,701
日料牛刈水須 町	市部	5,551,686	4,314,821	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933	4,058,518
	町村部	11,228	12,220	15,626	12,075	13,551	318,135	15,695	16,721
(IP Vis II (or etts)	計	9,613,582	4,929,337	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577	4,959,717
(投資的経費)	区 部	8,013,213	4,214,365	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304	4,158,968
自転車等駐車場 整備費	市部	1,600,369	714,972	563,233	749,087	660,837	623,871	719,273	800,749
	町村部	0	0	2,593	0	1,827	304,920	0	0
(消費的経費)	計	10,133,077	10,166,489	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020	10,994,223
自転車等駐車場	区部	6,170,532	6,554,420	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665	7,719,733
管理費·撤去費	市部	3,951,317	3,599,849	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660	3,257,769
•広報費等	町村部	11,228	12,220	13,033	12,075	11,724	13,215	15,695	16,721

種別	地域	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	計	16,236,407	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	18,930,629
自転車対策費 計	区部	12,534,821	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	13,515,922
日料學利來有 司	市部	3,684,772	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,398,721
	町村部	16,814	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	15,986
	計	4,065,454	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	5,293,065
(投資的経費) 	区部	3,881,922	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	3,546,022
自転車等駐車場 整備費	市 部	183,532	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,747,043
	町村部	0	0	0	0	2,000	0	0	0
(消費的経費)	計	12,170,953	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,637,564
自転車等駐車場 管理費·撤去費	区部	8,652,899	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,969,900
	市部	3,501,240	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,651,678
・広報費等	町村部	16,814	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	15,986

(注) 平成25年度までは決算額、26年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】 (百万円) 24,000 ━区 部 ━━ 市町村部 20,000 16,000 12,000 8,000 4,000 0 7 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 (年度)

(単位:千円)

		平成 26 年	声度 予算			平成 25 年	年 度 決 算	(単位:十円)
区市町村	計 歳出額			歳入額	計		出額	歳入額
	日	投資的経費	消費的経費	成八領	口	投資的経費	消費的経費	成八領
総計	18,930,629	5,293,065	13,637,564	8,435,283	15,573,826	2,960,407	12,613,419	8,326,371
区部計	13,515,922	3,546,022	9,969,900	6,394,280	11,132,407	2,041,860	9,090,547	6,254,492
千代田区	114,372	0	114,372	71,315	49,735	0	49,735	20,016
中 央 区	160,389	38,469	121,920	250	140,324	14,778	125,546	221
港区	351,942	3,146	348,796	9,930	400,193	56,504	343,689	6,550
新 宿 区	689,182	246,779	442,403	169,692	591,011	209,721	381,290	135,001
文 京 区	120,440	0	120,440	81,055	68,464	0	68,464	56,311
台東区	326,766	400	326,366	166,329	318,881	7,770	311,111	159,544
墨田区	259,014	0	259,014	137,050	252,063	1,114	250,949	135,094
江 東 区	198,102	0	198,102	44,540	161,835	0	161,835	44,974
品 川 区 目 黒 区	396,432	59,500	336,932	318,208	509,859	185,621	324,238	308,783
目 黒 区 大 田 区	120,803 1,501,566	439,916	120,803 1,061,650	57,876 699,507	105,904 1,022,625	3,992 67,200	101,912 955,425	51,275 709,750
世田谷区	339,427	20,156	319,271	295,414	316,384	10,369	306,015	316,460
渋 谷 区	65,607	1,500	64,107	76,844	65,801	1,458	64,343	51,988
中野区	414,971	0	414,971	323,229	386,012	1,450	386,012	323,344
杉並区	933,869	55,376	878,493	726,245	845,375	38,836	806,539	728,209
豊島区	1,588,420	962,533	625,887	404,098	1,036,620	432,159	604,461	393,241
北区	236,592	1,080	235,512	189,900	263,986	66,255	197,731	190,050
荒川区	152,842	28,281	124,561	46,469	133,339	17,272	116,067	47,315
板 橋 区	972,852	113,280	859,572	546,574	913,707	104,581	809,126	545,390
練 馬 区	2,168,410	1,427,296	741,114	219,119	1,402,136	729,586	672,550	247,166
足 立 区	666,834	75,768	591,066	498,965	617,074	58,058	559,016	508,262
葛 飾 区	324,911	25,000	299,911	165,359	264,372	16,688	247,684	157,500
江戸川区	1,412,179	47,542	1,364,637	1,146,312	1,266,707	19,898	1,246,809	1,118,048
市部計	5,398,721	1,747,043	3,651,678	2,040,950	4,425,702	918,547	3,507,155	2,071,791
八王子市	275,534	138,225	137,309	30,071	141,256	1,759	139,497	14,649
立川市	569,569	152,379	417,190	269,340	554,051	153,923	400,128	226,860
武蔵野市	632,395	92,100	540,295	72,080	516,614	0	516,614	99,935
三鷹市	242,784	29,322	213,462	5,662	268,385	85,147	183,238	5,915
青梅 市 府中 市	24,309	0	24,309	11,705 85,350	152,905 163,453	130,000	22,905	13,200 84,673
昭島市	171,247 1,264,113	1,107,700	171,247 156,413	155,221	352,369	204,376	163,453 147,993	138,759
調布市	251,712	10,520	241,192	246,390	244,131	21,403	222,728	202,274
町田市	54,769	10,000	44,769	6,242	55,424	16,000	39,424	4,233
小金井市	214,486	0	214,486	130,241	472,036	219,027	253,009	
小 平 市	341,977	61,484	280,493	229,655	281,972	12,006	269,966	236,715
日野市	17,743	0	17,743	4,258	17,487	0	17,487	3,702
東村山市	160,911	0	160,911	223,950	163,562	0	163,562	237,572
国分寺市	344,076	0	344,076	279,142	333,670	0	333,670	346,066
国 立 市	204,877	33,919	170,958	168,740	205,692	60,177	145,515	144,424
福 生 市	28,178	0	28,178	649	27,065	0	27,065	691
狛 江 市	21,195	0	21,195	3,115	25,227	0	25,227	2,804
東大和市	30,071	7,000	23,071	360	33,220	0	33,220	352
清瀬市	29,552	0	29,552	23,384	31,786	0	31,786	28,936
東久留米市	107,137	5,724	101,413	74,785	93,657	0	93,657	78,985
武蔵村山市	1,249	00.670	1,249	0	1,144	14.700	1,144	4.011
多摩市	181,396	98,670	82,726	4,264	65,898	14,729	51,169	4,211
稲 城 市 羽 村 市	2,102 18,399	0 0	2,102 18,399	891 1,777	1,921 18,628	0	1,921	579 1,226
あきる野市	18,399 13,694	0	18,399	1,777	18,628	0	18,628 13,073	1,226
西東京市	195,246	0	195,246	12,788	191,076	0	191,076	11,506
町村部計	15,986	0	15,986	53	151,070	0	15,717	88
瑞穂町	13,031	0	13,031	53	13,020	0	13,020	88
日の出町	2,927	0	2,927	0	2,667	0	2,667	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	28	0	28	0	30	0	30	0
大 夕 序 PJ	40	ı U	40	U	50	U	50	U

(単位:千円)

									(単位:	十円)
		平 成 2	26 年 度	予 算			平 成 2	25 年 度	決 算	
区市町村	計	撤去自転車等 の返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他の収入	計	撤去自転車等 の返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他の収入
総計	8,435,283	1,147,488	182,376	6,981,803	123,616	8,326,371	1,000,193	202,764	6,975,605	147,809
区部計	6,394,280	990,974	160,571	5,128,756	113,979	6,254,492	881,864	181,037	5,080,295	111,296
千代田区	71,315	6,282	0	65,033	0	20,016	4,182	0	15,834	0
中央区	250	0,202	250	00,000	0	20,010	0	221	0	0
港区	9,930	9,930	0	0	0	6,550	6,550	0	0	0
新宿区	169,692	43,990	7,344	118,358	0	135,001	26,757	17,353	90,891	0
文京区	81,055	31,800	0	49,255	0	56,311	10,750	17,333	45,561	0
台 東 区	166,329	27,210	5,400	133,719	0	159,544	24,745	6,958	124,931	2,910
墨田区								969		
工 東 区	137,050	16,000	1,000	120,000 0	50 0	135,094	16,602	969	117,479 0	44 5,755
品川区	44,540 318,208	40,540 35,000	4,000 5,600	277,608	0	44,974 308,783	39,219 32,907	9,952	260,924	5,000
					2					2
大田区	57,876	34,846	11,913	11,115 604,154	0	51,275	32,131	9,244	9,898	
世田谷区	699,507 295,414	83,953 101,800	11,400	,	-	709,750 316,460	77,704 94,436	12,287	618,009	1,750
		26,203	24,841	165,591 0	3,182 43,072			22,173	196,734	3,117
渋 谷 区 中 野 区	76,844 323,229		7,569	-	43,072	51,988	31,233	6,451	0 269 476	14,304
杉 並 区		47,940 56,665	9,223	266,066 647,317		323,344	49,515	5,353	268,476	13 002
杉 並 区 豊 島 区 北 区	726,245 404,098	56,665 116,500	13,431 3,000	647,317 270,080	8,832 14,518	728,209 393,241	56,979 111,052	13,514 2,580	643,724 265,023	13,992 14,586
一	189,900	58,250	4,261	127,389	14,518	393,241 190,050	58,970	2,580 5,714	120,366	5,000
荒川区	46,469	16,660	2,451	27,358	0	47,315	14,842	5,714	26,519	0,000
			14,228			545,390				
板 橋 区 練 馬 区	546,574	47,200 47,030		479,176	5,970 0		51,034	16,265	469,317	8,774 0
足立区	219,119 498,965	22,266	11,765 5,400	160,324	1,679	247,166 508,262	39,684	15,922	191,560	1,778
葛飾区	165,359	52,722	10,513	469,620 101,627	497	157,500	15,806 35,646	8,754	481,924	497
石 即 区 江 戸 川 区	1,146,312	68,187	6,982	1,034,966	36,177	1,118,048	51,120	11,913 9,460	109,444	33,787
市部計	2,040,950	156,479	21,787	1,853,047	9,637	2,071,791	118,265	21,703	1,023,681 1,895,310	36,513
八王子市	30,071	25,325	3,412	1,000,047	1,334	14,649	10,248	2,990	1,090,010	1,411
立川市	269,340	14,429	112	254,799	1,334	226,860	9,110	2,990	217,750	0
武蔵野市	72,080	14,196	2,418	55,466	0	99,935	15,860	4,013	69,691	10,371
三鷹市	5,662	3,824	1,838	0	0	5,915	3,824	2,091	03,031	10,571
青梅市	11,705	178	50	11,097	380	13,200	95	2,031	12,618	472
府中市	85,350	12,446	1,145	71,759	0	84,673	11,668	1,339	71,666	0
昭島市	155,221	2,000	1,210	152,000	11	138,759	1,254	845	136,648	12
調布市	246,390	30,750	5,640	210,000	0	202,274	21,690	5,657	174,927	0
町田市	6,242	5,542	700	210,000	0	4,233	3,636	597	0	0
小金井市	130,241	5,114	1,620	123,507	0	182,667	4,705	2,096	175,866	0
小 平 市	229,655	4,160	195	225,300	0	236,715	4,264	206	216,489	15,756
日野市	4,258	4,258	0	223,300	0	3,702	3,702	0	0	15,750
東村山市	223,950	448	1,101	222,401	0	237,572	378	1,004	236,190	0
国分寺市	279,142	6,360	1,596	269,267	1,919	346,066	4,946	397	338,802	1,921
国立市	168,740	6,600	1,550	161,900	240	144,424	5,448	0	138,767	209
福生市	649	482	20	0	147	691	529	15	0	147
油 江 市	3,115	2,975	140	0	0	2,804	2,591	213	0	0
東大和市	360	360	0	0	0	352	352	0	0	0
清瀬市	23,384	1,298	0	22,086	0	28,936	1,092	0	27,844	0
東久留米市	74,785	1,100	0	73,465	220	78,985	784	0	78,052	149
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4,264	4,264	0	0	0	4,211	4,211	0	0	0
超 城 市	891	891	0	0	0	579	579	0	0	0
羽村市	1,777	1,209	568	0	0	1,226	1,007	219	0	0
あきる野市	890	1,209	22	0	868	857	1,007	6	0	851
西東京市	12,788	8,270	0	0	4,518	11,506	6,292	0	0	5,214
町村部計	53	35	18	0	0	88	64	24	0	0,214
瑞穂町	53	35	18	0	0	88	64	24	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 夕 手 門	L 0	<u> </u>	U	U	U	U	1 0	U	U	U

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳 ア 平成26年度予算

(単位・千円)

S市町村	その他 48,691 26,413 0
区部計 3,546,022 3,188,033 290,308 41,268 千代田区 0 0 0 0 中央区 38,469 38,469 0 0 港区 3,146 0 0 0 新宿区 246,779 2,431 243,580 768 文京区 0 0 0	26,413 0
千代田区 0 0 0 0 中央区 38,469 38,469 0 0 港区 3,146 0 0 0 新宿区 246,779 2,431 243,580 768 文京区 0 0 0 0	0
中央区 38,469 0 0 港区 3,146 0 0 0 新宿区 246,779 2,431 243,580 768 文京区 0 0 0 0	
港 区 新 宿 区 文 京 区 0 0 0 243,580 768 0 0 0	
新宿区文京区 246,779 2,431 243,580 768 文京区 0 0 0	0
文 京 区 0 0 0 0	3,146
	0
台 東 区 400 400 0 0	0
墨田区 0 0 0 0	0
	0
品 川 区 59,500 59,500 0 0	0
	0
大田区 439,916 0 0	0
世田谷区 20,156 18,156 0 2,000	0
<u> </u>	0
中野区 0 0	0
杉 並 区 55,376 40,826 9,050 5,500	0
豊島区 962,533 962,533 0 0	0
北 区 1,080 1,080 0 0 荒 川 区 28,281 28,281 0 0	0
荒川区 28,281 0 0 板橋区 113,280 53,835 36,178 0	0 23,267
検 馬 区	23,201
足立区 75,768 67,768 0 8,000	0
葛飾区 25,000 0 0 25,000	0
江戸川区 47,542 47,542 0 0	0
市 部 計 1,747,043 1,559,569 125,529 39,667	22,278
八王子市 138,225 137,247 0 0	978
立 川 市 152,379 26,850 125,529 0	0
武 蔵 野 市 92,100 92,000 0 100	0
三鷹市 29,322 29,322 0 0 青梅市 0 0 0 0	0
府中市 0 0 0 0	0
昭島市 1,107,700 1,107,700 0 0	0
調 布 市 10,520 7,520 0 0	3,000
町 田 市 10,000 0 10,000	0
小金井市 0 0 0 0	0
小 平 市 61,484 51,817 0 9,667	0
	0
	0
国分寺市 0 0 0 0 国立市 33,919 33,919 0 0	0
国	0
加 立 市	0
東大和市 7,000 7,000 0 0	0
清 瀬 市 0 0 0	0
東久留米市 5,724 5,724 0 0 0	0
武蔵村山市	0
多摩市 98,670 60,470 0 19,900	18,300
	0
羽 村 市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0
あきる野市 0 0 0 西東京市 0 0 0	0
西東京市 0 0 0 0 町村部計 0 0 0 0	0
瑞 穂 町 0 0 0 0	0
	0
	0
奥 多 摩 町 0	0

[・]千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

Separate Separat								(単位:	十円)
Separate Separat					消費的経	費			
区部計 9,999,900 8,989,108 1,682,471 1,215,200 38,804 800,210 7,483 80,7 中央区 121,909 68,122 11,300 42,441 2,437 0 0 0 悪 下 348,708 85,688 221,215 11,365 13,616 199 123 0 0 新育 区 424,403 141,471 46,415 88,411 199 123 0 0 6,4 立京 京 区 120,400 168,707 42,405 9,830 1,458 0 0 0 6,4 立京 京 区 120,400 158,187 97,458 19,978 810 1,198 0 5,1 東田 区 258,306 153,185 95,381 32,567 1,955 3,168 0 1,106 0 10,0 品川 区 358,932 251,110 671,679 70,550 197 14,416 0 16,1 田田 区 1,061,650 633,706 155,588 132,373 3,704 143,897 0 2,6 世田 谷 区 414,97 0 (82),673 82,355 1,895 3,804 0 0 0 0 0 被告 区 414,97 0 (82),673 623,736 633,684 270 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	区市町村	計	等駐車場(③の 保管所を除く。)	の撤去、移送及 び所有者への連	の保管所の維持	等の処分・リサ イクルに要する	ための広報・啓 発に要する経	車駐車場等の ①に準じる経費 に対する補助	⑦その他
区部計 9,999,900 8,989,108 1,682,471 1,215,200 38,804 800,210 7,483 80,7 中央区 121,909 68,122 11,300 42,441 2,437 0 0 0 悪 下 348,708 85,688 221,215 11,365 13,616 199 123 0 0 新育 区 424,403 141,471 46,415 88,411 199 123 0 0 6,4 立京 京 区 120,400 168,707 42,405 9,830 1,458 0 0 0 6,4 立京 京 区 120,400 158,187 97,458 19,978 810 1,198 0 5,1 東田 区 258,306 153,185 95,381 32,567 1,955 3,168 0 1,106 0 10,0 品川 区 358,932 251,110 671,679 70,550 197 14,416 0 16,1 田田 区 1,061,650 633,706 155,588 132,373 3,704 143,897 0 2,6 世田 谷 区 414,97 0 (82),673 82,355 1,895 3,804 0 0 0 0 0 被告 区 414,97 0 (82),673 623,736 633,684 270 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	総計	13,637,564	8,944,871	2,221,112	1,502,243	51,697	717,426	32,142	168,074
千代田区 111,372 67,991 30,365 15,42 901 58 0 1 港区 318,796 85,588 251,215 11,355 169 123 0 0 0 2 大豆区 120,409 60,577 42,085 98,301 1,438 0 0 6,4 公豆区 123 18 20,259 18,185 0 0 6,4 公園田区 229,014 138,170 73,438 19,978 810 1,198 0 5,4 田区 229,014 138,170 73,438 19,978 810 1,198 0 5,4 田区 1,385 1,00 0 1,00 0 1,00 0 1,00<		9,969,900	6,395,108	1,662,471	1,215,260	38,604	600,210	7,483	50,764
港		114,372	67,494	30,326	15,442	901	58	0	151
新 宿 区 444,403 141,471 46,415 88,411 0 186,106 0 6.6.77 12,085 9,830 1,458 0 0 0 6.6. 合	中 央 区	121,920	66,122	11,320	42,041	2,437	0	0	0
新 宿 区 444,403 141,471 46,415 88,411 0 186,106 0 6.6.77 12,085 9,830 1,458 0 0 0 6.6. 合	港区	348,796	85,688	251,215	11,355	169	123	0	246
文 京 区	新 宿 区	442,403	141,471	46,415	68,411	0	186,106	0	0
最 田 区 198,104 158,170 73,438 19,978 19,076 432 19,106 0 10.0 品 川 区 198,092 251,110 (第1) 679 70,530 197 14,416 0 4,3 田 区 198,092 251,110 (第1) 679 70,530 197 14,416 0 4,3 田 区 198,092 251,110 (第1) 679 70,530 197 14,416 0 4,3 田 区 19,080 31,884 43,109 25,769 369 197 14,416 0 4,3 世 田 谷 区 319,271 84,923 120,468 73,926 1,890 38,064 0 70 0 0 70 70,530 197 14,45,97 0 2,6 世 田 谷 区 319,271 84,923 120,468 123,373 3,704 143,697 0 0 0 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	文 京 区		60,577	42,085	9,830	1,458	0	0	6,490
正東 K							3,168	0	20
□ 川 区 336,932 251,110 (※11679 25.769 369 153.388 0 4.3			*		7		-		5,420
日 照 区 120,803 31,864 43,109 25,769 369 15,358 0 4.3 大 田 区 1,061,605 0 623,706 155,588 132,373 3,704 134,3677 0 2.6 世 田 谷 区 319,271 84,923 120,468 73,926 1,890 38,064 0 0 6,4107 0 0 6,205,5273 3,704 134,3677 0 0 5.0 茂 谷 区 414,971 265,566 89,352 52,345 1,815 739 0 5.0 杉 並 区 878,493 687,365 21,857 140,309 291 15,517 1,068 12,0 6 6 6 6 6 7,0 6 7 1,0 6 7			*	· ·	7		-		10,091
大田区 1.661,690 623,706 155,528 132,373 3,701 113,697 0 2.6 後分区 64,107 0 (※2) 63,273 (※3) 564 270 0 0 5,00 38,064 0 5,00 0 0 5,00 0 0 5,00 0 5,00 0 0 5,00 0 0 5,00 0 0 5,00 0 0 0 5,00 0 0 5,00 0 0 0 5,00 0 0 5,00 0 0 5,00 0 0 5,00 0 1,50 0 <td>品川区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>·</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td>	品川区				·				0
世田 谷 区	日黒区			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					4,334
設 会 区 64,107 0 (※2) 83,273 (※3) 864 270 0 0 5.0 杉並区 444,971 228,585 89,352 52,445 1,815 739 0 5.0 杉並区 878,493 687,365 21,857 140,309 291 15,517 1,068 12.0 201 15,517 1,068 12.0 201 15,517 1,068 12.0 201 15,517 1,068 12.0 201 1,517 1,068 12.0 201 1,517 1,068 12.0 201			*		7	*	-		2,642
中野区 414,971 265,656 89,352 52,245 1,815 739 0 5,0 豊島区 878,936 687,365 21,857 140,309 291 15,517 1,668 12,0 豊島区 C25,887 386,619 135,707 90,387 13,094 80 0 1 北区 C235,512 (34) 13,579 10,809 23,756 2,056 54,605 0 0 板橋区 889,572 574,861 98,097 64,286 1,602 116,782 0 3,9 貨庫所区 741,114 633,104 (%6) 106,473 0 1,537 0 6,15 9 9 9 0 0 9 0				· ·	·				0
接 並 区	公 甘 区								5,064
出版 区 235,512 (※4) 13,579 (※5) 53,645 166,333 1,955 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	杉並区			· ·	·			_	12,086
出版 区 235,512 (※4) 13,579 (※5) 53,645 166,333 1,955 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0	曹島区								0
 荒川区 124.561 32.978 10.890 23.756 2.066 54,605 0 2 譲居区 741.114 633.104 (※6) 106.473 0 0 98,097 64.286 1,602 116.782 0 3.9 3.9 2 立区 591,066 (※77) 583,679 15.94 11.949 11.9262 690 193 0 1 1,340,811 23.826 0 0			*		7	*			0
板	荒川区				7	*	54,605	0	276
藤	板 橋 区		*		7	*	-	0	3,944
足 立 区 591,066 (※7) 583,679 0 0 972 0 6,415 賃 節 区 299,911 64,272 115,494 119,262 690 193 0 市 部 計 3,661,678 1,340,811 223,826 0 0 0 0 市 部 計 417,190 331,378 7,402 24,749 265 52,954 0 4 武蔵野市 417,190 331,378 7,402 24,749 265 52,954 0 4 武蔵野市 540,295 287,672 207,404 18,806 3,739 2,832 0 19,8 青 権 市 24,399 14,583 4,087 973 132 0 0 4,5 府 中 市 171,247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 昭 島 市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 副 市 17,247 26,93 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3 5 4 655 0 1		741,114	633,104	(※6) 106,473	0	1,537	0	0	0
江戸川区	足 立 区	591,066	(※7) 583,679	0	0	972	0	6,415	0
市部計 3,651,678 2,533,860 558,610 286,983 13,041 117,216 24,659 117,3		299,911	64,272	115,494	119,262	690	193	0	0
八王子市		1,364,637	1,340,811	23,826		0	0	0	0
立川市 417,190 331,378 7,402 24,749 265 52,954 0 4 武蔵野市 540,295 287,672 207,404 18,806 3,739 2,832 0 19,8 吉梅市 243,09 14,583 4,087 973 132 0 0 (※9) 12,800 3,9 府中市市 171,247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 昭島市市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td>117,310</td></th<>						-			117,310
武蔵野市 540,295 287,672 207,404 18,806 3,739 2,832 0 19.8 三 鷹市市 213,462 122,923 482 (※8)73,270 0 0 0 (※9)12,800 3,9 青 梅 市 24,309 14,583 4,087 973 132 0 0 0 4.5 万庁中市 171,1247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 昭 島 市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 調 布 市 241,192 (※10) 24,0192 0 0 0 0 0 1,000 町田 市 44,769 11,239 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3 小 全井市 214,486 158,636 16,420 29,241 0 6,680 0 3,5 小 平 市 280,493 267,541 4,843 7,425 332 81 271 里 野 市 17,743 6,974 4,487 5,299 5 231 0 7 東 村山 市 160,911 155,180 1,753 3,195 0 783 0 国 分 寺 市 344,076 324,586 6,342 5,430 0 7,548 0 1 国 立 市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 7,548 0 1 東 大和市 23,071 20,919 1,062 889 201 0 0 0 0			*		7				12,984
三 鷹 市 213,462 122,923 482 (※8) 73,270 0 0 (※9) 12,800 3,9 青 梅 市 24,309 14,583 4,087 973 132 0 0 0 4,5 府 中 市 171,247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 昭 島 市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 調 布 市 241,192 (※10) 24,0192 0 0 0 0 0 0 1,000 町 田 市 44,769 11,239 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3 小 全 井 市 214,486 158,636 16,420 29,241 0 6,680 0 3,5 小 平 市 280,493 267,541 4,843 7,425 332 81 271 日 野 市 17,743 6,974 4,487 5,299 5 231 0 7 東 対 市 160,911 155,180 1,753 3,195 0 783 0 国 立 市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 0 7,548 0 1 国 立 市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 0 0 0 福 生 市 28,178 15,066 9,398 3,675 2 37 0 0 積 正 市 23,071 20,919 1,062 889 201 0 0 0 0 東 大和 市 29,552 12,816 892 15,642 202 0 0 0 東 久留米市 101,413 70,212 6,071 6,812 0 11,826 0 6,4 武蔵村山市 1,249 1,070 0 0 0 179 0 0 0 東 大田 市 18,399 (※12) 18,399 0 0 0 0 0 0 0 0 京 京 市 13,694 13,384 70 0 240 0 0 0 瑞 穂 町 13,031 13,000 31 0 0 52 0 0 0 瑞 穂 町 13,031 13,000 31 0 0 52 0 0 北 穂 町 13,031 13,000 31 0 0 52 0 0 東 多摩町 28 28 0 0 0 0 0 0 0 0			*		7				442
府 中 市 171,247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 日 日 日 市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 1 1,000 町 田 市 241,192 (※10) 24,0192 0 0 0 0 0 0 1,000 町 田 市 44,769 11,239 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3					·			_	19,842
府 中 市 171,247 72,903 71,465 19,288 4,392 248 0 2,9 日 日 日 市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 1 1,000 町 田 市 241,192 (※10) 24,0192 0 0 0 0 0 0 1,000 町 田 市 44,769 11,239 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3	二鷹市		*						3,988
田島市 156,413 144,011 7,090 4,583 54 655 0 0 0 0 0 0 0 0 0	百 世 市								4,534
調 布 市 241,192 (※10) 24,0192 0 0 0 0 0 0 1,000 1,000 町町田市 44,769 11,239 8,891 11,491 1,139 1,077 10,588 3 3 小金井市 214,486 158,636 16,420 29,241 0 6,680 0 3,5			*		7			_	2,931
町 田 市			· ·	·					0
小金井市 214,486 158,636 16,420 29,241 0 6,680 0 3,5 小平市 280,493 267,541 4,843 7,425 332 81 271 日野市 17,743 6,974 4,487 5,299 5 231 0 7 東村山市 160,911 155,180 1,753 3,195 0 783 0 7 国分寺市 344,076 324,586 6,342 5,430 0 7,548 0 1 国立市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 0 0 0 福生市 28,178 15,066 9,398 3,675 2 37 0 福生市 22,178 15,066 9,398 3,675 2 37 0 東大和市 23,071 20,919 1,062 889 201 0 0 東久留米市 101,413 70,212 6,071 6,812 0 11,826 0 6,4 武蔵村市 12,49 1,070 0 0 179									344
小 平 市									3,509
日野市 17,743 6,974 4,487 5,299 5 231 0 77 東村山市 160,911 155,180 1,753 3,195 0 783 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1			267,541			332		271	0
東村山市 160,911 155,180 1,753 3,195 0 783 0 1 日分寺市 344,076 324,586 6,342 5,430 0 7,548 0 1 日立市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	日 野 市							0	747
国立市 170,958 139,766 (※11) 30,486 706 0 0 0 福生市 28,178 15,066 9,398 3,675 2 37 0 狛江市 21,195 1,651 3,325 5,076 0 11,002 0 1 東大和市 23,071 20,919 1,062 889 201 0 0 0 清瀬市 29,552 12,816 892 15,642 202 0 0 0 東久留米市 101,413 70,212 6,071 6,812 0 11,826 0 6,4 武蔵村山市 1,249 1,070 0 0 179 0 0 多摩市 82,726 37,672 13,400 10,679 592 19,519 0 8 稲城市 2,102 0 415 1,048 619 0 0 0 羽村市 18,399 (※12) 18,399 0 0 240 0 0 西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 市 0 0 <td>東村山市</td> <td>160,911</td> <td>155,180</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>783</td> <td>0</td> <td>0</td>	東村山市	160,911	155,180			0	783	0	0
福生市 28,178 15,066 9,398 3,675 2 37 0 1,002 0 1						0	7,548	0	170
## 注									0
東大和市 23,071 20,919 1,062 889 201 0 0 0 1				· ·					0
清瀬市 29,552 12,816 892 15,642 202 0 0 0 1 東久留米市 101,413 70,212 6,071 6,812 0 11,826 0 6,4 武蔵村山市 1,249 1,070 0 0 0 179 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					7				141
東久留米市 101,413 70,212 6,071 6,812 0 11,826 0 6,4 武蔵村山市 1,249 1,070 0 0 0 179 0 0 0 多 摩 市 82,726 37,672 13,400 10,679 592 19,519 0 8 稲 城 市 2,102 0 415 1,048 619 0 0 0 羽 村 市 18,399 (※12)18,399 0 0 0 0 0 0 0 0 あきる野市 13,694 13,384 70 0 240 0 0 0 西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 0 電 取 京 市 13,031 13,000 31 0 0 0 0 0 0 日 の出 町 2,927 2,875 0 0 0 52 0 0 0 奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0 0 0									0
武蔵村山市 1,249 1,070 0 0 179 0 0 0 0 179 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					7				6 400
多摩市 82,726 37,672 13,400 10,679 592 19,519 0 8 稲城市 2,102 0 415 1,048 619 0 0 0 羽村市 18,399 (※12) 18,399 0 0 0 0 0 0 恵きる野市 13,694 13,384 70 0 240 0 0 西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 瑞穂町 13,031 13,000 31 0 0 0 0 日の出町 2,927 2,875 0 0 52 0 0 檀原村 0 0 0 0 0 0 奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0			-						6,492
稲 城 市 2,102 0 415 1,048 619 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									864
羽村市 18,399 (※12) 18,399 0 0 0 0 0 0 あきる野市 13,694 13,384 70 0 240 0 0 西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 瑞穂町 13,031 13,000 31 0 0 0 0 日の出町 2,927 2,875 0 0 52 0 0 中原村 0 0 0 0 0 0 奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0					7				20
あきる野市 13,694 13,384 70 0 240 0 0 西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 瑞穂町 13,031 13,000 31 0 0 0 0 0 日の出町 2,927 2,875 0 0 52 0 0 檜原村 0 0 0 0 0 0 奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0									0
西東京市 195,246 5,682 100,628 27,187 948 539 0 60,2 町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 瑞穂町 13,031 13,000 31 0 0 0 0 0 日の出町 2,927 2,875 0 0 52 0 0 檜原村 0 0 0 0 0 0 0 0 奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0 0									0
町村部計 15,986 15,903 31 0 52 0 0 0 1 13,031 13,000 31 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				100,628	27,187		539	0	60,262
瑞穂町 13,031 13,000 31 0 0 0 0 0 0 日の出町 2,927 2,875 0 0 52 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	町村部計		15,903	31	0	52	0	0	0
檜原村 0	瑞穂町	13,031	13,000	31	0		0	0	0
奥多摩町 28 28 0 0 0 0 0 0								0	0
									0
(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整							_	_	() (DØ (, mb/rm)

イ 平成25年度決算

イ 平成2	25年度決算		LELVE LLVET TO		(単位:千円)
			投資的経費		
区市町村	計	①公営の自転車 等駐車場(②の 保管所を除く。) の建設、増・改築 に要する経費	②撤去した放置 自転車等の公営 保管所の建設、 増・改築に要する 経費	③民間の自転車 等駐車場の①に 準じる経費に対 する補助金	④その他
総計	2,960,407	2,615,887	252,587	58,293	33,641
区部計	2,041,860	1,762,323	209,007	37,112	33,418
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	14,778	14,778	0	0	0
港区	56,504	56,504	0	0	0
新宿区	209,721	11,157	194,810	3,754	0
文 京 区	0	0	0	0	0
文 京 区 台 東 区	7,770	7,770	0	0	0
墨田区	1,114	0	300	0	814
江 東 区	0	0	0	0	0
品川区	185,621	185,621	0	0	0
目 黒 区	3,992	2,487	1,505	0	0
大 田 区	67,200	62,037	3,888	1,275	0
世田谷区	10,369	8,369	0	2,000	0
渋 谷 区	1,458	0	1,458	0	0
中野区	0	0	0	0	0
杉並区	38,836	0	7,046	8,878	22,912
豊島区	432,159	432,159	0	0	0
北 区	66,255	66,255	0	0	0
荒川区	17,272	17,272	0	0	0
板橋区	104,581	94,889	0	0	9,692
練馬区	729,586	729,586	0	0	0
足 立 区 葛 飾 区	58,058	50,158	0	7,900	0
	16,688	3,383	0 0	13,305 0	0
市部計	19,898 918,547	19,898 853,564	43,580	21,181	223
八王子市	1,759	1,596	163	0	0
立川市	153,923	153,923	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0
三鷹市	85,147	47,137	38,011	0	0
青梅市府中市	130,000	130,000	0	0	0
	0	0	0	0	0
昭島市	204,376	204,376	0	0	0
調布市	21,403	21,180	0	0	223
町田市	16,000	0	0	16,000	0
小金井市	219,027	219,027	0	0	0
小平市日野市	12,006 0	6,825 0	0 0	5,181 0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	60,177	60,177	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛 江 市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	14,729	9,323	5,406	0	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市 西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0
	五入しているため、	合計値と内訳があ	わないことがありまっ	+	

[・]千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

							(単位:	1 1 1)
				消費的経				
区市町村	計	①公営の自転車 等駐車場(③の 保管所を除く。) の維持管理経費	②放置自転車 等の撤去、移送 及び所有者へ の連絡に要する 経費	③放置自転車等 の保管所の維持 管理経費	④放置自転車 等の処分・リサ イクルに要する 経費	⑤放置防止の ための広報・啓 発に要する経 費	⑥民間の自転車駐車場等の ①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	12,613,419	8,317,519	2,036,227	1,354,270	38,229	675,776	16,323	175,077
区部計	9,090,547	5,889,146	1,504,070	1,072,439	28,205	535,553	7,079	54,055
千代田区	49,735	15,950	14,815	6,486	1,300	493	0	10,691
中 央 区	125,546	71,434	5,073	46,819	2,220	0	0	0
港区	343,689	98,809	237,135	7,105	151	120	0	369
新 宿 区	381,290	123,839	35,564	63,041	301	158,545	0	0
文 京 区 台 東 区	68,464	44,943	18,136	2,740	274	0	0	2,371
台東区	311,111	187,355	81,709	36,621	877	4,539	0	10
墨田区	250,949	155,981	68,154	17,881	854	2,437	0	5,642
江 東 区	161,835	40,141	55,085	50,290	548	8,199	0	7,572
品川区	324,238	242,782	(※1) 378	74,194	73	6,811	0	0
目 黒 区 大 田 区	101,912 955,425	25,924 540,031	34,550 145,695	24,220 126,558	2,510	14,864 134,573	0	2,354 6,058
世田谷区	955,425 306,015	540,031 84,664	145,695	70,768	2,510 1,417	134,573 36,100	0	6,058
渋 谷 区	64,343	84,664	(**2) 63,315	(※ 3) 765	263	30,100	0	0
中野区	386,012	254,246	75,749	49,888	1,036	961	0	4,132
杉並区	806,539	629,750	16,071	136,411	94	11,960	1,143	11,110
豊島区	604,461	392,648	117,460	84,721	9,550	82	0	0
北区	197,731	(**4) 11,733	(※5) 49,420	135,432	1,146	0	0	0
荒 川 区	116,067	29,498	11,413	22,089	1,759	50,783	525	0
板 橋 区	809,126	540,390	94,190	64,650	1,187	104,963	0	3,746
練馬区	672,550	565,211	(※6) 105,806	0	1,533	0	0	0
足 立 区	559,016	(※7) 553,066	0	0	539	0	5,411	0
葛 飾 区	247,684	59,699	135,529	51,760	573	123	0	0
江戸川区	1,246,809	1,221,052	25,757	0	0	0	0	0
市部計	3,507,155	2,412,713	532,137	281,831	9,987	140,223	9,244	121,022
八王子市 立 川 市	139,497	61,078	51,838	13,708	0 257	1,206	0	11,667 471
立川市武蔵野市	400,128 516,614	298,500 278,535	4,656 201,316	24,226 19,122	2,881	72,018 2,509	0	12,251
三鷹市	183,238	104,723	201,310	(※8) 70,910	2,001	2,509	(※ 9) 732	6,696
青梅市	22,905	13,957	3,589	953	27	0	0	4,379
府中市	163,453	70,077	66,318	20,100	4,195	99	0	2,664
昭島市	147,993	136,159	6,788	4,481	16	529	0	20
調布市	222,728	(※10) 222,728	0	0	0	0	0	0
町 田 市	39,424	11,371	8,660	10,964	677	833	6,575	344
小金井市	253,009	191,883	17,519	29,102	0	9,754	0	4,751
小 平 市	269,966	257,110	3,637	7,182	100	0	1,937	0
日野市	17,487	7,842	4,356	4,321	2	224	0	742
東村山市	163,562	158,369	1,664	3,049	0	480	0	0
国分寺市	333,670	318,150	5,193	4,190	0	6,099	0	38
国 立 市 福 生 市	145,515 27,065	115,201 14,579	(※ 11) 29,721	593 4,137	0	0	0	0
祖 王 市	25,227	14,579	8,348 3,207	4,137	0	15,180	0	246
東大和市	33,220	21,728	632	4,993 851	139	0	0	9,870
清瀬市	31,786	15,289	805	15,613	79	0	0	0
東久留米市	93,657	64,522	5,938	6,278	0	11,411	0	5,508
武蔵村山市	1,144	996	0	0	148	0	0	0
多摩市	51,169	12,449	8,530	9,866	330	19,156	0	838
稲 城 市	1,921	0	326	1,013	343	198	0	41
羽村市	18,628	(※12) 18,321	0	0	40	0	0	267
あきる野市	13,073	12,812	58	0	203	0	0	0
西東京市	191,076	4,735	98,859	26,177	549	527	0	60,229
町村部計	15,717	15,660	20	0	37	0	0	0
瑞穂町	13,020	13,000	20	0	0	0	0	0
日の出町 檜原 村	2,667	2,630	0	0	37	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町 (※1)撤去移送経費	30 動け③に分類	30 (※9)③(米熱水費		 。(※3)光熱水費の			(5)自転車整理	★ 紀(敗 L

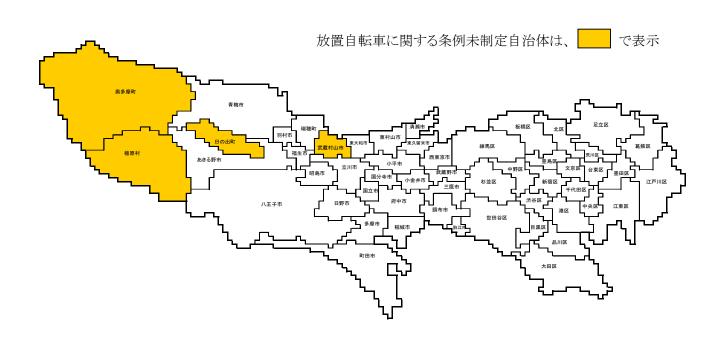
(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③を含む。(※7)②③を含む。(※8)放置自転車等の撤去・保管・返還業務委託料の内数。(※9)民間等駐輪場育成補助金の内数。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区	部	市	部	町村部
昭和56年			国立市		
57年	葛飾区		武蔵野市		
58年	北区	板橋区	府中市	町田市	
	足立区		小金井市	小平市	
59年	台東区	墨田区	立川市		瑞穂町
	世田谷区	杉並区	多摩市		
60年	江東区	荒川区	国分寺市	稲城市	
	練馬区				
61年	中野区				
62年	豊島区	江戸川区	三鷹市		
63年	中央区	大田区	東久留米市		
平成元年	目黒区				
2年	渋谷区		東村山市	清瀬市	
3年			八王子市	昭島市	
			羽村市		
4年			青梅市	日野市	
6年			福生市		
7年	新宿区	文京区	東大和市		
9年			調布市	狛江市	
			あきる野市		
11年	千代田区	港区		,	
13年	品川区		西東京市		
計	- C - Z	23		25	1

[※] 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、 日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。



(2) 条例の主な制定内容

平成26年6月末現在

					最	最	交	象車	.両	放置			平成26年6月	
	名	称	公布日	施行日	新改正公布日	新改正施行日	自転車	原付	自二	放禁区 の 名 和	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成
田	東京ない。東京は一大学の東京は一大学の東京は一大学の東京は一大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	車等の 止及び 駐車場	H 111 · 3 · 26	H 111 • 4 • 1	H 25 • 10 • 18	H 25 • 10 • 18	0	0	l l	放置止域	1	■登録料(有料) 自転車 原付 区 民 年間 3,000円 3,500円 その他 年間 6,000円 7,000円 ※ 区外・自転車は学割あり 機械式駐車場使用料等自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算	■手続 警告→撤去→告示→ 保管→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円	
中央区	東京都 自転車に 防止に 条例	の放置	S 63 • 12 •	H 1 • 4 •	H 22 • 12	H 23 • 3	0		ı	放置 禁止 区域	努力義務	■登録制(無料) 駅からの直線距離が300m以上の者	 ■手続 撤去→保管(30日間) →告示→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 	
港区	東京都 転車等 防車等 車 等 に 事 業 係	の放置 び自転 車場の	H 11 • 9 • 27	H 12 • 4 • 1	H 25 • 3 • 22	H 25 • 4 •	0	0	1	放置 禁止 区域	義 務 付立入検査 措置命令	■承認制(有料) 定期利用使用料 自転車 原付	■手続 警告→撤去→告示→ 保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
新宿区	新等の転車整備の条例	E利用 及び自 駐輪場	H 7 . 6 . 19	7 • 12 •	H 25 · 6 · 19	25 • 11	0	0	0	放禁止域	義 務 付查令 措置命令	■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用 自転車 原付	■手続 警告→撤去→保管 (45日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪車 8,000円	
文京区	文京区等の放信に関する	置防止	H 7 . 3 . 22	H 7 . 7 . 1	H 25 · 9 · 27		0	0	ı	放置禁止区域	努力義務	2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円 ■定期利用制	 ■手続 撤去→公示→保管 (40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円 	
	文京区駐車場		7 • 7 • 11	7 • 10 •	25 • 9 • 27	26 • 4 • 1	0	0	l	_	-	年額24,000円(自転車)※経過措置有 ※文京シビックセンター幼児2人同乗用自転 車駐車場(新設)は経過措置対象外	-	

	名	称	公布日	施行目	最新改正公布日	最新改正施行日	文 自転車	象車原付	自二	放禁区の称名	附置 義務	駐車場の利用料金 撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成
台東区	東京都車 自置防車 転車整例 る条例	等の放 及び自 駐車場	S 59 • 12 • 15	S 60 · 2 · 1	H 25 · 6 · 26	H 26 · 3 · 25	0		-	指導理区域	努力義務	■有料制	
墨田区	墨田区の利用まび自転に場の整付する条件	秩序及 車駐車 備に関	S 59 · 11 · 30	S 60 · 4 · 1	H 26 · 6 · 30	H 26 · 10 · 1	0		_	放置禁止区域	義務付查令表立人檢查表金 門(10万円)	 ■登録制(自転車のみ) ・身体障害者手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者 ・住居又は勤務先等が駅からおおむね700メートルを超える距離にある者 車間 2,000円 ●使用料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない 種別 使用料 定期利用 1台につき月額3,000円 当日利用 1台につき1日150円 	
江東区	江東区の放置のび自転り場の整体である条件	防止及 車駐車 備に関	S 60 • 10 •	S 60 • 11 •			0	0	-	放置禁止区域	義務付查 並入置命令 罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■ 有料制 (条例上の上限) 自転車 原付	
品川区	品川区等のがおいまでは、毎年のは、毎年のは、毎年のは、毎年のは、毎年のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	置防止 自転車 場の整	H 13 • 4 •	H 13 • 10 •	25	H 26 • 2 • 1	0	0	0	放置禁止区域	義 務 付 立入検査 措置命令	■ 有料制(条例上の上限) 自転車 原付	
	目黒区 等放置 例		H 1 • 12 •	H 2 . 4 . 1			0	0	ı	放置禁止区域	義務付立入検査 措置命令 公表	■登録制(減免措置あり) 自転車 原付 振去→通知又は告示 →相当期間経過後処分 撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円	
目黒区	目黒区: 車等駐: 例		H 10 • 3 • 31	H 10 • 4 •			0	0	0			■有料制	0
田	大田区等の放け及び自1 駐車場関するが	置防止 転車等 整備に	S 63 • 3 • 18	S 63 • 10 •	H 25 • 3 • 15	*	0	0	0	放置禁止	義務付(新築分)立入検査令 本本書置命表 公表	■ 有料制	0

			1/-	最新改正	最新改	対	象車	両	放置			民営
	名 称	公布日	施行日	改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金 撤去・返還・処分の 手続、撤去料	駐車場 への 助成
世田	世田谷区自転車条例	S 59 • 3 •	S 59 • 4 •	H 25 • 6 •	H 25 • 10 •	0	0	_	放置禁止区域	義務付立入検査 措置命令 公表	■有料制	0
谷区	世田谷区立レ ンタルサイクル ポート条例	H 5 • 11 • 12	H 6 • 1 • 10	H 23 • 3 • 8	H 23 • 4 • 1	0	ı			_	自転車 一般 1か月 3,000円 学生 1か月 2,700円 1日利用 300円 ※ 1日利用は1回当たりの料金)
渋谷区	渋谷区自転車 等の放置防止 等に関する条 例	H 2 • 9 • 25	H 3 • 4 •	H 25 • 4 • 1	H 25 • 4 • 1	0	0	_	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管 (1ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
中野区	中野区自転車駐車場条例	S 61 • 3 • 31	S 61 • 4 •			0	0	_	放規区域	義立措公罰 務検命表金:	■有料制	0
	中野区自転車等放置防止条例	S 63 · 3 · 3	S 63 • 10 •							措置命令 公 表 3 表 10万円] (3万円)	■登録制	
杉	杉並区自転車 の放置助止及 び駐車場整備 に関する条例	S 59 • 9 • 29	S 60 • 4 •	H 26 • 3 • 18	H 27 • 1 •	0		_	放置禁止区域	義務付查 查入 者 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	■登録制(有料) 年間4,000円 ■有料制 自転車 原付 振去→保管(30日)→	
並区	杉並区自転車駐車場条例	H 5 • 9 • 30	H 6 • 4 •	H 26 • 6 • 13	H 26 • 9 •	0		_	_	_	1か月 700~ 2,100円 3,400円 学生 3か月 2,000~ 9,600円 6か月 3,100~ 15,800円 1日利用 100円 200円 1日利用 100円 200円 ※1回使用(機械ゲート、個別電磁ロック式ラック)は24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料	0
豊島区	東京都豊島区 自転車等の放 置防止に関する条例 東京都豊島区 立自転車場条例	S 62 10 14 S 62 10	S 63 · 4 · 1 S 63 · 4 · 1	H 19 3 19 H 24 12	H 26	. 0	0	_	放置禁止区域	義務付立入検査 措置命令 公表	■有料制 自転車 原付 100~ 150円 200円 1か月 650~ 1,200~ 3,000円 4,500円 ※自転車は、コイン式時間制で 6時間毎に100円 100円 100円	

					最新	最新	対	象車	.両	放置				民営
	名	称	公布日	施行日	新改正公布	新改正施行	自転車	原付	自二	禁止 区の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	駐車場への助成
北区	東京都北に例東京都は上例東京都は場所である。東京都はに関する。東京都は関する。東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は東京都は	世間防 →る条 上区自	S 58 • 12 • 12 S 61 •	S 59 · 4 · 1 S 61 · 3 · 12	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日	0		-	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 区 民 年間 4,000円 その他 年間 8,000円 「本の他 年間 4,000円 第,000円 「本の他 1,500円 2,300円 日利用 100円 150円	 ■手続 移送→通知又は告示 →1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 	0
	荒川区自 等の放電 及び自場の 駐車場の に関する	置防止 云車等 ご整備	S 60 • 12 • 10	S 61 • 4 •	H 25 3 21	H 25 4	0	0	1	放禁区域	義 務 付 立入検査 措置命令	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 区民 年間 3,300円 その他 6,600円 ■有料制 □ 日転車 □ 2,000円 □ 1,400円 □ 1,400円	 ■手続 撤去→告示→2ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原 付 7,500円 	0
荒川区	荒川区官 等駐車場		H 7 • 12 • 8	H 8 • 4 • 1	H 25 10	H 26 10					公表	その他 一般 1か月 4,000円 学生 1か月 2,800円 2時間以内 無料 10円 8時間以内 100円 8時間超 200円 区民 1か月 3,000円 その他 1か月 6,000円 1日利用 8時間以内 150円 8時間超 300円		
板橋区	自車がに関する	を備及)防止	S 58 • 12 • 1	S 59 • 4 • 1			0	0	0	放禁区	義立措公務検命表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 区 民 6か月 2,000円 12か月 4,000円 その他 12か月 5,300円 ■有料制 (当日利用) ■有料制 (当日利用) ■有料制 (当日利用) □ 10	■手続 移送→告示→1ヶ月→ 廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原動機付自転車または 排気量125cc以下の 自動二輪車 6,000円 ○排気量125ccを超える 自動二輪車 8,000円	0

				最新	最新	女	象車	.両	放置			民営
	名 称	公布日	施行日	改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金 撤去・返還・処分の 手続、撤去料	駐車場の助成
	練馬区自転車 の適正利用に 関する条例	S 60 • 12 • 12	S 61 7	H 18 • 4 • 1	H 18 • 4 •	0	0	l	放置 禁止 区域	義務付立入検査 措置命令 公表	■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原 付 7,000円	
	練馬区立ねり まタウンサイク ル条例	H 3 • 12 • 12	H 4 • 6	H 17 • 10 •	H 17 • 10 •	0	_	-	_	_	■ 有料制 学割あり 自転車 ・ 一般	
練馬区	練馬区立自転車駐車場条例	H 4 · · 3 3 · 19	H 4 · 7 · 16	H 26 • 4 • 1	H 26 · 4 · 1	0	0	-	_		※半日は4時間以内、1日は24時間以内 ■有料制 自転車 屋根件 屋根無 1か月 1,100~ 1,000~ 2,200円 1,700円 6か月 5,200~ 4,800円 6か月 5,200~ 4,800円 1か月 600~ 600~ 1か月 600~ 1,700円 1か月 1,700~ 1,700~ 4,800円 3,700円 6か月 2,800~ 2,800~ 6か月 2,800~ 2,800~ 6か月 2,800~ 2,800~ 10利用 自転車 100円 原付 50ccまで 1か月 3,000円 1か月 3,000円 1か月 3,000円	
足立区	足立区自転車 等の駐車秩序 及び自転車等 駐車場の整備 に関する条例	S 58 • 3 • 19	4	H 25 3 28	H 25 4	0	0	1	放置禁止域	義務付立入検査 措置命令 罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕		0
葛飾区	葛飾区自転車 駐車場及び 転車置場条例 葛飾区自転車	S 57 • 3 • 11	5 10	3		. 0	_	_	整理区域	義 務 検 命 金 門 公 大 大 大 大 大 の の の の の の の の の の の の の	マの他は耐咳無し 又、程度のよいものは再 利用 告示の日から規定で定め る保管期間を経過しても なお保管自転車を返還す	0
	る即区日転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例 江戸川区自転	7 7 7 8 62	7 • 30	H 25	H 26						1か月 900~ 3,000円 ることができない場合、当該保管自転車を売却することができる 撤去料 ○自転車 3,000円 ■ 有料制 ■ 手続	
江戸川区	車等の駐車秩序に関する条例	3 25	9 • 1 H	12 · 20 H 26	4 • 1 H	0	0	-	放置禁止	努力義務	自転車 原付 自動二輪	
	江戸川区自転 車駐車場条例	12 20	4 . 1	3 • 20	4 . 1	0	0	0				

					最新	最新	対	象車	両	放置				民営
	名	称	公布日	施行日	改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	駐車場の助成
八王子市	八王子 車等の 防止に 条例		H 3 • 4 •	H 3 • 10 •	_	_	0	0	-	自車放禁区転等置止域	義務付	-	■手続 通告又は警告→撤去→ 保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円	
立川		自転車防止条	S 59 • 3 • 31	S 59 • 11 • 10	H 26 • 3 • 25	H 24 • 4 • 1	0	0	0	放置禁止	義務付	■有料制	■手続 移送→保管→通知又は告示→ 2ヶ月→廃棄物処理法その他の 法律に基づく措置 ■撤去料	
市		自転車場条例	H 17 • 6 •	H 17 • 6 • 1	H 26 · 3 · 25	H 26 • 4 • 1				区域		2,000円 3,000円 1日利用 100円 200円 200円 3 100円 200円 3 100円 200円 3 100円 200円 200	○自転車 2,000円 ○原 付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円	
武蔵		市有料 駐車場	S 57 • 4 •	S 57 • 4 •			0	0	-	放置	義務付	■有料制	■手続 撤去→告示→30日→ 条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円	0
野市	車等の	市自転 適正利 放置防 する条	H 6 • 12 • 20	H 7 • 6 • 15			0	0	l	· 区域	**************************************	市民自転車 原付市民一般 6か月 3,000円 4,500円学生 6か月 2,000円 6,000円その 一般 6か月 4,000円 3,000円世学生 6か月 3,000円 4,500円)
	三鷹市 等の放 に関す		S 62 • 10 • 2	1	H 25 • 12 • 24		0	0	_	放置 禁止 区域	義務付	※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2ヶ月)→ 処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円	0
		自転車 置防止 る条例	H 4 • 3 • 31	H 4 • 10 •	H 24 • 6 • 28	H 25 • 4 •	0	0	-	自車放禁区転等置止域	努力義務	【定期利用】···1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円	■手続 移動→通知(告示)→ 60日→売却→ 廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円	
青梅市	青梅市転車等条例	有料自 駐車場	H 24 · 6 · 28	H 255 · 4 · 1	H 26 · 6 · 30	H 27 · 4 · 1	0	0	l	_	_	自転車2階:1,600円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 普通自動二輪(総排気量0.1250以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 普通自動二輪(総排気量0.1250以下) 2,700円 普通自動二輪(総排気量0.2500以下) 3,200円 普通自動二輪(総排気量0.2500以下) 3,200円 青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円 【一時利用】…1日単位 東青梅駅北口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円	_	

			.,	最新	最新改	対	象車	.両	放置				民営
	名 称	公布日	施行日	改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金 塩素・返還・ 手続、撤去・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		駐車場への助成
府·	府中市自転車 の放置防止に 関する条例	S 58 6 ·	S 58 • 10 •			0	_	_	放置禁止区域	義務付	■有料制 割引制度あり 自転車 原付 自動二輪 撤去→告示ー	→60日→処分	
中市	府中市立自転 車駐車場条例	H 3 • 3 • 22	H 3 • 3 • 22			0	0	0	-	_	(定期) 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日 限度1,000円		
昭島市	昭島市自転車 等の放置防止 等に関する条 例	H 3 • 9 • 24 H 10	H 4 • 1 H 11	H 19 • 12 • 21 H 26	H 20 • 1 • 1 H 26	0	0	-	自車放禁区転等置止域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり 自転車 原付		
	昭島市自転車 等駐車場条例	10 10 •	7 • 1	6 ·	10 •	0	0	-			3か月 1,600~ 5,000円 3,500~ 6,500円 6か月 3,200~ 10,000円 7,000~ 13,000円		
調布	調布市自転車 等の駐車対策 の総合的推進 に関する条例	H 9 • 12 • 18	H 10 • 4 •			0	0	_	放置 禁止 区域	義務付	■ 有料制 学生等割引制度あり 自転車 原付 自動二輪 1か月 700~ 2,500~ 4,000~ 2,200円 3,200円 4,200円 0,777		0
市	調布市立自転 車等駐車場の 設置及び管理 に関する条例	H 11 • 12 • 22	H 12 • 4 • 1								3か月 1,900~ 7,000~ 11,300~ 6,300円 9,100円 11,900円 6か月 3,400~ 13,200~ 21,300~ 12,000円 17,400円 22,500円		
町田	町田市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 58 • 4 •	S 58 • 4 •	H 16 • 3 • 31	H 16 • 7 • 1	0	0		放置、禁止	義 務 付立入検査	■有料制、許可制 ■手続 移送→表示- 告示→自転車 処分		0
市	町田市自転車 等駐車場条例	S 58 • 9	S 58 • 9 • 30	H 22 • 10 • 8	H 23 • 1 • 5				区域	努力義務	1か月 1,200円~ 2,500円~ 1,800円 3,000円 ■撤去料 ○自転車 ○原付車	2,000円 4,000円	0
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S 58 • 10 • 8	S 58 • 12 • 15	H 10 • 3 • 30 H 24	H 10 • 3 • 30 H 24	0	0	_	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり 自転車 原付 加力	1,500円	0
	小金井市有料 自転車駐車場 条例	10 • 8	12 •	3 • 24	4 •						○原付車	3,000円	
小平市	小平市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 58 • 10 • 8	S 58 • 12 • 15	H 25 • 9 • 4	H 25 • 10 • 1	0	0	ı	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 自転車 原付 (2ヶ月)→処 1か月 500 2,000~ (2ヶ月)→処 1か月 ~2,500円 2,700円 一時利用 100円 150円 ※ 自転車: (1か月) は学割あり、(一時利用) は小平駅南口のみ150円		0

			公	施	最新改	最新改	交	象車	両	放置禁止	74 FB			民営
	名	称	公布日	施行日	改正公布日	正施行日	自転車	原付	自二	区域 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去·返還·処分の 手続、撤去料	駐車場への助成
日野市	日野市 等の駐 の確保! る条例	車秩序	H 4 • 6 • 30	H 4 • 9 •	H 22 • 9 • 30	H 22 • 10 •	0	0	l	放置 禁止 区域	義 務 付 立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料 自転車 原付	■手続 撤去→公示→保管 (2ヶ月)→条例により 処理 ■撤去手数料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
東村山市	東村山自転車場条例		H 20 • 12 • 26	H 21 • 6 •	H 26 · 3 · 31	H 26 • 10 •	0	0	_	放禁区域	努力義務	■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1 か所を含め、全19か所) <u>自転車 原付</u> 一般 1か月 1.600~ 2.000円 学生 1か月 1.200~ 1.500円 1日利用 100円 150円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付車 2,200円	
	東村山 車等の 止に関 例	放置防	H 2 • 12 • 13	H 2 • 12 • 13	H 25 • 12 • 27	H 26 • 7 • 1						■年間登録制駐輪場		
国分寺	国分寺 車等の 止に関 例	放置防	S 60 • 3 •	S 61 7			0	0		放置規制	努力義務	■承認制(有料)	■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円	0
市	国分寺 自転車 場条例		H 17 • 3 • 30	H 17 • 4 • 15						区域		1 日 100円 120~ 150円 ※自転車の1か月は学割あり	○原付車 3,000円	
国立市	国立市 安全利,条例		S 56 · 3 · 25	S 56 · 5 · 20	H 25 • 10 • 7	H 25 • 11 • 1	0	_	_	整理区域	義務付	■承認制	■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円	
福生市	福生市 等に関 等に関 を 相生市 事 に 関 る に 関 る に 関 る の に の に の の の の の の の の の の の の の の の	置防止する条 転車	H 6 9 30 H 9 •	H 7 . 4 . 1 . 1 . H 9 12 24			. 0	0	_	放置止域	努力義務	■承認制(有料)	■手続 警告→撤去→告示→ 保管(3ヶ月)→所有権 取得→処分 ■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原 付 2,000円	
狛江市	狛江市 等の放 等に関 [・] 例	置防止	H 9 • 10 •	H 9 • 10 •			0	0	_	放置禁止区域	努力義務	_	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原 付 5,000円	

					最新	最新	対	象車	両	放置		民営
	名	称	公布日	施行日	改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金 撤去・返還・処分の 駐車場 手続、撤去料 への 助成
東大和市	車等が	1市自転 2置防止 1する条	H 7 • 3 • 28	H 7 • 10 •			0	0	_	放置 禁止 区域	努力義務	■無料 800m(自粛範囲) ■手続 撤去→公示→返還→ 保管(6ヶ月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原 付 2,000円
	等の放	「自転車 に置防止 る条例	H 2 • 10 • 1	H 3 • 1 •						放置 禁止 区域	努力義務	 ■無料 800m(自粛範囲) ■ 有料制
清瀬市		i有料自 駐車場	H 7 . 7 . 1	H 7 . 9 . 22			0	0	1			1か月
東久留米市	転車等	7米市自 の放置 関する	S 63 · 3 · 31	S 63 · 4 · 1	H 16 • 12 • 27	H 16 · 12 · 27	0	0	_	放置止域	義務付	■登録制(年間)
多摩市	等の放	百転車 電防止 る条例	S 59 • 12 • 27	S 60 • 4 •	H 17 • 6 • 27	H 17 • 6 • 27	0	0		放置 禁止 区域	義務付	■ 有料制
市	多摩市場条例	ī営駐輪]	H 8 • 10 • 14	H 9 • 4 •	H 25 • 6 • 21	H 25 • 7 • 27	0	0	0	ı	-	2,000円
城	等の放	i自転車 置防止 る条例	S 60 • 4 •	S 60 • 4 •	H 24 • 3 • 29	H 24 • 6 •	0	0	_	放置 禁止 区域	義務付	■手続 警告→撤去→保管→ 告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円

				最新	最新	対	象車	両	放置				民営
	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	改正施行日	自転車	原付	自二	禁止 区 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	駐車場への助成
羽村市	羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H 3 • 3 • 26	H 3 • 10 •	H 22 • 9 • 15	H 22 • 10 • 1	0	0	_	放置 禁止 区域	義務付	_	■手続 撤去→保管→告示 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	0
あきる野市	あきる野市自 転車等駐車場 の設置及び管 理に関する条 例	H 9 • 12 • 24	H 9 • 12 • 24	H 22 • 6 • 21	H 22 • 8 •	0	0	_	_	-	_	■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分	
西東京市	西東京市自転 車等の放置防 止に関する条 例	H 13 • 1 • 21	H 13 • 1 • 21			0	0	_	放置 禁止 区域	義務付	_	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	
瑞穂町	瑞穂町自転車 等の安全利用 に関する条例	S 59 • 12 • 14	S 60 • 4 •			0	0	_	_	義務付	■ 有料制、許可制 それぞれ学割あり	■手続 撤去→告示(14日)→保管 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円	

- "	指定区域	箇所	平成26年6月末現在						
区 分	の名称	(駅)数	指 定 区 域 (駅 名)						
総数		527							
区部		403							
千代田区	放置禁止	9	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町						
中 央 区	放置禁止	8	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町						
港区	放置禁止	11	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目 1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布 十番、赤坂見附、新橋						
新 宿 区	放置禁止	30	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿						
文 京 区	放置禁止	15	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚						
台 東 区	放置禁止	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、 浅草(つくばエクスプレス))、稲荷町						
墨田区	放置禁止	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国						
江 東 区	放置禁止	19	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、 東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神						
品川区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド						
目 黒 区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒						
大 田 区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鵜の木、大森海岸						
世田谷区	放置禁止	34	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田						
渋 谷 区	放置禁止	15	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、 代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目						
中 野 区	放置規制	14	中野、鷺/宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、東中野、中野坂上、落合、中野新橋、 中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野						
杉 並 区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、 新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、 下高井戸、中野富士見町						
豊島区	放置禁止	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、 高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚						
北区	整理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、 王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原						
荒川区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前						
板橋区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、 浮間舟渡、下赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、 西高島平、新高島平、新板橋						

区分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指定区域(駅名)						
練馬区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、 氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、 練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園						
足 立 区	放置禁止	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、 北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人 見沼代親水公園						
葛 飾 区	整理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又						
江戸川区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園						
市部		124							
八王子市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、 八王子みなみ野						
立 川 市	放置禁止	8	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館						
武蔵野市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹						
三鷹市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台						
青 梅 市	放置禁止	3	青梅、河辺、東青梅						
府 中 市	放置禁止	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台						
昭 島 市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川						
調布市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領						
町田市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川						
小金井市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井						
小 平 市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市						
日 野 市	放置禁止	6	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園						
東村山市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口						
国分寺市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立						
国 立 市	整理	3	国立、谷保、矢川						
福 生 市	放置禁止	4	福生、牛浜、熊川、拝島						
狛 江 市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見						
東大和市	放置禁止	5	東大和、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道						
清瀬市	放置禁止	2	秋津、清瀬						
東久留米市	放置禁止	1	東久留米						
多摩市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田						
稲城市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台						
羽村市	放置禁止	2	羽村、小作						
西東京市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢						

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

平成26年6月末現在

	ž	佐技場等	百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗					
	規制対象面積	店舗面積に対する	規制対象面積	店舗面積に対する				
	店舗面積	自転車駐車場の割合	店舗面積	自転車駐車場の割合				
港区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台				
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台				
墨田区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
品川区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台				
世田谷区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
渋 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分 は40㎡毎に1台				
中野区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台				
豊島区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡を超えるもの 上記以外 400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 40㎡毎に1台				
北区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台				
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台				
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
足立区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台				
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台				

	銀行等	金融機関			
	規制対象面積	店舗面積に対する	スポーツ、体育、 健康増進施設	学習、教養、 趣味等の施設	備考
	店舗面積	自転車駐車場の割合			
港区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨田区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分 は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超 えるもの15㎡毎に1台、5,000㎡を超 える部分は30㎡毎に1台
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
品川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは 20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
世田谷区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
渋 谷 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡ を超える部分は 30㎡毎に1台	※平成26年4月2日公布、 平成26年10月1日施行
中野区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 算定した自転車駐車場の規模の 1/2
豊島区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	400㎡を超えるもの 40㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
北区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
足立区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業 地域

【市 部】

Tu by		遊技場等		、スーパーマーケット、 也の大規模小売店舗
	規制対象面積	r+ 64 141 11 1	規制対象面積	
	店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	/山 冊 四 / 東		/口丽面很	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立 川 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青 梅 市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小 平 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国 立 市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場:延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福 生 市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清 瀬 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲 城 市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの		500㎡を超えるもの	

	銀行等	金融機関	77.18 No 44 -75	77.70 W. *	
	規制対象面積	店舗面積に対する	スポーツ、体育、 健康増進施設	学習、教養、 趣味等の施設	備考
八王子市	店舗面積 300㎡を超えるもの	自転車駐車場の割合 35㎡毎に1台	300㎡を超えるも の、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積 10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立 川 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分 類されないものは、延面積が 900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青 梅 市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
昭 島 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施 設は店舗面積500㎡を超える もの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
小 平 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施 設は店舗面積200㎡を超える もの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国 立 市	建築延面積が 500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は 延床面積20㎡毎に1台
福 生 市	建築延床面積が 500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清 瀬 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上 の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
稲 城 市	建築面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は 店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。 店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は 基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの		- 0E		

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

								績
					翠※	 足からの累計		25年度
	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
目黒区	民営自転車等駐車 場に対する助成	平 成 2年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けで設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A				
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭 和 63年度 平 成 25年3月 に改正	補助対象】 対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね300m以内 ②収容能力が概ね300向以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) 補助条件】 建設費補助金 次のうち低い方の額 建設費費の1/2の額		11	2, 969 (台) 88, 033 (千円)	1	51 (台) 1,275 (千円)
			②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付 敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物 の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】			(111)		(111)
世田	世田谷区民営自転	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置式3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。		A	20	1,644 (台)	1	188 (台)
谷区	車等駐車場育成事業 59年	59年度	【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置式500万円、立体自 走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止にな っているものを除く10箇所の収容可能台数。		1	40, 865 (千円)	•	2,000 (千円) (対象経費は 6,293だった が予算上限の ため)
中野	中野区民営自転車	平成	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台 以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの	A		232 (台)	0	0
区	駐車場設置補助					8,300 (千円)		0

杉 並 区	杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭 和度	(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること (4) 主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務) 【建設費補助金】補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 建設費標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2) 管理費自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。	A	5	1, 102 (台) 28,721 (千円)		355 (台) 8,877 (千円)
北区	北区民営自転車駐車場助成	昭 和 61年度	【対象・条件】 ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。	A				
荒川区	民営自転車駐車場育成補助	昭 和 61年度	【対象・条件】 ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 【補助額】 ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内。※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×21,000円。②立体式駐車場 収容台数×42,000円。②立体式駐車場 収容台数×42,000円。例標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置式駐車場 200万円。②立体式駐車場 400万円	A	12	1, 246 (台) 9, 382 (千円)	1	50 (台) 525 (千円)
板橋区	民営自転車駐車場助成	昭 和 60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A				

足立区	八 日	昭 和 58年度	【補助対象】 ・駐車場が不足している駅周辺に駐輪場の開設・拡張を 希望するもの 【補助条件】 「足立区民営自転車等駐車場補助金要綱」及び「足立 区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備 に関する条例施行規則第22条」 【補助対象】 ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保	A	95	20,503 (台) 292,772 (千円)	3	386 (台) 13,311 (千円)
喜 飾区	等駐車場整備補助	平 成 23年度	し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること 【補助条件】 ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること	A	12	(台) 40,725 (千円)	3	(台) 13,305 (千円)
武蔵野市	民営自転車等駐車 場設置費補助金	平 成22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 【その他】 ・市長が別に定める	A				
			【補助対象】 1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。 (1) 一般市民の利用に供されるものであること (2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること (3) 駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること (4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること (4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。 (1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの (2)条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの(3)本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの 【補助条件】			2,498 (台)		124 (台)
鷹	三鷹市民営等自転 車等駐車場育成補助 金	昭 和 63年度	(1) 駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。 (3) 駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。 ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 ※条例第4章 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・鉄道	A	5	20,296 (千円)	1	732 (千円)
			ニ鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・・鉄直 事業者は、鉄道利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に 努めなければならない。					

調布市	民営自転車駐車場設置費補助	昭 和 59年度	【補助対象】 ・平置式(簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付) ・立体式(ラック付) 【補助条件】 ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 【その他】 ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。	A		153 (台)		
町田市	民営自転車等駐車 場助成事業	平 成3年度	【補助対象】 ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 【補助条件】 ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 【その他】 ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。	A	11	1,814 (台) 104,670 (千円)	2	240 (台) 22,575 (千円)
小金井市	小金井市民営自転 車駐車場補助金交付 要綱	昭 和 63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	1	200 (台)		
小平市	小平市民営自転車 等駐車場補助	平 成20年度	【補助対象】 ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A . C	4	857 (台) 1,937 (千円)		
国分寺市	民営自転車等駐車 場の育成 (国分寺市自転車等 の放置防止に関する 条例)	昭 和 59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営 有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に 設置しようとする者に対し、必要に応じて、 一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自 転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した 年度から3箇年に限り行うことができる。	С				
稲城市	民間自転車等駐車 場の育成等	昭 和 59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	С				
羽村市	民営有料自転車駐 車場補助金	平 成 3年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効 に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0		0	

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象:平成25年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
中 央 区	駐輪場整備に向けた 調査・検討	平成25年10月 ~11月	区内全域	駐輪場整備計画及び放置自転車の状況 調査
港区	駅前自転車等乗入台 数調査	年2回 (5月10月)	駅周辺の自転車等の乗入調 査	1放置台数調査 2駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新 宿 区	放置自転車台数調査	毎年5月・10月	駅周辺の放置自転車台数調 査	5月:自転車・第一種原動機付自転車 10月:自転車・第一種原動機付自転車・ 自動二輪車
江 東 区	駅周辺自転車台数調 査	年2回 (5·10月)	放置自転車禁止区域内の 乗入自転車・原付・自動二 輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉 並 区	駅周辺自転車台数調 査	年5回 (4·6·9· 11·2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐車場等置場内乗入台数 (自転車) ②駐車場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	5月・11月	放置禁止区域内の自転車 (原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐車場利用台数 ④自転車駐車場整備台数
葛 飾 区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の 乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
\	駐輪場利用台数調査	毎年	自転車駐車場内の自転車 や原付車	駐輪場別利用台数
江戸川区	駅別放置自転車等台 数調査	5月・10月	区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年 6月・10月・ 2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用 状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状 況
立 川 市	実態調査	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用 状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状 況
三鷹市	自転車等駐輪台数調 査	5月・10月	自転車、原動機付自転車、 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐車場 の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青 梅 市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬~下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車 台数
町田市	町田駅周辺放置自転 車実態調査	6月・11月	自転車、原動機付自転車、 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域 内、外それぞれの放置台数
府 中 市	駅周辺自転車駐車場 台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐車又は放 置している自転車及び自動 二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
狛 江 市	駅周辺自転車等乗入 調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市管理の 駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場 の駐輪台数
多摩市	多摩市2013年度放置 自転車調査	平成25年 10月	市内4駅周辺における 駐輪場利用台数及び放置 台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・ 台数調査

9 放置自転車対策事例

(1) 室町東駐輪場(実施主体:株式会社三井不動産)

神社の下に駐輪場!?~新たな土地活用としての公共駐輪場の姿~

自転車等駐車場設置の経緯

三井不動産は、「日本橋再生計画」の中核を担う「日本橋室町東地区開発計画」において、室町東三井ビルディング(商業施設名:COREDO室町1)等を建設するとともに、1100年以上前から日本橋室町地域の稲荷として親しまれてきた「福徳神社(別号:芽吹神社)」を再建した。

その地下に地域貢献事業の一環として、商業施設利用者用とは別に自転車69台、バイク30台の自転車等駐車場を設置。

設置にあたっては、駐輪場が地下にあるため、入り口を分かりやすいデザインになるよう心がけた。また、主な利用者がCOREDO室町の買い物客であるため、地下通路を介してCOREDO室町2につながるようにした。さらに、三越前駅にも通じているので、電車利用者にとっても便利な駐輪場となっている。

駐輪場の下には、防災用備蓄倉庫が設けられており、さらに平成28年度には広場空間『(仮称)福徳の森』が完成する予定で、地域住民や来街者にとって多機能的なスポットとなる。

今回の取組のポイント

- ●三越駅前、新日本橋駅周辺は用地の確保が困難であること等から十分な公共駐輪場が整備されていなかった。今回、民間事業者が再開発にあわせ、一般の自転車利用者も使用できる自転車等駐車場を設置した。
- ●自転車69台のうち26台は定期利用として用意 しているため、近隣の企業の駐輪場確保に貢献 している。

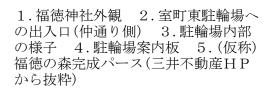
三越前駅周辺における放置台数の推移

調査年	放置台数						
平成24年	213台(10台)						
平成25年	211台(13台)						
平成26年	147台 (4台)						

3

・()内は原付・自二の放置台数を内数で表示













室町東駐輪場情報

·所 在 地: 中央区日本橋室町二丁目5番

・収容能力: 自転車 69台 ミニバイク 30台

·開 業: 平成26年10月24日

・利用時間: 午前6時から翌日の午前2時まで

·利用料金: 当日利用 100円/6時間

(ミニバイクは200円/6時間)

·施設案内: http://mebuki.jp/



(2) 町田駅南口周辺の自転車駐車場設置(実施主体:小田急電鉄株式会社)

「オダクル」が発信する沿線の放置自転車対策~「安心で快適な駐輪場」提供を通じて~

小田急電鉄の近年の取組

小田急電鉄は全70駅中、52駅(都内では16駅)に駐輪場を自ら設置しており、計179施設、収容台数約41,400台を運営している(平成26年6月末現在)。

近年、時間貸し自動車駐車場の稼働率は横ばいであるものの、月極自動車駐車場の稼働率は減少傾向にある。その一方で、自転車駐車場の需要は伸びている。これを受け、月極自動車駐車場を縮小し、月極自転車駐輪場を増設している

町田駅南口周辺における自転車駐輪場整備

町田駅南口周辺では、一時利用の需要の高まりに合わせて、「オダクル町田」を月極から時間貸しに変更したが、常に満車状態であった。

そこで、放置自転車が散見される銀行等の周辺に時間貸し駐輪場の設置を検討。敷地所有者である銀行、道路管理者である町田市と協議し、平成24年2月に「オダクル小田急町田ビル」を開設、次いで翌年には「オダクル町田第2」を開設した。

オダクルとは?

=オダキュウ+サイクル/odakyu+cycleの略サイクルには「自転車」のほか、人と人の「輪」・「和」の意味も含まれている。

町田駅周辺における放置台数の推移

調査年	放置台数
平成24年	128台(14台)
平成25年	102台(14台)
平成26年	60台(11台)

() 内は原付・自二の放置台数を内数で表示



小田急・駐輪場ブランド「オダクル」



新料金システムの清算機





「オダクル小田急町田ビル」





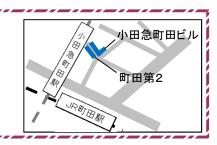
「オダクル町田第2」

オダクル小田急町田ビル&オダクル町田第2情報

·所 在 地: 町田市原町田6丁目 ·収容能力: 自転車専用 131台

·利用時間: 24時間

・利用料金: 最初の1時間無料 以降100円/4時間 ・ホームページ: http://www.odakyu.jp/station/parking/



第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財

	○は区または市町村に適用 ○は区市町村・民営に適用
使途が特定されない財源	
─ ○地方税等	- 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
──○特別区財政調整交付金 ──── (普通交付金)	- 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金
使途が特定されている財源	
──○国庫支出金	
交通安全対策特別交付金 ————	- 交通安全施設(自転車駐車場を含む)の整備に 充当
─ ○国庫補助金	
①都市計画自転車駐車場整備事業 -	- 都市計画自転車駐車場が対象
②特定交通安全施設等整備事業 —— (都市計画事業を除く)	- 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
③大規模自転車道整備事業 ———	- 自転車等が対象
④社会資本整備総合交付金 ———— (都市再生整備計画事業等)	- 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計 画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
⑤社会資本整備総合交付金 ——— (都市・地域交通戦略推進事業)	- 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な どに位置付けられている自転車駐車場が対象
⑥社会資本整備総合交付金 (道路事業(防災・安全交付金))	- 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
─ ○都支出金	
①特別区都市計画交付金 ————	- 特別区の都市計画事業に対して交付
②市町村土木補助 —————	- 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対し て支給
── ○地方債	
	- 区市町村が整備する駐輪場 (区市町村が行う貸付けに係る事業を含む)に 対して融資
他の団体からの補助等	
─ ○(一財)日本自転車普及協会による	

自転車駐車場設置事業 ——— 区市町村に無償貸与(期間満了後無償譲渡)

◎(公財)自転車駐車場整備センターに よる自転車駐車場設置事業 ――― センターが一定期間有料で運営

(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考		
	都市計画自転車駐車場整備事業					
	特定交通安全施設等 整備事業	道路の附属物として整備する 自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度 まで		
国	社会資本整備総合交付 金(都市再生整備計画 事業(旧まちづくり交付 金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場 (市町村が取得する場合に限り、 購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計· 社会資本総合整備事業費· 社会資本整備総合交付金		
	社会資本整備総合交付 金(都市・地域交通戦 略推進事業(旧都市交 通システム整備事 業))	内閣総理大臣の認定を受けた中 ・ 心市街地活性化基本計画、交通 ・ 結節機能高度化計画、総合交通 ・ 戦略、先導的都市環境形成計画、 が歴史的風致維持向上計画、 並びにバリアフリー基本構想の いずれかに定められた又はよれ られることが確実と見込まれ 区域における自転車駐車場	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略を策定 し、かつ、内閣総理大臣の認定を 受けた中心市街地活性化基本計画 に定められた地区または環境モデ ル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始		
	社会資本整備総合交付 金(防災・安全交付 金)	道路の附属物として整備する 自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始		
	特別区の都市計画事業	都市計画事業として設置する 自転車駐車場 (国庫補助金対象箇所)	{(事業費) - (国費) - (起債 その他の収入)} ×1/2以内	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく		
都	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自 転車駐車場		昭和48年度から59年度まで 補助率1/2		
			建設費総額(設計料を含む)の 1/2を協会が負担			
財団	(一財)日本自転車普及 協会による自転車駐車 場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が 約300台以上ある〔見込まれ る〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能 なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会 とする	※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台 未満の駐車場にあたっては 2,000万円を限度として建 設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000 台未満の駐車場にあっては 3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上 1,500台未満の駐車場にあっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の 駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の	①完成後の施設は区市町村 に6年間無償貸与し、貸 与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐 輪場運営・維持管理は全 て区市町村が行い、経費 は当該区市町村の負担		
法人			1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない			
	(公財)自転車駐車場整 備センターによる自転 車駐車場の設置	①区市町村等からの要請 ②500台程度以上の放置自転車 があること	センター負担額は、施設の規模・ 運営方法等により異なるので、協 議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡		

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政係・市町村課交付税係所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16~20条

政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令

省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設(昭和49年度から自転車駐車場を含む。)の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通 法第128条により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

都の 基準額
$$\times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{ 当該区市町村の交通事故発生件数}{ 都の交通事故発生件数} \times \frac{2}{4} + \frac{ 当該区市町村の人口集中地区人口}{ 都の人口集中地区人口} \right.$$
 $\times \frac{1}{4} + \frac{ 当該区市町村が管理する改良済道路の延長}{ 都内の区市町村が管理する改良済道路の延長} \times \frac{1}{4} \right\}$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する(交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項)。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路(総務省令で定めるものを除く。)のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東	京 都	4, 647	4, 584	4, 787	4, 684	4, 141	4, 103	3, 854	3, 724	3, 663	3, 451
区	特別区	1, 566	1, 538	1, 599	1, 563	1, 379	1, 365	1, 280	1, 235	1, 214	1, 137
市町	市町村	757	754	794	778	691	686	646	625	617	586
村	小 計	2, 322	2, 291	2, 393	2, 341	2, 069	2, 051	1, 926	1,861	1,831	1, 723
	合 計	6, 970	6, 876	7, 180	7, 025	6, 210	6, 154	5, 780	5, 585	5, 494	5, 174

[※] 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)

(国土交通省都市·地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条(昭和53年度発足)

(2) 採択基準

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。 (ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む。以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数(又は、5年後の推定放置台数)が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね 200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、 その合計が100㎡以上、200台以上のもの。(道路改築と一体的に整備する場合に限る。)
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。

なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」(昭和54年5月1日付街路課事務連絡)によれば、自転車駐車場は道路の附属物(道路法第2条、道路法施行令第34条の3)として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

(3) 補助率

用地 1/3 (通勤、通学目的に利用する自転車駐車場に限る。)

施設 1/2

ただし、交通連携推進事業(交通結節点改善事業)に該当するものは、用地・施設とも1/2

(4) 参 考: 建設省都市局通達等

- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」 を徴収することができる。

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)

区市町村の駐車場状況の把握 (既存資料等による)

区市町村における自転車駐車場整備についての基本的考え方の整理

- ・地区ごとの駐車問題の把握
- ・自転車駐車場整備の全体的方針
- ・放置駐輪対策の基本的考え方

整備する地区の選定

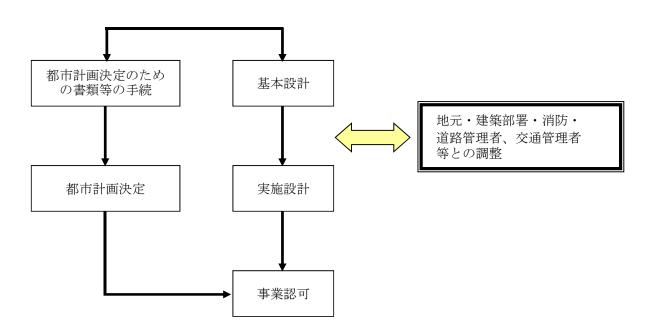
○自転車駐車施設整備計画の策定○

【盛り込むべき内容】

- ・自転車駐車場整備についての基本的な考え方
- ・自転車駐車場を整備すべき区域
- ・整備区域における将来自転車駐車需要台数
- ・今後整備すべき自転車駐車場の台数
- ・整備区域内道路における自転車放置の規制の方針
- ・地方公共団体における自転車駐車場の管理体制
- ・整備区域内の自転車(歩行者)道路整備の方針
- ・自転車駐車場が整備されるまでの自転車駐車に対する暫定処理方針

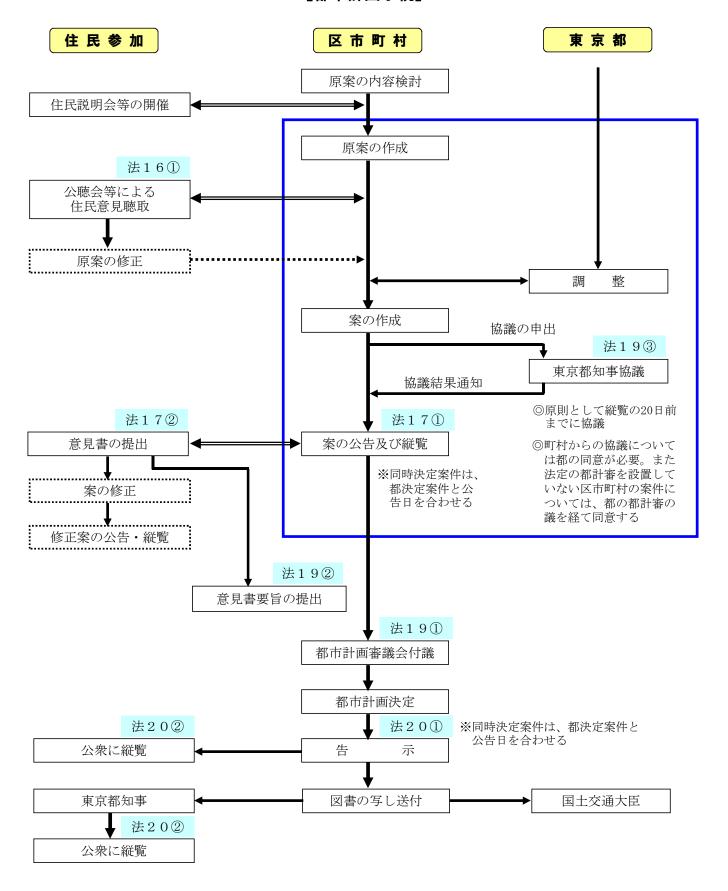
【その他】

自転車駐車場の概略設計図、資金計画



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実 績

都市計画自転車駐車場一覧

平成26年9月30日現在

	名	 名 称		計画決定	面積		計画	管		事業費	供	年9月30日現任
番	号	駐車場名	位 置	年月日	四 作 (m²)	構造	台数	理者	事業年度	百万円 (万円/台)	用	備考
板橋	1	志村	志村3	S54. 1. 16	1, 840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	0	都営三田線
国立	1	国立駅南第1	北1	S54. 3. 22	900	上3	1, 700	市	54	156 (9)	0	JR
多摩	1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2, 560	上2	1, 200	市	54~55	22 (2)	0	小田急線・ 京王線
板橋	2	高島平駅第1	高島平3	S55. 1. 23	1, 200	上1	900	区		, ,	0	都営三田線
板橋	3	高島平駅第2	高島平3	S55. 1. 23	850	上1	600	区	56	30 (2)	0	都営三田線
足立	1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上1	450	区			未	外 □千代田線
荒川	1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上1	210	区	57	51 (24)	0	JR
江戸川	1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1, 300	上2	2, 300	区	58	82 (4)	0	都営新宿線
江戸川	12	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1,010	上1	500	区	63~ 1	12(2)	0	都営新宿線
練馬	1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上1	510	区	59~60	55 (11)	0	^外 「有楽町線
板橋	4	小竹・向原	向原1	S59. 11. 27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	0	パロ有楽町線 しゅうしゅう
荒川	3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上1	790	区	60	43 (5)	0	JR
北	1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上1	650	区	60	50 (8)	0	JR
北	2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上2	460	区	60	48(10)	0	JR
北	3	王子・中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	0	J R
板橋	5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上 2 下 1	440	区	61~2	88 (20)	0	東武東上線
豊島	1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2, 820	下1	1, 900	区	62	596(31)	0	JR
杉並	1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2, 500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	0	外P丸の内線
台東	1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1, 400	下1	1,000	区	3~6	1, 390 (139)	0	東武伊勢崎線 (浅草)
大田	1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1, 500	下1	1, 550	区	$4 \sim 5$	937 (60)	0	JR・ 東急線
杉並	2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1, 200	下1	700	区	5~9	282 (40)	0	西武新宿線
杉並	3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下1	300	区	5~9	166 (55)	0	西武新宿線
江戸川		平井北	平井5	Н5. 3. 1	2, 800	下1	3,000	区	$5\sim6$	1,600(53)	0	JR
中央	1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下1	300	区	$5 \sim 7$	360 (120)	0	都営新宿線
清瀬	1	清瀬駅北口	元町1	H6. 3. 4	2, 500	下1	2, 500	市	6 ~ 7	1, 230 (49)	0	西武池袋線
墨田	1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3 小島2,	Н6. 3. 17	3, 400	下1	3,000	区	6~8	1, 492 (50)	0	J R・
台東	2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上 1 下 1	680	区	7 ∼12	1, 851 (272)	0	都営大江戸線
八王子	- 1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1, 500	下1	1,000		7~10	928 (93)	0	JR 都営大江戸線・
港	1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1,800	下1	450			600 (133)	未	外 中南北線
世田名		三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上6	520		7~8	200(38)	0	東急田園都市線 IR・
豊島	2	駒込駅北	駒込2 浅草1,	H7. 8. 15	1,000	下1	850	-	7~9	730 (85)	0	^扑 中南北線
台東	3	新浅草第1	西浅草2	H7. 11. 8	1, 200	下1	460		15~17	935 (203)	0 0	TX
台東	4	新浅草第2	西浅草3	H7. 11. 8	960	下1	300		15~17	765 (255)	0	TX 都営大江戸線・
江東	1	森下駅	森下1,2 清澄3,白河	H7. 11. 24	1, 100	下1	570		8~11	510(89)	0	都営新宿線
江東	2	清澄駅	1, 三好1 月島1, 2,	H7. 11. 24	1, 200	下1	280		8~11	539 (193)	0	都営大江戸線 都営大江戸線・
中央	2	月島駅	3, 4 勝どき1,	H8. 1. 5	2, 200	下1	750		8~11	580 (77)	0	^{外口} 有楽町線
中央	3	勝どき駅	2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 100	下1	500		8~11	642 (128)	0	都営大江戸線
中央	4	築地駅	築地5	H8. 1. 5	1, 400	下1	500		8~11	550 (110)	0	都営大江戸線 都営大江戸線・
中野	1	東中野駅	東中野3,4	H8. 7. 4	1, 700	下1	1, 030	区	8~10	933 (91)	0	J R

番	名 号	5 称 駐車場名	位置	計画決定年月日	面 積 (㎡)	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
中野	2	中野坂上駅	中央1, 2	Н8. 7. 4	1, 700	下1	1, 130	区	8~10	945 (84)	0	都営大江戸線・ 外ロ丸の内線
港	2	品川駅東口	港南2	Н8. 7. 22	1, 900	下1	1,000	区	8~12	1,600(160)	0	J R
足立	2	青井駅	青井3	Н9. 1. 10	1,800	下1	2,000	区	9~16	1,040(52)	0	ТХ
江戸川	4	西葛西駅南	西葛西6	Н9. 1. 14	2, 400	下1	2,000	区	9~11		0	
江戸川	5	西葛西駅北	西葛西3,5	Н9. 1. 14	2,600	下1	2, 500	区	9~11	3,600(80)	0	外中東西線
葛飾	1	亀有駅南口公園下	亀有3	Н9. 10. 31	2,000	下1	1,000	区	9~11	878 (88)	0	JR
豊島	3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12~13	1, 129 (93)	0	JR・ 都営三田線
豊島	4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下1	590	区	10~11	550 (93)	0	J R
調布	1	飛田給駅北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下1	1, 300	市	10~11	896 (69)	0	京王線
大田	2	大森町駅	大森西3	H11.3.8	300	上2	310	未	25~26	34(11)	未	京急線
大田	3	梅屋敷駅	大森西6	H11.3.8	400	上2	480	未	25~26	48 (10)	未	京急線
大田	4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11.3.8	500	上2	710	未	25~26	68 (10)	未	京急線
大田	5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11.3.8	400	上2	540	未	25~26	51 (10)	未	京急線
大田	6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1,000	上2	1, 390	未	31~32	134(10)	未	京急線
大田	7	糀谷駅	西糀谷4	H11.3.8	600	上2	840	未	25~26	80 (10)	未	京急線
葛飾	2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11.8.4	2,600	下1	1,600	区	11~15	2,098(131)	0	京成線
江東	3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下1	620	区	12~14	1, 116 (180)	0	州ロ半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川	6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下2	4,000	区	13~17	3,400(85)	0	都営新宿線
墨田	2	錦糸町駅南口	江東橋3,4	H12.7.25	800	下1	600	区	13~14	700 (120)	0	メトロ半蔵門線・ J R
杉並	4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上3	2, 500	区	13~15	1,445 (57)	0	JR
品川	1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1,000	下1	520	区	13~14	665 (127)	0	リんかい線
荒川	4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1,000	上3下1	1, 500	区	13	424 (28)	0	パロ日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川	7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下1	2, 500	区	14~16	1, 200 (48)	0	都営新宿線
大田	8	大岡山駅	北千束1	H13.3.5	800	下1	500	区	16~17	470 (94)	0	東急目黒線
荒川	5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下2	1, 300	区	14~19	1, 207 (95)	0	J R
東村山	1	久米川駅北口地下	久米川1	H15. 6. 16	1, 900	下1	1,500	市	17~20	646 (43)	0	西武新宿線
江戸川	8	葛西駅	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下1	9, 400	区	16~20	7, 260 (77)	0	外ロ東西線
葛飾	3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上2	1, 500	区	16~21	1,492 (99)	0	JR
東村山	2	東村山駅西口	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下1	1,500	市	16~20	791 (53)	0	西武新宿線
板橋	6	上板橋駅南口	上板橋1,2	H16. 11. 15	2, 600	下1	1,500	区			未	東武東上線
江戸川	9	船堀駅地上機械式	船堀4	Н17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17~18	384(26)	0	都営新宿線
国分寺	1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2,600	下1	3,000	市			未	JR
練馬	2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下2	1, 900	区	22~27	2, 239 (118)	事	^{扑□} 有楽町線
昭島	1	拝島駅南口	松原町4,5	H24. 5. 22	3, 400	下1	2, 450	市	24~26	1, 671 (68)	事	J R・ 西武拝島線
北	4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下1	1, 200	区			未	JR
中野	3	東中野駅前広場地 下	東中野1	H24. 11. 26	400	下1	220	区	25~27	413 (187)	事	都営大江戸線・ JR
江東	4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下1	2,000	区	25~27	2, 267 (113)	事	メトロ有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷		渋谷駅	渋谷2	H26. 6. 16	1,800	下1	700	区			未	J R ・ 東急東横線・メトロ副都心線
江戸月	1	小岩駅南地下	南小岩6	H26. 10. 24	2,000	上機	3,000	区			未	J R
合	計	78箇所					102, 160					
107	<i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	台数 80 990台										

[※] 供用台数 80,990台

^{※ ○……}供用中 事……事業中 未……事業未着工

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業(昭和51年度開始)

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場(都市計画自転車駐車場を除く。)を設置することができる。

補助率 1/2 (用地費・工事費とも)

(3) 実績

年 度	補 助事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (m²)	構造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地 上 2階3層	639	371, 000	371, 000
十八3千尺	₩M	石神井南自転車駐車場	765	地 上 3階3層	890	1, 050, 600	639, 000
平成5~8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地 上 1階1層	300	324, 000	296, 000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4 層	880	196, 560	186, 000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地 1階1層	178	214, 252	156, 000
	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地 上 1階1層	128	11, 970	10, 000
平成13年度	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3 層	656	259, 247	259, 000
平成14~16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1, 700	809, 375	732, 000
平成17·18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1, 524	682, 144	632, 000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293, 266	217, 000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172, 758	51, 000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12, 692	1, 700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66, 348	43, 000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382, 059	131, 300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24, 675	10, 000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1, 020	753, 500	460, 000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233, 500	204, 000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1, 509	ラック式	1, 004	824, 118	812, 000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378, 774	366, 000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207, 327	202, 000
合計		20か所	9, 985		11, 969	7, 268, 165	5, 779, 000

5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

(1)-国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助係補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条 要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車場が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車場の施設の整備に要する費用 (区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。)
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実績

年 度	補助事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10, 080	6, 880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387, 846	274, 139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175. 00	機械式地下立体	288	175, 823	175, 823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397. 00	地上1階1層	400	4, 182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332. 31	地上1階1層	123	30, 762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3, 559. 00	地下2階	2800	2, 278, 500	2, 278, 500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635. 60	地上1階	390	64, 547	63, 753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200. 00	地下タワー型4基	816	350, 000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272. 00	地上1階1層	196	39, 564	39, 500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2, 146. 36	地下1階	1500	756, 513	720, 500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486. 25	地下自走式	231	46, 647	39, 375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124, 950	84, 485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775. 00	鉄骨造2階2層	1200	111, 596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1, 308. 00	地上2階	1004	89, 901	56, 450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3, 080. 36	鉄骨造地上2階	2620	924, 951	924, 951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133. 74	地上1階	116	64, 117	45, 910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1, 088. 75	地下1階	700	150, 045	146, 000
			15, 901. 37		13, 553	5, 610, 024	5, 314, 266

5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

(2) 一国土交通省道路局 東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行 ※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律:「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱:「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年度開始)

(2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車 駐車場(都市計画自転車駐車場を除く。)を設置することができる。

補助率 5.5/10 (用地費・工事費とも)

(3) 実績

年 度	補 助事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (m²)	構造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22·23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付73 自転車372	83, 611. 5	80, 000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90, 569	70, 000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446. 85	平置き・ ラック併用	自転車155	工事費 45, 453, 450 用地費 57, 898, 000	24, 000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484. 83	平置き	自転車347	用地費 154, 930 (281. 69㎡)	用地費 134,000 (249.54㎡)
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場 (事業1年目)	約2780	地下自走式	自転車3000	設計費 15, 422	設計費 13,400

6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政係所管)

(1) 対 象 等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。 (昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位:千円)

					(単位:千円)
年 度	区	名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
			月島駅駐輪場	22, 557	2, 257
	中	央	勝どき駅駐輪場	22, 660	2,060
			築地駅駐輪場	27, 192	2, 492
	台	東	元浅草駅駐輪場	2, 472	372
	墨	田	錦糸町駅北口駐輪場	543, 840	42, 140
	江	東	森下駅駐輪場	85, 490	6, 690
平成8年度	11	木	清澄駅駐輪場	20, 600	1, 900
	中	野	東中野駅駐輪場	52, 210	7, 910
	-1.	7)	中野坂上駅駐輪場	52, 210	7, 910
	杉	並	新高円寺駐輪場	9, 600	1,500
	15	<u>лг.</u>	井荻駐輪場	19, 081	2, 181
	豊	島	駒込駅北駐輪場	400, 083	44, 483
	江戸	∃]	西葛西駅駐輪場	123, 000	18, 500
			月島駅駐輪場	139, 812	15, 512
	中	央	勝どき駅駐輪場	78, 620	8, 720
			築地駅駐輪場	145, 668	16, 468
	台	東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江	東	森下駅駐輪場	95, 047	10, 347
		果	清澄駅駐輪場	46, 522	6, 722
平成9年度		野 並	東中野駅駐輪場	568, 515	61, 615
平成 9 平及			中野坂上駅駐輪場	711, 678	77, 178
			新高円寺駐輪場	89, 389	11, 789
		ΔΙ.	井荻駐輪場	170, 000	21, 900
	豊	島	駒込駅北駐輪場	39, 270	5, 570
	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	青井駅駐輪場	102, 829	16, 629
	葛	飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10, 099	2, 099
	江戸	∃]	西葛西駅駐輪場	568, 793	67, 293
			月島駅駐輪場	186, 209	24, 309
	中	央	勝どき駅駐輪場	253, 118	32, 818
			築地駅駐輪場	156, 179	20, 479
	台	東	元浅草駅駐輪場	27, 720	4, 020
	江	東	森下駅駐輪場	105, 533	14, 133
Ti-Pao Franc	1-1-	K	清澄駅駐輪場	218, 183	28, 083
平成10年度	Н	田子	東中野駅駐輪場	409, 153	53, 453
	中	野	中野坂上駅駐輪場	276, 019	35, 819
	杉	並	新高円寺駐輪場	1, 331	331
	豊	島	池袋駅東駐輪場	225, 430	53, 530
	葛	飾	1	238, 384	32, 884
	江戸		西葛西駅駐輪場	1, 081, 000	186, 900
	<u>'</u>	7 1		1, 001, 000	100,000

年 度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
		月島駅駐輪場	293, 308	32, 408
	中 央	勝どき駅駐輪場	344, 638	38, 138
		築地駅駐輪場	283, 155	31, 355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100, 000	10, 100
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311, 998	37, 798
	11 米	清澄駅駐輪場	365, 574	43, 974
	豊島	池袋駅東駐輪場	236, 590	47, 790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548, 550	90, 550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2, 074, 826	341, 094
	台 東	元浅草駐輪場	301, 510	43, 510
平成12年度	江 東	住吉駅駐輪場	26, 321	6, 221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69, 825	16, 325
	墨田	錦糸町駅南口駐輪場	160, 000	35, 500
	江 東	住吉駅駐輪場	439, 413	65, 513
	品川	天王洲アイル駅駐輪場	398, 794	64, 694
平成13年度	足立	青井駅駐輪場	185, 000	27, 500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305, 900	49, 000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435, 400	83, 800
	127 7.1	一之江駅西駐輪場	38, 850	9, 750
	墨田	錦糸町駅南口駐輪場	329, 500	66, 100
	江 東	住吉駅駐輪場	275, 383	50, 783
	品川	天王洲アイル駅駐輪場	306, 182	80, 382
平成14年度	足立	青井駅駐輪場	216, 300	42, 300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544, 285	137, 885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404, 216	83, 016
	1227 71	一之江駅西駐輪場	76, 881	15, 481
	台 東	新浅草駅駐輪場	166, 450	35, 550
	足立	青井駅駐輪場	534, 407	136, 307
平成15年度		瑞江駅南駐輪場	746, 400	205, 300
	江戸川	一之江駅西駐輪場	687, 330	180, 430
		葛西駅駐輪場	84, 000	29, 400
	台 東	新浅草駅駐輪場	480, 000	95, 800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116, 310	37, 210
	荒川	日暮里駅前駐輪場	20, 000	3, 500
平成16年度	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12, 628	4, 428
		瑞江駅南駐輪場	622, 732	158, 532
	江戸川	一之江駅西駐輪場	785, 178	201, 378
	, , , , ,	葛西駅駐輪場	286, 205	100, 205
	台 東	新浅草駅駐輪場	1, 034, 017	265, 817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271, 536	61, 836
平成17年度	荒川	日暮里駅駐輪場	4, 458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36, 410	11, 810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633, 538	184, 338
		葛西駅駐輪場	1, 517, 340	405, 040

年 度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
	荒川	日暮里駅駐輪場	355, 641	35, 066
平成18年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25, 488	5, 188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2, 374, 750	285, 750
	荒川	日暮里駅駐輪場	846, 741	112, 271
平成19年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763, 484	185, 184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2, 430, 249	503, 649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318, 414	76, 614
1月久20十月文	江戸川	葛西駅駐輪場	274, 271	66, 071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276, 445	71, 045
平成22年度	練馬	平和台駅地下自転車駐車場	24, 785	8, 685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379, 220	131, 220
	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1, 007, 518	208, 536
平成25年度	中野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113, 000	19, 800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266, 050	56, 067
		計		6, 382, 869

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整係所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額-基準財政収入額=普通交付金 (基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付) 基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容		算 定 額	
	异	23年度	24年度	25年度
	自転車駐車場の維持・	2,236,417	2,270,018	1,116,748
经常行经事	管理(当該年度分) 放置自転車対策 (当該年度分)	(101.4)	(101.5)	(49.2)
経常的経費		1,571,090	1,569,129	2,409,865
		(99.8)	(99.9)	(153.6)
小次仏奴弗	自転車駐車場の整備	681,708	505,026	549,165
投資的経費	(前年度実績)	(36.6)	(74.1)	(108.7)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一

- 一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、 特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間
- 二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの
- ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。 三. 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設

東京都土木費補助(交通安全施設等整備事業)採択基準より(平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町	箇所数	規	模	事業費	補助金	設 置 場 所
1 ~	村数	E//13X	面 積 (m²)	台 数 (台)	(千円)	(千円)	BA = 1/1
昭和48年度	5	7	1, 897	1, 320	33, 132	16, 297. 5	小平市(一ッ橋学園駅前、鷹の台駅前)、 東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)、田無市(田無駅前)、 府中市(東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2, 303	1, 092	12, 092	6, 042. 5	小平市(鷹の台駅前、新小平駅前、花小金 井駅前)、府中市(分倍河原駅前)、三鷹市 (三鷹台駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1, 348	798	6, 316	3, 158. 0	立川市(立川駅前)、府中市(武蔵野台駅前)、小平市(小平駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2, 106	1, 564	12, 745	6, 372. 5	秋川市(西秋留駅前)、日野市(豊田駅前)、 立川市(立川駅前)、府中市(中河原駅前 3ヶ所)、調布市(西調布駅前)、小平市 (小川駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2, 843	2, 506	15, 290	7, 645. 0	青梅市(河辺駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘 駅前2ヵ所)、府中市(武蔵野台駅前、 北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市 (一ッ橋学園駅前)、国分寺市(西国分寺 駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2, 000	1,000.0	五日市町
昭和54~58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10, 000	1, 250. 0	新島村(羽伏浦)
計	28	37	11, 529	8, 130	91, 575	41, 765. 5	

※ 60年度以降実績なし

8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

訂

1 設置要望申請の資格

地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。

2 設置要望申請の方法

自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。

- (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
- (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
- (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図(各階別)及び立面図(2方向以上)
- (4) 工事工程表
- (5) 関連法規等抜粋の写 ―― 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
- (6) その他の関係書類(建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか)
- 3 自転車駐車場の設置の条件
- (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて 関係機関(地域住民を含む)と合意されていること。
- (2) 自転車駐車場の収容台数は 300台以上の規模とする。
- (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託 (一部)して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
- (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
- (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1 に相当する金額
- (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の 1に相当する金額
- (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
- (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
- (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡

自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は 無償で当該自治体に譲渡する。

6 自転車駐車場の管理

貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。

7 設置要望の受付期間

平成27年度設置要望の受付は行っていません。

8 その他

添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。

9 問い合わせ先

〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル

一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課

TEL 03-4334-7952

FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成26年2月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備考
昭和47年度	江戸川区	JR総武線小岩駅高架下	434	
	足立区	JR常磐線綾瀬駅高架下	1, 424	
昭和49年度	是五区	東武線竹ノ塚駅前	1, 138	
四和45千及	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
	1 H III	" すずかけ台駅前	149	
	八王子市	JR中央線西八王子駅前	508	
昭和50年度	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
	☆ 世 田存 区	<i>"</i> В	48	
昭和53年度	小金井市	JR中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	JR中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
昭和30千及	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1, 289	
平成10年度	東村山市	JR武蔵野線新秋津駅前	1, 104	
十八10千尺	水竹田巾	西武池袋線秋津駅前	1, 051	
平成11年度	昭島市	JR青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11, 173	

9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター(以下「センター」という。)は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、公益法人改革により、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人となりました。この間、地方公共団体等の要望にこたえ、平成25年度末までに1,199か所の自転車駐車場を建設するとともに、自転車駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要望を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行っている。駐車場の用地は要望者から提供してもらう(借地も可)。なお、建設事業は補助金等の種別及び有無により次の三つに大別される。

(1) 補助事業

(公財) J K A の補助金の交付を受けて、主に三大都市圏(首都・近畿・中部)内の鉄道駅周辺において、主として通勤通学用の自転車の放置が概ね 500台程度以上ある箇所に自転車駐車場を建設する事業

(2) 助成事業

(一財)日本宝くじ協会の助成金の交付を受けて、主としてミニバイク (50c以下) 用の駐車場を建設する事業。箇所等については、当面、(1)に準ずる。

(3) 単独事業

整備が緊急を要する場合、(1)、(2)の事業を補完する場合等において、上記(1)の補助金、(2)の助成金の交付を受けないで、自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場を建設する事業。

前記事業を実施する場合にあっては、国の交付金等が利用できる場合がある。また、㈱日本政策投資銀行から低利の資金の貸付を受けて実施することもある。

(申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、(1)の補助事業及び(2)の宝くじ事業については前年度の8月末までに、所定の要望書をセンターに提出すること(毎年5月、センターから案内文書を送付)。(3)の単独事業については特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに申し出ること。なお、(1)及び(2)の事業については、補助金等の枠などの関係で要望どおり実施できない場合もある。

(負担金について)

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、 或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場で補助事業により建設したものはすべてセンターの直営に助成事業と単独事業により建設したものは原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

(2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者に有償貸与する。 貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なるが、概ね10年で ある

なお、貸与の金額は、所定の係数によって算出されるが、補助金等が導入されているので、一般のリース料金に比べかなり低廉な金額となっている。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在643か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。 現在、その数は4市区、12か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が 導入されたところであるが、現在、10市区137か所において指定管理者の指定を受けている。 利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、 これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細については下記に問い合わせること。

公益財団法人自転車駐車場整備センター 本部 東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号 TEL 03-3667-4621

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成26年12月31日現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
	八王子市	JR西八王子駅北口第一	11	1, 599
	11	" 北口第二	平面式	105
昭和57年度	練馬区	赤塚光が丘団地内	11	300
	町田市	J R町田駅森野第二	11	368
	武蔵野市	JR吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
	調布市	京王調布駅南口第一	11	1, 529
	11	" 南口第二、三	平面式	217
	町田市	JR町田駅森野第一	立体自走式	1, 916
II刀手n F o 左 c c	11	# 森野第一バイク	平面式	520
昭和58年度	11	" 南口バイク	11	480
	大田区	J R大森駅東口	立体自走式	1, 067
	府中市	京王武蔵野台駅	11	650
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262

年 度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数 (台)
	八王子市	JR高尾駅前	平面式	515
	IJ	JR西八王子駅南	IJ	190
	町田市	JR町田駅森野第二バイク	IJ	158
	"	" 森野第一バイク (増設)	II .	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
四年6年 在	IJ	" 東B棟	IJ.	1, 345
昭和59年度	IJ	" 西、南	平面式	1, 379
	八王子市	京王長沼駅前	平面式	153
	立川市	JR立川駅前	"	1, 584
	武蔵野市	JR吉祥寺駅御殿山バイク	11	260
	IJ	JR三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	JR府中本町駅	II .	848
	多摩市	京王聖蹟桜ケ丘駅	II.	1,070
	府中市	京王中河原駅北	IJ	900
	II	" 東	IJ	626
	II	』 西一、二	平面式	540
昭和60年度	大田区	JR蒲田駅南	立体自走式	1, 130
	大田区	JR蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	JR大森駅	11	116
	JJ	JR西大井駅	立体自走式	500
	日野市	JR豊田駅前	平面式	452
昭和61年度	大田区	JR蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	11	1, 315
	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
昭和62年度	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
	日野市	JR豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじケ丘駅バイク	11	97
昭和63年度	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
	町田市	JR町田駅森野第一バイク	"	1,000
	日野市	J R 豊田駅第五.	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口(増設)	"	190
	大田区	JR蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
平成元年度	"	"東口環八脇	"	1,014
	田無市	西武田無駅	II.	2, 157
	府中市	京王多磨霊園駅	II.	1, 367
	大田区	東急池上駅	II.	671
平成2年度	品川区	JR大井駅バイク	II.	525
	町田市	JR町田駅森野第三	平面式	568
	青梅市	JR青梅駅	立体自走式	1, 300
	川 日1座山	リ 南バイク	平面式	127
平成3年度		JR三鷹駅南口	立体自走式	654
1 /-// 1 /2		京王北野駅西	平面式	711
	田無市	西武田無駅南	立体自走式	2, 279

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
	品川区	京浜急行青物横丁駅	平面式	430
	八王子市	JR八王子駅北口旭町バイク	"	507
	<i>II</i>	" 南口子安町	"	1,412
平成4年度	11	" 南口	"	335
十八4十尺	11	" 北口旭町	立体自走式	2,606
	11	" 北口東	"	1, 100
	11	京王北野駅東	"	1, 763
	府中市	京王府中駅東	"	1,040
	八王子市	京王南大沢駅第一	平面式	470
	JJ	』第二	立体自走式	631
	JJ.	』 第三	11	512
	JJ.	" 第四	平面式	532
	11	JR高尾駅北口	11	662
7. N= F &	11	JR八王子駅南口第二	11	373
平成5年度	武蔵野市	JR吉祥寺駅南口	立体自走式	1, 364
	11	" 御殿山	"	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平 面 式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2, 104
		京王府中駅東バイク	平 面 式	93
	立川市	JR立川駅北口(増設)	"	90
	武蔵野市	JR吉祥寺駅本町二丁目	立体自走式	1, 515
	小平市	西武花小金井駅北	平 面 式	2, 014
	11	』 東一、二	"	604
	"	n 東三	II .	398
平成6年度	八王子市	京王堀之内駅	II .	1,540
	11	" 南	11	324
	<i>II</i>	JR高尾駅北口(増設)	II .	44
	"	JR西八王子駅北口西	立体自走式	963
	小平市	西武小平駅北	平 面 式	1,538
	"	" 東	II .	961
	11	西武鷹の台駅南	"	998
7 5-5-4	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
平成7年度	新宿区	JR新大久保駅	平 面 式	500
	武蔵野市	JR吉祥寺駅西三条通り第二	"	273
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	"	480
	府中市	JR北府中駅	立体自走式	1,250
	新宿区	JR大久保駅北	平面式	156
	多摩市	京王永山駅 (複合施設)	立体自走式	1, 733
	"	n 高架下	ıı .	1, 190
平成8年度	"	n プラザバイク	平面式	90
	11	京王多摩センター駅暫定施設	"	500
	11	" 東	立体自走式	1, 425
	多摩市	京王多摩センター駅西	立地自走式	1, 957

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
平成8年度	八王子市	JR高尾駅南口	立地自走式	1, 109
十成6千度	IJ	JR西八王子駅南	平面式	600
	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	IJ	544
	11	″ 東(増設)	立体自走式	103
	八王子市	JR高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	11	" 北口第二	II .	491
	11	JR片倉駅北口	立体自走式	1, 115
	11	n ミニバイク	平面式	230
	町田市	京王多摩境駅南側	立体自走式	603
平成9年度	町田市	小田急町田駅	立体自走式	927
	福生市	JR福生駅東口第一	平面式	1, 105
	IJ	″ 東口第二	11	1, 220
	IJ	" 西口	11	518
	11	JR牛浜駅東	II .	590
	11	" 西	II .	558
	IJ	JR拝島駅北口	立体自走式	386
	11	JR熊川駅東	平面式	80
	八王子市	JR八王子駅南口	IJ	809
	11	〃 北口	立体自走式	1,080
- 5	11	<i>""</i> 南	IJ	2,012
平成10年度	11	" " 中央	IJ	298
	IJ	" " 東	11	477
	日野市	J R豊田駅北第五	平面式	403
	八王子市	JR八王子駅北口東	立体自走式	1, 382
	IJ	" 旭町バイク	11	1, 385
	武蔵野市	JR吉祥寺駅吉祥寺大通り東	11	700
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	11	西武ひばりが丘駅北口	11	1, 200
	11	" 北口第二	立体自走式	300
亚出11年	11	" 南口第一	平面式	1, 528
平成11年度	11	″ 南口第二	"	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	日野市	京王高幡不動駅南第二	平面式	246
	11	" 南第三	"	90
	11	" 北第五	"	426
	町田市	JR成瀬駅南口	立体自走式	559
	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	11	" 北口第2	"	175
亚比10年库	11	" 北口第3	"	425
平成12年度	11	" 東口第1	立体自走式	1, 047
	品川区	JR大森駅水神口	平面式	245
	練馬区	西武練馬駅東	11	945

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
	練馬区	西武練馬駅西	立体自走式	846
	"	西武桜台駅東	平面式	163
	"	" 西	立体自走式	498
	青梅市	JR河辺駅北口	IJ	2, 593
	11	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2, 544
	IJ	" 北口第2	11	2, 423
平成12年度	IJ	西武東伏見駅北口第1	平面式	377
十八八12十尺	IJ	" 北口第2	IJ	415
	IJ	〃 南口第1	IJ	920
	"	〃 南口第2	平面式	107
	田無市	西武田無駅北口第3	II .	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	立体自走式	860
	日野市	JR日野駅北	"	986
	11	<i>"</i> 北バイク	平面式	155
	11	" 東3	11	110
	江東区	JR亀戸駅東口第2	11	350
	11	" 東 (増設)	立体自走式	678
	11	" 北3 (増設)	平面式	245
	11	森下駅第1	11	69
	11	" 第2	11	15
	大田区	JR蒲田駅西口御園(増設)	11	159
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	町田市	京王多摩境駅北	平面式	254
	小平市	西武小平駅北第1	平面式	609
平成13年度	日野市	JR豊田駅北第6	11	403
	11	JR日野駅東2	11	228
	11	高幡不動南第4	11	171
	西東京市	西武東伏見駅北口第1B	11	96
	11	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1, 257
	11	" 北口第1-2	平面式	217
	11	" 北口第2	"	243
	練馬区	富士見台駅東	11	501
	11	" 西	11	384
	11	中村橋駅西	11	1,508
	練馬区	練馬駅西(増設)	11	427
	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
亚라14年度	"	" 前	11	330
平成14年度	11	西大島駅	立体自走式	590
	11	" 第2	平面式	54
	11	越中島駅	11	300
	町田市	多摩境駅北 (増設)	11	273

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
	町田市	町田駅森野第3バイク	平面式	60
	IJ.	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口 (臨時)	平面式	168
平成14年度	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	ıı .	236
平成14平及	"	ひばりヶ丘駅南口谷戸	"	500
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	"	69
	"	" 南口第2 (改築)	"	95
	調布市	つつじヶ丘駅南口	"	1,500
	練馬区	中村橋駅東	"	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	"	91
	IJ	" 東	11	203
	武蔵野市	" 末広通り 2	平面式	107
平成15年度	"	武蔵境駅北口一時利用	"	146
	"	吉祥寺駅北	"	366
	町田市	町田駅森野第1 (増設)	II .	83
	"	町田駅森野第1バイク(増設)	"	168
	小平市	東部市民センター北 (仮設)	ı,	583
	江東区	東大島駅東	ı,	45
	11	門前仲町駅	ı,	1, 196
	11	" 第2	ı,	300
	"	n 黒船橋	"	99
	"	東陽町駅	ıı .	472
	"	』 第2	II .	448
	IJ.	" 第4	11	52
7.410FF	"	豊洲 3 丁目	立体自走式	1,960
平成16年度	八王子市	京王八王子駅中央第2	平面式	76
	"	JR八王子駅南口臨時第2	II .	329
	"	めじろ台駅	地下式	828
	武蔵野市	武蔵境駅南	平面式	401
	府中市	府中本町駅前第2	"	100
	IJ.	中河原駅西口第3	11	335
	"	分倍河原駅南	立体自走式	756
	福生市	福生駅東口地下	地下式	2, 351
#41 5 F#	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平面式	325
平成17年度	八王子市	めじろ台駅バイク	"	144
	江東区	東陽町第3	"	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	"	559
	"	練馬駅西口(増設)	立体自走式	747
75-12-0-1-	八王子市	南大沢駅バイク	平面式	27
平成18年度	府中市	府中本町駅第2	II.	112
	"	府中駅南臨時原動機付用	II.	28
	11	分倍河原駅北第2	IJ	842
	IJ.	多磨駅東口	"	245

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
	調布市	仙川駅東 (仮設)	平面式	1, 057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1, 200
	西東京市	保谷駅南口第1	平面式	180
	IJ	保谷駅南口第2	IJ	195
	練馬区	練馬駅西臨時	"	260
	府中市	多磨駅西口	"	288
	稲城市	矢野口駅西	"	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	"	202
	II	吉祥寺大通り東第4	"	118
	八王子市	南大沢駅第1バイク	"	11
平成19年度	II	八王子駅南口仮設第1	"	450
	II	八王子駅南口臨時第2 (仮設)	"	281
	八王子市	高尾駅北口臨時第2	平面式	328
	II	八王子駅北口東(屋外バイク)他	11	68
	IJ	八王子駅北口駅前駐輪帯	11	78
	府中市	中河原駅北口広場一時	II.	62
	江東区	豊洲二丁目	"	417
	II	亀戸駅北口第二	"	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	"	41
	II	仙川駅東	立体自走式	3, 098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	"	921
	江東区	亀戸駅北口第1(増設)	"	720
-	練馬区	光が丘ふれあいの径	平面式	1, 401
-	II.	光が丘IMA	"	1, 937
	八王子市	西八サイクルパーク50	"	130
	II	八王子駅南口臨時第3 (仮設)	"	506
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1, 050
平成20年度	II	吉祥寺大正通北	"	460
	稲城市	稲城駅北口バイク	"	55
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	"	908
	11	東伏見駅北口	平面式	129
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	"	292
-	JJ.	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
-	町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221
	八王子市	 八王子みなみ野駅西口駅前広場下	平面式	1100
-	"	八王子みなみ野駅西側(仮設)	"	1, 352
-	"	 八王子みなみ野駅東臨時バイク	11	111
	"	南大沢駅北自転車駐輪帯	"	133
平成21年度	武蔵野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1500
	<i>II</i>	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	 日野市	豊田駅北3	"	490
	11	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	П Ш 24	916

年 度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数 (台)
	足立区	綾瀬ふげんじ	平 面 式	180
平成21年度	IJ	綾瀬西	IJ	978
	八王子市	堀之内駅(増設)	IJ	199
	江東区	東大島駅(増設)	平 面 式	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	11	三鷹駅北口2	平 面 式	320
平成22年度	11	武蔵境駅西高架下暫定	II.	1721
	IJ	』 東高架下暫定	IJ	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平 面 式	22
	武蔵野市	三鷹駅北口3	平 面 式	242
	IJ	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	IJ	294
	IJ	л 2	IJ	194
	IJ	武蔵境駅北口3	IJ	116
	IJ	武蔵境駅東	IJ	465
	"	吉祥寺駅北(増設改良)	II.	393
	IJ	三鷹駅中町第1仮設	IJ	289
平成23年度	IJ	武蔵境駅南第2	IJ	985
	IJ	吉祥寺駅末広通り第4	IJ	303
	"	三鷹駅北口中町第2(仮設)	"	327
	IJ	三鷹駅北口中町第2	IJ	1, 775
	IJ	三鷹駅北口中町第2バイク	IJ	83
	"	三鷹駅北口中町第1	<i>II</i>	1, 514
	"	武蔵境駅北口一時利用(増設)	II.	109
	江東区	亀戸北口第2(増設)	II.	14
	江東区	東大島駅前(増設)	平 面 式	139
	11	門前仲町駅黒船橋(増設)	II.	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	II.	1,086
	11	武蔵境駅西高架下 (改良)	II.	684
	IJ	武蔵境駅みずき通り	IJ	762
	IJ	三鷹駅中央大通り	IJ	1, 086
平成24年度	IJ	武蔵境駅西中央高架下	IJ	987
十八八24十尺	IJ	三鷹駅北口(増設)	IJ	196
	IJ	武蔵境駅南第2	IJ	985
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口	IJ	540
	IJ	成瀬駅南口臨時(仮設)	平 面 式	408
	"	成瀬駅南口臨時バイク	"	61
	西東京市	保谷駅南口第1	"	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西高架下	II.	1, 992
十四人20十尺	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
合	計	7区 16市 319箇所(増設を含め)		205, 212

第4参考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績(全国)

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(全自連)
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 (ムコーバ)

3 関係法令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位:千台)

年 別	保有台数	備考	年 別	保 有 台 数	備考
昭和18年 昭和19年 昭和20年 昭和21年 昭和22年 昭和23年 昭和24年 昭和25年 昭和25年 昭和26年 昭和27年 昭和27年	8, 613 8, 556 5, 686 6, 276 6, 939 8, 013 9, 192 10, 859 11, 693 12, 406 13, 270 13, 667 13, 928	内務省調査 内務省調査 昭和26年及び 28年自治庁、 課税台数資料 による推算	昭和54年 昭和55年 昭和56年 昭和57年 昭和58年 昭和59年 昭和61年 昭和61年 昭和62年 昭和63年 平成成3年 平成3年	49, 541 51, 230 52, 325 53, 630 55, 155 56, 305 57, 291 58, 178 60, 664 63, 465 66, 385 69, 002 71, 124	通産省生産動態統計等による推算
昭和 3 1 年 昭和 3 3 2 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	15, 647 16, 005 16, 815 18, 158 19, 559 20, 785 21, 952 22, 931 23, 765 24, 377 25, 430 26, 375 27, 330 28, 241 29, 291 30, 497	通産省生産動 態統計等によ る推算	平平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 水 成	73, 200 74, 962 76, 637 74, 935 77, 022 78, 954 80, 867 82, 780 84, 815 85, 170 85, 549 85, 933 86, 324 86, 647 67, 225 67, 820	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
昭和47年 昭和48年 昭和49年 昭和50年 昭和51年 昭和52年 昭和53年	33, 542 39, 087 42, 151 43, 930 45, 555 46, 855 48, 007		平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成24年 平成25年	68, 387 68, 921 69, 883 70, 141 70, 472 70, 472 71, 551	平成24年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算

注:(一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

								(NK	月口数の年	- <u> </u> - - - - - - - - - - - - - -		
都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成20年 (人口)	人口/ 台数
1 北海道	2, 525	2, 472	2, 511	2, 409	2, 523	2,802	2, 769	2, 762	2, 683	2,834	5, 572	2.0
2 青 森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	1, 431	2.4
3 岩 手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	1, 367	2.5
4 宮 城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	2, 335	3.0
5 秋 田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	1, 131	2.5
6 山 形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	1, 194	2. 2
7 福 島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	2,076	2. 6
8 茨 城	1, 569	1, 479	1, 461	1, 478	1, 490	1, 439	1, 580	1, 530	1, 468	1, 242	2, 982	2. 4
9 栃 木	979	1, 032	1, 149	981	1, 079	1, 039	1, 066	979	1, 052	928	2,007	2. 2
10 群 馬	837	917	1, 143	1, 014	908	720	837	806	882	889	2, 012	2. 3
10 4 7 ///	001	311	1,000	1,014	300	120	001	000	002	003	2,012	2.0
11 埼 玉	4, 547	4, 522	4, 469	4, 448	4, 961	4, 773	5, 011	5, 562	5, 417	5, 436	7, 067	1.3
12 千 葉	3, 303	3, 326	3, 405	3, 523	3, 750	3, 731	3, 937	4, 085	4, 099	3, 763	6, 091	1.6
13 東 京	6, 944	7,073	7, 332	7, 406	8, 358	8, 178	8, 362	8, 789	8,648	8, 999	12, 462	1.4
14 神奈川	3,881	3,804	3, 929	4, 244	4, 571	4, 757	4, 894	5, 260	5, 112	5, 315	8, 798	1.7
15 新 潟	1, 306	1, 258	1, 139	1, 111	1, 121	1, 206	1, 118	1, 243	1, 052	1, 121	2, 413	2. 2
16 富 山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	1, 106	2. 4
17 石 川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	1, 167	2.4
18 福 井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	815	2. 1
19 山 梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	871	2. 3
20 長 野	940	954	811	766	1, 013	845	937	870	967	830	2, 177	2.6
21 岐阜	1, 109	924	984	945	1, 079	906	992	1,045	988	857	2,095	2. 4
22 静 岡	1, 644	1, 736	1,834	1, 738	1, 954	1, 790	1, 916	1, 746	1, 835	1, 709	3, 775	2. 2
23 愛 知	3, 989	3, 717	4, 270	4, 074	4, 236	4, 260	4, 088	4, 292	4, 035	4, 084	7, 186	
24 三 重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1, 039	1, 856	1.8
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	1, 378	1. 7
	100	100	011	100		000	024	100	000	011	1,010	1. 1
26 京 都	1, 490	1, 359	1, 432	1, 522	1, 567	1, 534	1, 563	1,664	1, 505	1,656	2, 559	1.5
27 大阪	5, 936	5, 762	6, 084	6, 135	6, 289	6,602	6, 713	7, 256	6, 593	6, 515	8,670	1. 3
28 兵 庫	2, 951	2,778	2, 984	3, 076	3, 034	3, 283	3, 279	3, 265	3, 071	3, 390	5, 582	1.6
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	1, 420	1.8
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	1, 046	1.8
31 鳥 取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	602	2.0
32 島 根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	733	2.4
33 岡 山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1, 105	1,027	1,035	1, 948	1.9
34 広島	1,511	1, 332	1,308	1, 433	1, 474	1, 412	1, 209	1, 452	1, 465	1, 404	2,864	2.0
35 山 口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	1, 480	2.2
36 徳 島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	806	1.8
37 香 川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	1,019	1.7
38 愛 媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	1, 472	1. 9
39 高 知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	784	
40 福 岡	2, 284	2, 209	2,075	2,050	2, 143	2,007	1, 900	2, 111	1, 958	1,870	5, 031	2.7
41 佐 賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	865	2.3
42 長 崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	1, 469	4.6
43 熊 本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	1, 845	
44 大 分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	1, 215	
45 宮 崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	1, 161	2.8
46 鹿児島	480	610	551	548	600	510	GOE	543	567	435		4.0
46 鹿児島 47 沖 縄	480 176	619 175	222	548 210	187	512 295	605 212	248	226	230	1, 739 1, 391	4. 0 6. 0
計	64, 014	63, 037	65, 032	64, 385	68, 591	67, 949	68, 881	71, 865	69, 583	69, 100		107
PΙ	O1, U14	00,001	00, 002	04, 000	00, 091	01, 343	00,001	11,000	00, 000	00, 100	121,000	101

⁽注) ① 自転車の国内市場動向調査。〈(一社)自転車協会〉より抜粋。 ② 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く) ③ 保有台数は、参考数値である。

ウ 世界の保有台数

国 名	年	保有台数(万台)	保有率 (人口/台)
日本	2013	7, 155	1.8
中国	2006	40, 976	3. 2
韓国	1996	650	6. 9
インドネシア	1996	2, 000	9. 6
インド	1990	3, 080	24. 4
フランス	2000	2, 300	2. 6
ベルギー	1995	520	1. 9
オランダ	2008	1,800	0.9
ドイツ	2013	7, 100	1. 2
イタリア	1996	2, 650	2. 2
イギリス	2002	2, 300	2. 6
デンマーク	2001	420	1. 3
スペイン	1995	695	5. 7
ノルウェー	1995	300	1. 4
スウェーデン	1995	600	1. 4
フィンランド	1995	325	1. 5
スイス	2001	380	1. 9
オーストリア	2002	330	2. 4
ロシア	1987	4,000	7. 0
ハンガリー	1995	350	3. 1
ルーマニア	1999	550	4. 1
アメリカ	1998	12,000	2. 6
カナダ	1998	1, 250	2. 7
メキシコ	1995	800	13. 2
ブラジル	1996	4, 000	4. 0

注: (一財) 自転車産業振興協会資料による。

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

			16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
全	Л	原動機付自転車 (50cc以下)	8, 915, 037	8, 566, 613	8, 345, 225	8, 134, 692	8, 739, 686
		京 付 二 種 ccを超125cc以下)	1, 329, 410	1, 353, 732	1, 378, 714	1, 397, 085	1, 341, 088
国	計		10, 244, 447	9, 920, 345	9, 723, 939	9, 531, 777	10, 244, 447
	Ŋ	原動機付自転車 (50cc以下)	625, 525	606, 945	596, 638	582, 395	625, 525
都	原付	9 0 0 0 以下	71, 190	71, 190	69, 021	76, 708	62, 783
48	三種	12500以下	99, 980	99, 980	108, 427	85, 268	115, 339
	計		787, 501	778, 115	774, 086	760, 517	787, 501

			21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
全	J	原動機付自転車 (50c以下)	7, 694, 009	7, 448, 862	7, 448, 862	6, 899, 459	6, 661, 807
	"	京 付 二 種 ccを超125cc以下)	1, 479, 588	1, 511, 440	1, 511, 440	1, 582, 925	1, 626, 094
国	計		9, 173, 597	8, 960, 302	8, 960, 302	8, 482, 384	8, 287, 901
	ļ	原動機付自転車 (50c以下)	531, 516	509, 688	486, 232	463, 661	442, 874
都	原付	9 0 00以下	60, 651	57, 578	53, 515	49, 878	46, 571
411	二種	12500以下	126, 660	133, 097	140, 002	145, 166	151, 204
	計		718, 827	700, 363	679, 749	658, 705	640, 649

注:警視庁交通年鑑平成25年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 都道府県別保有台数

平成25年4月1日現在

都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都	3道府県	原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)
総			6, 661, 807		滋賀	13, 178	84, 114
北	海道	19, 606	82, 059		京 都	68, 230	252, 982
	青 森	7, 585	50, 256	近畿	大 阪	151, 618	621, 321
	岩 手	10, 948	60, 766	儿畝	兵 庫	94, 323	378, 308
東北	宮城	18, 470	100, 898		奈 良	19, 429	138, 248
米化	秋 田	5, 133	31, 691		和歌山	31, 307	144, 587
	山形	7,810	44, 635		鳥 取	3, 934	18, 300
	福島	15, 186	78, 066		島根	5, 549	32, 502
東京	(警視庁)	197, 311	429, 597	中国	岡山	29, 156	117, 682
	茨 城	23, 161	133, 194		広 島	52, 219	233, 192
	栃木	16, 585	86, 818		山口	14, 874	71, 127
	群馬	18, 960	78, 955		徳島	12, 399	55, 832
	埼 玉	84, 289	306, 539	四国	香 川	20, 018	75, 007
関東	千 葉	59, 329	275, 759		愛 媛	35, 042	154, 622
医米	神奈川	179, 395	500, 252		高 知	17, 467	74, 580
	新 潟	17, 842	106, 416		福岡	50, 575	249, 752
	山 梨	9, 448	74, 224		佐 賀	8, 334	38, 861
	長 野	20, 792	110, 085		長崎	29, 245	97, 430
	静岡	59, 864	250, 375	九州	熊 本	19, 880	131, 358
_	富山	5, 341	25, 913	74711	大 分	12, 333	75, 969
	石 川	5, 653	34, 335		宮崎	9, 396	63, 143
中部	福井	3, 192	22, 631		鹿児島	19, 370	133, 920
T =1	岐 阜	11, 935	63, 810		沖 縄	37, 649	87, 189
	愛 知	55, 161	270, 759				
	三 重	17, 573	113, 748		注:警視庁	交通年鑑平成	25年版による。

ウ 区市町村別保有台数

平成25年4月1日現在

下の									平成25年	4月1日現在
125cc以下 90cc以下 50cc以下 125cc以下 125cc以下 90cc以下 50cc以下 50cc以下	区 古 m ++		原付二種原付自転車			日本町井		原付金	原付自転車	
計		71111111111111111111111111111111111111	125cc以下	90cc以下	50cc以下		71 1m1 小1	125cc以下	90cc以下	50cc以下
千代田区 466 309 2,280 中央区 1,170 365 3,881	総数		151, 204	46, 571	442, 874		町田市	6, 114	1, 408	27, 756
中央区		計	103, 669	30, 352	260, 618		小金井市	927	284	2, 958
注版 日本		千代田区	466	309	2, 280		小平市	1, 790	524	5, 697
新宿区 3,187		中央区	1, 170	365	3, 881		日野市	2, 114	709	8, 343
文京区		港区	2, 296	828	6, 159		東村山市	1, 507	500	4, 949
古東区 1,873 666 4,826 248 2,295		新宿区	3, 187	1, 047	8,804		国分寺市	853	283	2, 908
基田区 3,148 925 7,650 1		文京区	1, 750	688	5, 480		国立市	561	216	1,806
正東区 5,553 1,339 12,485 1,049 384 3,540 日黒区 2,607 798 6,647 大田区 9,735 2,461 20,091 世田谷区 9,255 2,596 23,833 改合区 2,190 928 5,883 中野区 3,284 1,004 7,887 移並区 4,826 1,552 11,821 豊島区 2,411 820 5,402 北 区 3,536 1,016 8,796 荒川区 1,969 732 5,275 校橋区 7,488 1,977 17,186 定立区 10,345 2,663 27,017 高飾区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 八王子市 7,667 7,26 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 京城野市 386 344 2,967 京城野市 386 346 3,530 京城野市 386 344 2,967 京城野市 384 564 5,610 市市 1,477 893 7,131 市中市 2,735 702 8,974 日本 日本 10,04 384 3,540 京城野市 1,077 462 3,730 日本 1,049 384 3,540 京城町市 1,049 384 3,540 京城町市 1,096 451 3,938 京城町市 1,096 451 3,928 京城町市 1,004 7,887 京城町市 1,001 674 4,038 西東京市 2,052 617 6,126 計		台東区	1,873	666	4,826		福生市	564	248	2, 295
正東区 5,553 1,339 12,485		墨田区		925	7,650	古郊	狛江市	1,088	291	2, 757
日黒区 2,607 798 6,647 大田区 9,735 2,461 20,091 世田谷区 9,255 2,596 23,833 沙彦市 1,848 448 7,586 20,091 20,001		江東区	5, 553	1, 339	12, 485	111 111	東大和市	1, 049	384	3, 540
大田区 9,735 2,461 20,091 世田谷区 9,255 2,596 23,833 決谷区 2,190 928 5,883 中野区 3,284 1,004 7,887 杉並区 4,826 1,552 11,821 豊島区 2,411 820 5,402 北 区 3,536 1,016 8,796 荒川区 1,969 732 5,275 校橋区 7,488 1,977 17,186 検馬区 7,488 1,977 17,186 校橋区 7,488 1,977 17,186 校橋区 7,488 1,977 17,186 校橋区 7,488 1,977 17,186 校橋区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 計 46,442 15,556 175,731 八王子市 7,667 2,914 35,270 立川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 武蔵野市 886 344 2,967 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730 本書 大島町 99 74 646 千津島村 61 2 49 大島町 99 74 646 新島村 31 34 345 神津島村 67 33 699 青ヶ島村 1 3 19 小文町 60 37 609 青ヶ島村 1 3 19 小笠原村 92 29 717		品川区	4, 659	1, 196	11,035		清瀬市	849	213	3, 348
世田谷区 9,255 2,596 23,833 多摩市 1,848 448 7,586 渋谷区 2,190 928 5,883 お旅市 1,196 241 3,863 中野区 3,284 1,004 7,887 お旅地区 4,826 1,552 11,821 豊島区 2,411 820 5,402 地区 3,536 1,016 8,796 荒川区 1,969 732 5,275 万万 442 3,229 荒川区 1,969 732 5,275 市場極展区 8,124 2,499 22,165 計 705 442 3,229 瑞藤馬区 8,124 2,499 22,165 計 99 74 646 足立区 10,345 2,663 27,017 事務的 計 388 221 3,296 北原村 46,442 15,556 175,731 大島町 99 74 646 大上市 7,667 2,914 35,270 計 38 221 3,296		目黒区	2,607	798	6, 647		東久留米市	1,572	482	5, 321
世田谷区 9,255 2,596 23,833	マ 並	大田区	9, 735	2, 461	20, 091		武蔵村山市	1,096	451	3, 928
中野区 3, 284 1,004 7,887 杉並区 4,826 1,552 11,821 豊島区 2,411 820 5,402 北区 3,536 1,016 8,796 荒川区 1,969 732 5,275 板橋区 7,488 1,977 17,186 練馬区 8,124 2,499 22,165 足立区 10,345 2,663 27,017 葛飾区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 八王子市 7,667 2,914 35,270 立川市 1,667 726 5,738 武蔵町市 886 344 2,967 武蔵町市 1,884 564 5,361 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 市部市 1,077 462 3,730	어디스	世田谷区	9, 255	2, 596	23, 833		多摩市	1,848	448	7, 586
杉並区		渋谷区	,	928	5, 883	郡部	稲城市	1, 196	241	3, 863
豊島区 2,411 820 5,402 西東京市 2,052 617 6,126 北区 3,536 1,016 8,796 計 705 442 3,229 荒川区 1,969 732 5,275 瑞穂町 427 242 1,773 板橋区 7,488 1,977 17,186 ## 日の出町 191 138 931 建馬区 8,124 2,499 22,165 ## 日の出町 191 138 931 建立区 10,345 2,663 27,017 排原付 25 20 144 基節区 5,340 1,588 13,482 計學多學學可 388 221 3,296 江戸川区 8,457 2,355 22,533 大島町 99 74 646 人王子市 7,667 2,914 35,270 計島的 1 1 26 大島町 1,667 726 5,738 計學書 46 2 49 市部 1,477 893 <td></td> <td>中野区</td> <td>3, 284</td> <td>1,004</td> <td>7, 887</td> <td></td> <td>565</td> <td>275</td> <td>2,097</td>		中野区	3, 284	1,004	7, 887			565	275	2,097
出 区 3,536			4, 826	1, 552	11,821		あきる野市	1,001	674	4, 038
荒川区 1,969 732 5,275 板橋区 7,488 1,977 17,186 練馬区 8,124 2,499 22,165 足立区 10,345 2,663 27,017 裏飾区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 計 46,442 15,556 175,731 八王子市 7,667 2,914 35,270 立川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730		豊島区	2, 411	820	5, 402		西東京市	2,052	617	
板橋区		北 区	3, 536	1,016	8, 796			705	442	3, 229
練馬区 8,124 2,499 22,165 足立区 10,345 2,663 27,017 葛飾区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 計 46,442 15,556 175,731 八王子市 7,667 2,914 35,270 並川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730		荒川区	1, 969	732	5, 275		瑞穂町	427	242	1, 773
足立区 10,345 2,663 27,017 檜原村 25 20 144 葛飾区 5,340 1,588 13,482 計 388 221 3,296 江戸川区 8,457 2,355 22,533 大島町 99 74 646 八王子市 7,667 2,914 35,270 利島村 1 1 26 並川市 1,667 726 5,738 書部 島部 高村 31 34 345 市部 三鷹市 1,884 564 5,361 海陽村 67 33 699 三窓市 1,884 564 5,361 海陽村 6 2 49 八丈町 60 37 609 709 700			7, 488	1, 977	17, 186		日の出町	191	138	931
葛飾区 5,340 1,588 13,482 江戸川区 8,457 2,355 22,533 計 46,442 15,556 175,731 八王子市 7,667 2,914 35,270 立川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730		練馬区	8, 124	2, 499	22, 165		奥多摩町	62	42	381
大島町 99 74 646 646 175, 731 1 1 26 175, 731 1 1 26 175 175 1 1 1 26 175 1 1 1 1 1 1 1 1 1		足立区	10, 345	2, 663	27,017			25	20	144
計 46, 442 15, 556 175, 731 八王子市 7, 667 2, 914 35, 270 立川市 1, 667 726 5, 738 武蔵野市 886 344 2, 967 三鷹市 1, 884 564 5, 361 青梅市 1, 477 893 7, 131 府中市 2, 735 702 8, 974 昭島市 1, 077 462 3, 730 利島村 1 1 26 新島村 31 34 345 神津島村 67 33 699 三宅村 31 8 186 御蔵島村 6 2 49 人丈町 60 37 609 青ヶ島村 1 3 19 小笠原村 92 29 717		葛飾区	5, 340	1, 588	13, 482		計	388	221	3, 296
八王子市 7,667 2,914 35,270 立川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 正鷹市 1,884 564 5,361 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730		江戸川区		,				99	74	646
立川市 1,667 726 5,738 武蔵野市 886 344 2,967 三鷹市 1,884 564 5,361 青梅市 1,477 893 7,131 府中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730 神津島村 67 33 699 三宅村 31 8 186 御蔵島村 6 2 49 八丈町 60 37 609 青ケ島村 1 3 19 小笠原村 92 29 717		11.1	46, 442	,	175, 731			1	1	26
市部 三鷹市 1,884 564 5,361 青梅市 1,477 893 7,131 房中市 2,735 702 8,974 昭島市 1,077 462 3,730		八王子市	7, 667	2, 914	35, 270					345
古藤野市 886 344 2,967 三宅村 31 8 186 三鷹市		立川市	1,667	726	,	自郊		67	33	699
青梅市 1,477 893 7,131 八丈町 60 37 609 府中市 2,735 702 8,974 青ヶ島村 1 3 19 昭島市 1,077 462 3,730 小笠原村 92 29 717				344	2, 967	品品				186
府中市 2,735 702 8,974 青ケ島村 1 3 19 昭島市 1,077 462 3,730 小笠原村 92 29 717	市部	三鷹市	1, 884	564	5, 361		御蔵島村	0	_	49
昭島市 1,077 462 3,730 小笠原村 92 29 717		青梅市	1, 477	893	7, 131			60		609
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		府中市	2, 735	702	8, 974		青ケ島村	1	3	19
調布市 2,303 703 7,244 注:警視庁交通年鑑平成25年版による。		昭島市	1, 077	462	3, 730					
		調布市	2, 303	703	7, 244		注:警視庁	交通年鑑平成2	25年版による	0

(3) 自転車防犯登録台数

平成25年12月末現在

登録総台数						平成25年12月末現在 登録総台数					
区分		平成25年 平成24年 増減 増減率 (%)				区分		平成25年	平成24年	増減	増減率 (%)
総	数	18, 629, 216	18, 493, 565	135, 651	0.7		滝 野 川	59, 511	61, 141	-1, 630	-2.7
2	麹町	7, 078	7, 206	-128	-1.8		王 子	92, 378	92, 832	-454	-0.5
	丸の内	73, 066	66, 744	6, 322	9.5		赤羽	258, 054	264, 357	-6, 303	-2.4
	神 田	27, 849	30, 846	-2, 997	-9. 7	第一	枚 橋	249, 279	247, 438	1,841	0.7
	万世橋	86, 359	79, 511	6, 848 -151	8.6	十方	市 自 亚	211, 867	213, 573	-1, 706	-0.8
	力 松	23, 186 14, 354	23, 337 13, 170	-151 1, 184	-0. 6 9. 0	面	局 局 平	264, 408 285, 915	254, 874 279, 982	9, 534 5, 933	3. 7 2. 1
第	<u>へ 仏</u> 築 地	43, 534	41, 870	1, 164	4. 0	,	光 が 丘	243, 697	247, 712	-4, 015	-1.6
_	月 鳥	40, 952	40, 680	272	0.7		石 神 井	411, 267	427, 562	-16, 295	-3.8
方面	爱 宕	11, 419	11, 713	-294	-2. 5		十方面計	2, 076, 376	2, 089, 471	-13, 095	-0.6
Щ	三 田	17, 784	11, 713 18, 220	-436	-2.4		上 野	280, 770	286, 072	-5, 302	-1.9
	高 輪	19, 794	20, 160	-366	-1.8		下 谷	32, 719	30, 422	2, 297	7. 6
	麻布	42,635	39, 584	3, 051	7.7		浅草	68, 450	67, 322	1, 128	1.7
	赤 坂	40, 329	44, 166	-3, 837	-8. 7		蔵 前	11, 694	12, 312	-618	-5.0
	東京湾岸	52, 384	48, 526	3, 858	8.0	第	尾 久	60, 797	58, 781	2,016	3. 4
	一方面計	500, 723	485, 733	14, 990	3. 1	六土	南千住	204, 107	198, 536	5, 571	2.8
	品川	100, 581	97, 492	3, 089	3. 2	方面	荒 川	102, 611	105, 344	-2, 733	-2.6
	大井	138, 746	140, 344	-1, 598	-1.1	İĦİ	十 任	150, 605	158, 139	-7, 534	-4.8
A-K-	大 崎	30, 189	31, 341 117, 346	-1, 152 5, 041	-3. 7 4. 3		四 新 井 竹 の 塚	434, 771 255, 389	431, 365	3, 406 18, 997	0.8 8.0
第一	仕	122, 387 264, 730		2, 567			州の塚		236, 392	16, 997 1, 435	(*************
方	田園調布	264, 730 153, 452	262, 163 158, 294	-4, 842	1. 0 -3. 1		液	264, 913 1, 866, 826	263, 478 1, 848, 163	18, 663	0.5 1.0
面	藩 田	443, 978	433, 269	10, 709	2. 5		深川	409, 956	409, 788	168	0. 0
	池 上	211, 425	206, 157	5, 268	2.6		城東	406, 105	398, 146	7, 959	2.0
	東京空港	4	4	±0	±0		本 所	106, 787	104, 501	2, 286	2.2
	二方面計	1, 465, 492	1, 446, 410	19, 082	1.3	第	向 島	230, 554	230, 503	51	0.0
	世田谷	231, 054	230, 677	377	0.2	七	亀有	381, 973	378, 149	3, 824	1.0
	北 沢	179, 330	180, 269	-939	-0.5	方	葛 飾	334, 956	327, 876	7, 080	2. 2
	玉 川	204, 483	200, 263	4, 220	2. 1	面	小 松 川	275, 923	260, 535	15, 388	5. 9
第一	成 城	373, 670	367, 149	6, 521	1.8		葛 西	566, 136	564, 000	2, 136	0.4
二方	具 黒	110, 185	110, 755	-570	-0.5		ルカエシ	215, 654	228, 186	-12, 532	-5.5
万面	碑文谷	236, 870	231, 033	5, 837	2.5		七方面計	2, 928, 044	2, 901, 684	26, 360	0.9
Щ	京 存 字	145, 822 94, 642	145, 229	593 2, 059	0. 4 2. 2		市 局	196, 413	190, 650 471, 219	5, 763 4, 037	3. 0 0. 9
	原 1自 ピ ヵ 末	86, 366	92, 583 84, 942		1.7		東大和	475, 256	275, 705	-4, 832	-1.8
	三方面計	1, 662, 422	1, 642, 900	1, 424 19, 522	1. 2		床 八 和 府 由	270, 873 458, 722	451, 309	7, 413	1.6
	牛 込	20, 720	19, 118	1,602	8. 4	笙	小 金 井	320, 757	324, 756	-3, 999	-1. 2
	新宿	284, 210	277, 111	7, 099	2. 6	第 八	田 無	492, 214	489, 866	2, 348	0. 5
	戸塚	182, 303	191, 279	-8, 976	-4. 7	方	小 平	214, 134	211, 669	2, 465	1.2
第	四 谷	102, 084	99, 099	2, 985	3. 0	面	東村山	270, 242	271, 163	-921	-0.3
兀	中野	168, 675	164, 924	3, 751	2.3		武 蔵 野	361, 565	358, 161	3, 404	1.0
方	野 方	169, 277	168, 529	748	0.4		<u> </u>	277, 392	280, 243	-2, 851	-1.0
面	杉並	249, 442	248, 585	857	0.3		調布	373, 611	365, 676	7, 935	2.2
	高井戸	327, 752	323, 595	4, 157	1.3		八方面計	3, 711, 179	3, 690, 417	20, 762	0.6
	死 窪	212, 494	213, 975	-1, 481	-0.7		青梅	194, 702	190, 839	3, 863	2.0
	四方面計	1, 716, 957	1, 706, 215	10,742	0.6		五日市	22, 585	20, 851	1, 734	8.3
	富 坂	30, 109	29, 017	1,092	3.8	5h	福生	263, 770	260, 399	3, 371	1.3
ケ	大塚 大	15, 362 141 158	16, 216	-854 -010	-5.3	第九	八 王 子	438, 362 157 <i>4</i> 15	451, 058	-12, 696	-2.8
第五	本 富 士 駒 込	141, 158 12, 913	142, 077 12, 538	-919 375	-0. 6 3. 0	力方	南水沢	157, 415 98, 030	154, 884 76, 012	2, 531 22, 018	1.6
力力	単	12, 913 128, 449	12, 538 126, 875	375 1, 574	1.2	面	町 田	427, 229	427, 242	-13	29.0
面	光 物 池 袋	269, 552	271, 512	-1, 960	-0.7		日野	172, 190	174, 075	-1, 885	-1. 1
	目 白	102, 500	102, 331	169	0. 2		多摩中央	226, 599	226, 385	214	0. 1
	五方面計	700, 043	700, 566	-523	-0.1		九方面計	2, 000, 882	1, 981, 745	19, 137	1. 0
		, -	· · ·				大 島	0	0	±0	±0
ì	主:警視庁交	通年鑑平成25年	年版(生活安全部	邻生活安全総	務		新 島	0	0	±0	±0
	課調べ)に	こよる。登録台	数とは、警視月			島	三宅島	0	0	±0	±0
	されてい	る台数をいう。				部	八丈島	226	210	16	7. 6
							小 笠 原	46	51	-5	-9.8
							島 部 計	272	261	11	4. 2

(4) 自転車生産実績(全国)

(単位:千台)

年	軽快車	電動 アシスト車	子供車 · 幼児車	ミニサイクル	マウンテン バ イク	特殊車	スポ゚ーツ車	実用車	計
昭和57年	700		1,607	2, 810		79	1, 252	85	6, 533
昭和58年	860		1,510	2, 932		131	1, 546	61	7, 040
昭和59年	916		1, 322	2,871		181	1, 465	57	6, 812
昭和60年	1,017		1, 360	2, 753		308	1, 304	42	6, 784
昭和61年	1, 339		1, 268	2, 687		254	999	37	6, 584
昭和62年	2, 296		1, 316	2, 570		275	883	38	7, 378
昭和63年	2,893		1, 327	2, 192		301	761	35	7, 509
平成元年	3, 486		1, 290	2, 065		350	562	38	7, 791
平成2年	3, 694		1, 315	1,822		602	501	35	7, 969
平成3年	3, 511		1, 224	1, 426		855	405	27	7, 448
平成4年	3, 641		1, 227	1, 197		746	451	24	7, 286
平成5年	3, 544		1,099	991		773	428	23	6, 858
平成6年	3, 789		1,045	970		647	230	21	6, 702
平成7年	3, 956		967	1,022		506	108	21	6, 580
平成8年	3, 979		841	864	168	215	70		6, 137
平成9年	3, 951	230	628	840	120	151	60		5, 980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5, 929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5, 591
平成12年	3, 223	147	532	572	63	142	特平 殊成	特平 殊成	4, 679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115	車十	車八	4, 183
平成14年	2, 205	227	220	354	15	55	の一内年	に年含し	3, 076
平成15年	1, 786	209	180	286	11	48	数一 と月	ま月 れ以	2, 520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59	な以っ降	る降 こ	2, 455
平成17年	1, 325	224	108	177	29	65	た。スパ	こ と 実 に 用	1, 926
平成18年	876	236	52	82	24	65	ポープ	な車っは	1, 335
平成19年	720	248	39	78	5	46	ツカ	た、	1, 136
平成20年	647	274	46	77	4	46	車 は、		1, 095
平成21年	567	311	52	66	6	47	,		1, 049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1, 057
平成23年	553	403		14	45				1, 102
平成24年	492	383		13	37				1,012
平成25年	392	444		13	30				966

注: (一財) 自転車産業振興協会資料による 千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者 会長野澤隆寛

◇所 在 地

本 部 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1

電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868

技術研究所 〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3

◇設 立 昭和33年9月15日 (平成25年4月1日 一般財団法人に移行)

◇目 的 自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進 並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

◇事 業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- (7)講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代 表 者 理事長 渡 辺 恵 次

◇所 在 地 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1

電話(03)(5791)3203 ファクシミリ(03)(5420)2211

◇設 立 昭和23年2月19日 (平成24年4月1日 一般社団法人に移行)

◇目 的 安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に 推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、 更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値 である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事 業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇ 会 目

- ①正会員 103名 (平成25年12月16日現在)
- ②賛助会員 220名
 - ((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者 会長石黒克巳

電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957

自転車文化センター

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957

◇設 立 昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)

◇目 的 自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上 に寄与する。

◇事

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- (7) 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代 表 会 長 谷 垣 禎 一

〒141-8663 東京都品川区上大崎3-3-1 ◇所 在 地 電話(03)(5793)3190 ファクシミリ(03)(5793)3199

◇設 ₩. 昭和39年5月22日 (平成25年4月1日 公益財団法人に移行)

生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及び ◇目 的 サイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、 サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国におけ る質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻 く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、 国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ④サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑤サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究 ⑥サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑦サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑧関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

替助会員 14,000名 (平成25年度)

((一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所 地 在

> 本 部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11 日本橋ピアザビル7階

> > 電話(03)(3667)4621 ファクシミリ(03)(3667)4623

大阪事務所 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階

電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994

名古屋事務所 愛知県名古屋市中村区名駅4-2-7丸森パークビル3階

電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855

立 昭和54年4月16日 ◇設

◇目 的 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の

利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関

する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事

- ①自転車等駐車場の設置及び運営
- ②自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- (7)全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所 在 地 〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階

電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355

◇設 立 昭和35年3月19日

◇目 的 安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市 機能の維持増進に貢献する。

◇事 業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所 在 地 〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8

電話(03)(3251)8446-7 ファクシミリ(03)(5256)6820

◇設 立 昭和30年8月24日

◇目 的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、 もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上 を図る。

◇事 業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るため の教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所 在 地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内

電話(03)(3993)1111内線8315 ファクシミリ(03)(3993)6557

◇設 立 平成4年2月13日

◇目 的 総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転 車対策を推進するという理念のもと設立

◇活 動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極 的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会 員 (1)正会員 126団体(平成26年9月現在)

(2) 賛助会員 8団体

(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所 在 地 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11

豊島区土木部交通対策課内

電話(03)(3981)4847 ファクシミリ(03)(3981)4844

◇設 立 平成元年10月

◇目 的 撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車74,745台を91ヶ国へ譲与(平成25年度末現在)

◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

昭和55年11月25日法律第87号

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、 自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と 交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車 等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を いう。)をいう。
 - 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
 - 四 道路 道路法(昭和27年法律第 180号)第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその 他の場所をいう。
 - 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

- 第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、 自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互 に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

- 第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、 一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)の撤去等に努めるものとする。
- 第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、 その撤去した自転車等を保管しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を 講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の 期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要 するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することがで きる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めら れるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

- 第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。
- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要
 - 四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力 鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

- 第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

- 第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺 の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。
- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の 都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければ ならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する 交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

- 第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。
- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道 府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

- 第14条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に 定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置 を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。
- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な 指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

- 第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則(昭和55、11、25法87)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成5、12、22法97)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 建築基準法関係

	項目	自転車駐車場
,	規模建築物 (法21条)	①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない
	火壁 (法26条)	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、原則として 1,000㎡以内ごとに耐火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない
,	装制限 (法35条の2) (令128条の4)	平屋は延べ面積3,000㎡、 2階建は1,000㎡、3階 以上は500㎡を超える場合、原則として 内装制限を受ける
	道義務 (法43条) (条例 4 条) (条例10条の3)	①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは接道長さ6m以上、2,000㎡を 超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上
,	根 (法22条)	法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により火災が燃え広がらないこと及び屋根が燃えぬけないものとする。 ※法22条地域(8.4.1 都告示361):防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域
	壁 (法23条)	法22条地域において、木造建築物等は外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁などの 準防火性能を有する壁としなければならない。 ※延焼のおそれのある部分(法2条) 隣地境界線、道路中心線、建築物相互間の中心線(同一敷地内に2棟以上ある場合)から3m(1階部分)、5m(2階以上の部分)以内にある建築物の部分
用	第一種低層 住居専用地域 及び 第二種低層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし・単独建築は不可
途	第一種中高層 住居専用地域	同上
地域	第二種中高層 住居専用地域	・住宅等に附属するもの は規制なし ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下
	第一種 住居地域	・床面積3,000㎡以下
防火地域 (法61条)		階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。 ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒 先を防火構造としたものはこの限りでない

項目	自転車駐車場							
準防火地域 (法62条)	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。 地階を除く階数が3の建築物は、 耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする							
容積率制限にお ける床面積の 控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される							

〈注〉

法:建築基準法 令:建築基準法施行令 条例:東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、 危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の場合駐車場法施行令及び届出 (駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

< 参考>東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

- (1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し
- ア 特別区の大規模事務所 (床面積6千㎡超) について附置義務台数の算定基準 (面積調整率) を 緩和します。
 - (例) 床面積の区分 6 千㎡超1万㎡以下の部分

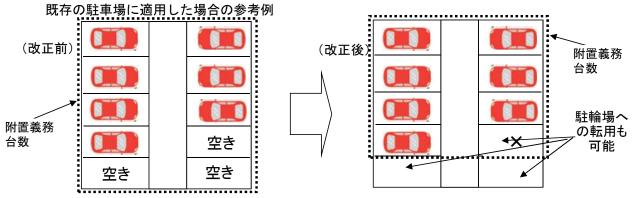
(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

- イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。
 - (現行) 床面積300㎡ごとに1台 → (改正後) 床面積350㎡ごとに1台
- (2) 既存建築物における取扱いの見直し

特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができることとします。

- → 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。
- (3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。



イ 主な消防法関係

項目		自転車駐車場	自動車駐車場
防火対象物の指定 (令6条)		令別表第1、15項「その他の事業場(主たる 用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場 (主たる用途に機能的に従属するものを除く)」
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)		収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)
	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡ 以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡ 以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定ありー条例)
	スプリンクラー 設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の 階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同左
消防用設備等	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火 設備 ハロゲン化物消 火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車の用に供される部分で次に掲げるものア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(7)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(付)屋上で床面積300㎡以上(ウ)屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く一条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知 設備 (令21条)	①延面積 1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積 300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積 500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積 300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
	漏電火災警報器 (令22条)	①延面積 1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地な どを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床 天井を有する場合に限る。)	規制なし
	消防機関へ通報 する火災報知 設備(令23条)	延面積 1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話 を設置した場合を除く。)	同 左

	項目	自転車駐車場	自動車駐車場
	非常ベル、 自動式サイ し り り り り り り り り り り 送 設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	報 非常ベル及 び放送設備 又は自動式 サイレン及 び放送設備	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数 3 以上	同左
消	避難器具 (令25条) (条例44条)	① 3 階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ② 3 階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※ 2 ③ 3 階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 (各 階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で 収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
防	誘導標識 (令26条)	全 部	同左
用	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
設備	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下4階以下の階で駐車の用に供する部分 の床面積 1,000㎡以上 (条例)
等	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階の除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積 1,000㎡以上(条例)※1④屋上で自動車駐 車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント 設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階 の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同左
	無線通信補助 設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

- 法:消防法 令:消防法施行令 条例:火災予防条例
- 1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項
- 2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。 3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成25年3月29日 条 例 第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都(以下「都」という。)、自転車 を利用する者(以下「自転車利用者」という。)、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な 利用を促進することを目的とする。

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 二 自転車道 白転車道の軟備等に関する対象 (四元45年)

 - 自転車道 自転車道の整備等に関する法律(昭和45年法律第16号)第2条第3項に規定する自転車道を いう。
 - 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
 - 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者を いう。
 - 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
 - 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業 (請負その他の
 - 方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業 (請負その他の 方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
 - 八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

(基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を 果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活 の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)並びに都民等の相 互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

- 第4条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策(以下「自転 車安全利用促進施策」という。)を総合的に実施するものとする。
- 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うもの とする。
- 3 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力 を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

- 第5条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であるこ とを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。
- 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の青務)

- 第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じ るとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。
- 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)、自転車の製造若しくは組立て又は整備 を業とする者、自転車駐車場を利用させることを業とする者(第13条において「自転車駐車場業者」とい う。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し 必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の青務)

第7条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力 するよう努めなければならない。

第2章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

- 第8条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以 下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。
- 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切 な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。
- 第3章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及
- (都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)
- 第9条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得するための機会の提供 その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用指針)

- 第10条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
 - 一 自転車の安全で適正な利用に必要となる技能に関する事項
 - 二 自転車の安全で適正な利用に必要となる知識に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要となる技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第12条 自転車使用事業者は、従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第13条 自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者(第23条第2項及び第37条において「自転車組立業者」という。)、自転車の整備を業とする者(第22条、第23条第2項及び第37条において「自転車整備業者」という。)及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第14条 事業者 (就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。第30条において「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(児童の技能及び知識の習得)

第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童(18歳未満の者をいう。次条において同じ。)に対し、 指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識 を習得させるよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第16条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、 指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第4章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

- 第17条 自転車利用者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第18条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減 する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

- 第20条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第22条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第22条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
 - 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
 - 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
 - 三 整備の方法及び確保すべき性能
 - 四 前3号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

- 第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよ う努めなければならない。
- 2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第22条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、 自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。 (違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

- 第23条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定 に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。
- 2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第5章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第24条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業 が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第25条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第26条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第6章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

- 第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を塡補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第28条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。 2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他 の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第7章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第29条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第30条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第8章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

- 第31条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用 に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第34条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。
 - 一 第33条第1項(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹 消された日から3年を経過しない者
 - 二 第34条(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより 第39条第1項の公表をされた日から2年を経過しない者
- 三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力 団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が
- 前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、 これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第1項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 5 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(登録に係る事項の変更等)

- 第32条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則 で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を 抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

- 第33条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹 消するものとする。
 - 第31条第2項各号に該当することとなったとき。
 - 不正の手段により登録を受けたとき。
 - E 正当な理由がなく登録に係る事業についての第38条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。 3 前2項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければなら ない。

(表示の制限)

第34条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表 示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業の登録等)

- 第35条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用 に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 第31条第2項から第5項まで及び第32条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付事業の登録等)

- 第36条 自転車貸付事業を営む者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する 基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 第31条第2項から第5項まで及び第32条から第34条までの規定は、前項の登録について準用する。

第9章雑則

(報告及び調査)

- 第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、 第31条第1項、第35条第1項若しくは前条第1項の登録を受けた者、第34条(第35条第2項又は前条第2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必 要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第38条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよ う勧告をすることができる。
- 第23条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること
- 第31条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認める もの当該基準に適合させること
- 三 第32条第1項(第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして いない者当該届出をすること。
- 四 第34条 (第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。) の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第35条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認める もの当該基準に適合させること。
- 六 第36条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認める もの当該基準に適合させること。

(公表)

- 第39条 知事は、前条第1号又は第4号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、 規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。
- 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に 対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

はじめに

都内では、平成24年中に1万7千件を超える自転車が関係した交通事故(以下「自転車事故」といいます。)が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合は約36%に達し、全国平均の約20%と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」 (平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。)を制定し、平成25年7月1 日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用(以下「安全利用」といいます。)を促進するための東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、この計画を策定しました。

第1 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、**『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する**』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第2 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第9次東京都交通安全計

画(平成23年東京都交通安全対策会議策定)があります。同計画は、平成23年度から27年度までを計画期間 とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第9次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第9次交通安全計画に合わせて、計画策定時から平成27年度末までとします。

なお、平成28年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定と合わせて、この計画も改定することとします。

第3 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な 結果として目指す数値目標(平成27年中)は、次のとおりとします。

• 自転車乗用中死者数 25人以下

• 自転車事故発生件数 13,000件以下

駅前放置自転車台数 30,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第9次東京都交通安全計画の目標(平成27年中の道路交通事故死者数150人未満)とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、 "交通秩序の確立"の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去3年間の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

(参考:平成24年の各数値)

- 自転車乗用中死者数 34人
- 自転車事故発生件数 17,078件
- 駅前放置自転車台数 48,197台

第4 安全利用に関する各主体の役割等

第1に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政(東京都、警視庁、国及び区市町村)、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

〇 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

〇 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

〇 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業者による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

〇 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導する とともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範 となるように自転車を安全で適正に利用します。

〇 その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力 しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第5の実施事項においては、道路交通法(昭和35 年法律第105号)、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法 律第87号。以下「自転車法」といいます。)、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に 関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な 取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、 不断の努力をしていくことが重要です。

第5 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険 な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車 を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない 場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げるこ ととなるときは、一時停止する。
- 夜間はライトを点灯する。
- 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- こまめに点検整備をする。
- 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、 自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者(自転車便)、自転車 旅客運送事業者(自転車タクシー)及び自転車貸付事業者(レンタサイクル・コミュニティサイク ル)は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践すると ともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針(以下「安全利用指針」といいます。)、東京都自転車点検整備指針(以下「点検整備指針」といいます。)、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得し

ます。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育(以下単に「教育」といいます。)の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室(以下単に「安全教室」といいます。)等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、児童・生徒の発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」(東京都教育委員会作成)を参考として、例えば次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD 等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定することにより、従業者の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。 各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で 適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努 めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売等の機会を捉えた教育は、正に自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布やポスターの掲示等により、交通ルール・マナーを周知します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客等に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、 自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免 許証交通安全教室等を行います。また、業務で自転車を利用する職員は、他の自転車利用者の模範 となるように自転車を安全で適正に利用します。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えます。

(イ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(4) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全 教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭で の教育を支援します。

イ 自転車を一人で利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者に対しては、行政、家庭、学校、 事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車 の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベント等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、 自転車シミュレータ教室の開催等により、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

(イ) 自転車を一人で利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設等に おける安全教室の開催等により、自転車を一人で利用する者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の 身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用 を促します。

また、行政は、老人クラブ等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、 自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携 した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や 機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

オ 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的 に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- 受講者に対する駐輪場の優先利用
- 会場における自転車の無料の点検整備
- 様々な年齢層に合わせたイベント(各種アトラクション、歌謡ショー、落語等)との同時開催
- 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が基本的に道路交通法に違反する違法行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市 町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、 駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場 の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確認等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力に努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保が推進されるようにします。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供する ことにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場所の利用を 促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場所の収容能力以上の自転車利用者の来 客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等 の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確

保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自 転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。
- イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、 撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自 らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自 転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び交通管理者は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。)も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン(自転車専用通行帯)、自転車ナビマーク等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、生活道路に入り込む自動車を排除し、自転車利用者等の安全を確保するため、幹線 道路の整備を推進します。

ウ 効果的な交通規制の実施

交通管理者及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における自動車の最高 速度30km/hの区域規制等を前提とした"ゾーン30"の整備、交差点における自動車による自転車の巻 き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行 者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や交通管理者、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び交通管理者は、ガイドラインも参考にして、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や交通管理者を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検

整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点 検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方 法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、 点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点 検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、 特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウインカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウインカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウインカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) 反射材、ヘルメット等の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、反射材や自転車乗車用へルメット等の利用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等における反射材等の配布、自らの率先した利用等により、反射材、ヘルメット等の普及を図ります。

(2) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険(火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等)が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険(以下「自転車損害賠償保険」といいます。)であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者

に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(3) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順(他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等)や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備 状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線(自転車対策重 点地区・路線)を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効 果が上がる街頭指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カードを活用した 街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年12月までに導入される悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習制度を円滑に運用し、自転車の安全利用を促進します。

第6 総括

1 各主体の連携による取組

第5で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による 取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施すること が重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自 ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けら れるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証を発行し、事業者は、その受講証を提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車の販売価格の割引を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもらたすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的 責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用され るための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車 小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービス の利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることになります。そのため、こうした観客や都民等が、安全で安心して通行できる環境を整備することが必要です。

第5で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの目標として捉え、歩行者の円滑な通行や首都東京にふさわしい都市景観の創出を図るための駐輪場の整備、外国人旅行者等でも自転車の通行場所や通行方法が一目で分かる地図や道路上の絵文字(ピクトグラム)の普及等を含め、自転車に関わる全ての主体が、第5で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る"誰もが安全で安心できる道路交通"を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者として の責任が伴う」という意識を社会全体に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成27年4月発行

登録番号(27)2

駅前放置自転車の現況と対策 平成26年度調査

編集·発行 東京都青少年·治安対策本部

総合対策部交通安全課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)3124

印刷所 昭和商事株式会社

東京都豊島区巣鴨三丁目24番11号

電話 03(3910)5921

